

第3章 各課の監査(本庁)

第1 教育総務課

1 所掌事務の概要

教育総務課（以下、総務課）の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 教育委員会の会議並びに請願書及び陳情書の処理に関すること。
- (2) 教育委員長、教育委員、教育長等の秘書事務に関すること。
- (3) 各部課の総合調整に関すること。
- (4) 市町村教育委員会に対する組織及び運営に関する必要な事項についての指導、助言及び連絡に関すること。
- (5) 機構及び職員（県立学校に置かれる職員にあつては、事務職員に限る。）の定数に関すること。
- (6) 職員（県立学校に置かれる職員にあつては、事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、服務、勤務成績の評定、人事記録その他の人事に関すること。
- (7) 職員及び県費負担教職員の給与、旅費及び費用弁償に関すること（他の課及び教育事務所^所の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 退職した職員及び県費負担教職員の退職手当に関すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 公印の制定及び管守並びに文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- (11) 規則及び訓令その他の規程の案その他文書の審査並びに法規の解釈に関すること。
- (12) 行政文書開示及び個人情報保護に係る事務の総合調整に関すること。
- (13) 儀式及び顕彰の総括に関すること。
- (14) 官公署及び職員団体その他の団体との一般的事項についての連絡に関すること。
- (15) 職員（県立学校に置かれる職員にあつては、事務職員に限る。）の研修に関すること。
- (16) 費用弁償の基準に関すること。
- (17) 争訟に関する事務の総括に関すること。
- (18) 損害賠償に係る事務の総括に関すること。
- (19) 教育に関する法人及び公益信託に関すること。
- (20) 法規審査委員会に関すること。
- (21) 行事の後援の総括に関すること。
- (22) 教育事務所に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要」の「その1 分掌事務の概況」

(注) 所管事務のうち、(7)の職員の給与に関する事務は、22年度に財務施設課から総務課に移管された事業である。

2 職員配置状況

教育総務課の職員の配置状況は、以下の通りである。

図表番号 3-1-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

職別 区分	教育長	教育次長	部長 次長 参事	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	副主幹
事務職員	1	1	3	1	4	11
	主査	副主査	主任主事	主事 技師	その他の 職員	計
	14（注 1）	3	3	8	4（注 2）	53

（出所）「様式本 2 職員配置状況」より作成。

（注 1）14 名のうち 3 名は情報システム課との併任である。

（注 2）その他の職員は嘱託である。

（注 3）平成 23 年に班長職を新設して 4 名を充てているが職員合計は 52 名と 1 名減員した。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-1-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
国庫支出金	国庫補助金	民生費 国庫補助金 (注 1)	46	△46	-	-	-	-	-
		教育費 国庫補助金 (注 2)	275,589	△0	-	275,589	261,423	-	14,165
	国庫負担金	教育費 国庫負担金 (注 3)	68,479,786	-	-	68,479,786	68,479,786	-	-
国庫支出金 計			68,755,420	△46	-	68,755,374	68,741,209	-	14,165
諸収入	雑入	雑入	11	-	-	11	11		-
		雑入 (注 4)	91,919	△3,913	1	87,828	87,840	△15	2
		雑入 (注 5)	4,089		-	4,089	4,089	-	-
諸収入 計			96,018	△3,913	-	91,927	91,940	△15	2
合計			68,851,439	△3,959	-	68,847,302	68,833,149	△15	14,167

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注 1) 勘定科目の誤りにより取り消している。

(注 2) 在外教育施設派遣教員委託費に伴う文部科学省からの国庫補助金。

(注 3) 文部科学省からの義務教育費国庫負担金。

(注 4) 学校管理者賠償責任保険金 51,179 千円、国際協力機構人件費補填金 26,366 千円 他

(注 5) 不正経理に伴う職員等返還金。

4 歳出事務

歳出毎の事業実績は、図表番号 3-1-3 のようになっている。金額的には、総務課の執行額の多くは、財務施設課から移管された給与執行业務で占められている。

図表番号 3-1-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)	備考
教育委員会費	1 教育委員会会議の開催 2 教育功労者の表彰	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 1 目 教育委員会費	18,606	18,251	
事務局費	1 事務局（本庁 1 2 課、 5 教育事務所及び学校を除く 教育機関の person 費（附帯事務費含む） 計 805 人分 2 事務局の運営費	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 目 事務局費	7,526,590	7,521,679	
行政指導費	1 市町村教育委員会の指導 2 教育事務所の管理運営 3 行政文書の審査、法規の整備、教育法人の指導 4 職員の人事管理、研修	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 3 目 行政指導費	219,004	206,782	
財務管理費	給与システム用 PC の借上	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 4 目 財務管理費	48,122	48,122	*1
小学校職員人件費	小学校教職員の person 費 教員 17,945 人 事務職員 902 人 技術職員 281 人 計 19,128 人 (H23.3 月支給実績 person 数)	第 11 款 教育費 第 2 項 小学校費 第 1 目 教職員費	157,855,818	157,759,712	*1

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)	備考
中学校教職員費	中学校教職員の人件費 教員 9,951 人 事務職員 431 人 技術職員 118 人 <hr/> 計 10,500 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第3項 中学校費 第1目 教職員費	89,427,304	89,345,635	*1
高等学校総務費	高等学校教職員の人件費 教員 7,041 人 事務職員 581 人 技術職員 13 人 その他 161 人 <hr/> 計 7,796 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第4項 高等学校費 第1目 高等学校総務費	69,021,795	68,996,140	*1
実習船運営費	水産高等学校の実習船における人件費 職員 26 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第4項 高等学校費 第7目 実習船運営費	196,830	196,359	*1
特別支援学校総務費	特別支援学校教職員の人件費 教員 3,033 人 事務職員 133 人 技術職員 28 人 その他 144 人 <hr/> 計 3,338 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第5項 特別支援学校費 第1目 特別支援学校総務費	27,834,906	27,790,280	*1
合計			352,148,975	351,882,957	

(出所) 教育総務課からの提供資料

(注) (*1)いずれも22年4月1日付で財務施設課から移管された業務

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-1-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残	
教育費	教育 総務 費	教育 委員会費	報酬	14,678	-	14,478	198	
			報償費	174	-	173	0	
			旅費	624	-	572	52	
			需用費	354	-	251	103	
			役務費	590	-	590	0	
			使用料及び 賃借料	233	-	232	0	
			負担金・補助 及び交付金	1,955	-	1,955	-	
		行政指導費 計			18,606	-	18,251	355
		事務局費						
		給与			3,810,790	-	3,810,748	42
		職員手当等			2,461,335	-	2,458,850	2,485
		共済費			1,228,931	△188	1,226,873	1,870
		賃金			5,499	△4,853	429	27
		報償費			180	-	180	-
		旅費			1,701	-	1,549	152
		交際費			246	-	231	15
		需用費			3,125	-	3,115	9
		役務費			12,839	△2	12,801	36
		使用料及び 賃借料			1,720	-	1,714	6
		備品購入費			93	-	93	-
		負担金・補助 及び交付金			80	-	53	27
		公課費			51	-	-	-
		事務局費 計			7,526,590	△5,042	7,516,636	4,911
		行政指導費						
		報償費			6,070	-	6,059	10
		共済費			1,617	△2	1,494	122
		賃金			9,994	-	9,895	99
		報酬			329	-	89	240
		旅費			23,035	△2	20,751	2,282
		需用費			39,369	△34,547	131	4,691

		役務費	10,302	△8,450	179	1,673
		委託料	40,770	△11,897	26,403	2,471
		使用料及び 賃借料	23,427	△4,062	18,875	490
		工事請負費	277	△229	-	48
		備品購入費	324	△274	-	50
		負担金・補助 及び交付金	1,912	△12	1,862	38
		補償・補填 及び賠償金	61,500	-	61,500	-
		公課費	78	△70	-	8
		行政指導費 計	219,004	△59,545	147,237	12,222
	財務管理費	使用料及び 賃借料	48,122	-	48,122	0
		財務管理費 計	48,122	-	48,122	0
小 学 校 費	教職員費	給料	82,878,152	-	82,843,612	34,540
		職員手当等	44,226,809	-	44,205,636	21,173
		共済費	30,750,857	△3,500	30,706,964	40,392
	小学校費 教職員費 計	157,855,818	△3,500	157,756,211	96,106	
中 学 校 費	教職員費	給料	46,293,922	-	46,263,705	30,217
		職員手当等	25,944,717	-	25,909,682	35,035
		共済費	17,188,665	△3,552	17,168,696	16,417
	中学校費 教職員費 計	89,427,304	△3,552	89,342,084	81,669	
高 等 学 校 費	教職員費	給料	36,648,727	-	36,644,510	4,217
		職員手当等	20,834,077	-	20,823,940	10,137
		共済費	11,538,991	△6,650	11,521,039	11,301
		高等学校費 教職員費 計	69,021,795	△6,650	68,989,490	25,655
	実習船 運営費	給料	102,602	-	102,601	0
		職員手当等	60,229	△3,878	55,890	460
共済費		33,999	-	33,989	10	
	高等学校費実習船運営費計	196,830	△3,878	192,480	471	
特 別 支 援 学 校 費	特別支援学 校総務費	給料	14,831,478	-	14,809,234	22,244
		職員手当等	7,912,678	-	7,901,892	10,786
		共済費	5,090,750	△1,965	5,077,189	11,596
	特別支援学校総務費 計	27,834,906	△1,965	27,788,315	44,626	
合 計			352,148,975	△84,133	351,798,825	266,017

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、教育総務課のみを抽出加工。

5 主な事務事業の状況

総務課で実施する事業のうち、人件費は別途「第2章 第3」にて検討するため、それ以外の事業について示している。平成22年度の教育総務課の主な事務事業の状況は以下の通りであった。

(1) 教育委員会活動

ア 教育委員会の構成

千葉県教育委員会組織条例によると、「千葉県教育委員会は、6人の委員をもって組織する」とし、当該条例により通常の数より1名増としている。それにもかかわらず、平成22年度末は条例加算のない5名のままとなった。

この理由については「平成23年3月5日に鈴木明美委員が退任したが、教育委員の任命にあたっては、議会の承認を必要とするため、代替の新委員の承認が6月議会で行われたため、この間欠員となった。」とのことである。なお、平成23年7月8日に議会承認が得られ、知事から京谷和幸委員が任命され、現在は条例通りの6名体制となっている。

平成22年度の教育委員は以下の通りであった。

図表番号 3-1-5 平成22年度の教育委員

氏名	任期	プロフィール	備考
天笠 茂	平成15年12月26日～平成19年12月25日、平成19年12月26日～平成23年12月25日	千葉大学教育学部教授等	委員長
山田 純子	平成16年12月25日～平成20年12月24日、平成20年12月25日～平成24年12月24日	神経・精神科医院長等	委員長職務代理者 (平成23年12月26日から委員長)
白鳥 豊	平成16年12月25日～平成20年12月24日、平成20年12月25日～平成24年12月24日	製薬会社代表取締役社長等	
鈴木 明美	平成21年2月27日～平成23年3月5日	帝京平成大学准教授等	
野口 芳宏	平成21年7月9日～平成23年12月25日	植草学園大学発達教育学部教授等	
鬼澤 佳弘	平成21年4月23日～平成25年4月22日	成田市教育委員会教育長、文化庁文化部芸術文化課長、文科省スポーツ青少年局企画・体育課長を歴任	教育長

(出所) 千葉県教育委員会ホームページ及びヒアリングにより作成。

(注) () 内は現在の職務を示す。

イ 活動の状況

平成 22 年度教育委員会の活動状況と委員の出席状況は以下の通りであった。

図表番号 3-1-6 平成 22 年度の教育委員会の活動状況

回	種類	月日	時間	天笠 委員長	山田 委員	白鳥 委員	鈴木 委員	野口 委員	鬼澤 委員
1	定例会	4月28日	10:30~11:56	○	○	○	○	○	○
2	定例会	5月19日	10:30~12:04	○	○	○	○	○	○
3	定例会	6月23日	10:30~12:02	○	○	○	○	○	○
4	臨時会	7月9日	9:15~9:28	○	○	○	○	○	○
5	定例会	7月21日	10:30~12:03	○	○	○	○	○	○
6	定例会	8月18日	9:30~11:05	○	○	○	○	○	○
7	定例会	9月22日	10:30~11:58	○	×	○	○	○	○
8	定例会	10月19日	9:30~11:18	○	○	○	○	○	○
9	定例会	11月17日	10:30~12:13	○	○	○	○	○	○
10	定例会	12月21日	10:30~12:01	○	○	○	○	○	○
11	定例会	1月19日	10:30~12:23	○	○	○	○	○	○
12	定例会	2月16日	10:30~12:29	○	○	○	○	○	○
13	定例会	3月10日	10:30~11:58	○	×	○	-	○	○
14	臨時会	3月22日	9:00~10:10	○	×	○	-	○	○

(出所) 千葉県教育委員会ホームページより作成。

(注 1) 出席欄で○は出席、×は欠席、-は退任を示す。

(注 2) 委員会の総時間は 1,253 分 (20 時間 53 分) であった。

(注 3) 教育委員は、教育委員会会議以外に、委員協議会 (6 回)、委員勉強会 (16 回)、委員懇談会 (5 回)、地教委との懇談会 (6 回)、議会 (32 回)、視察 (17 回)、県立学校卒業式 (7 回)、ミニ集会 (1 回)、国体視察 (17 回)、表彰式 (4 回)、他県との協議会 (6 回)、採用選考・初任研修等 (8 回) に出席している (括弧内は延回数)。

(注 4) 第 4 回臨時会はわずか 13 分で終了しているが、これは学校職員の懲戒処分案件 1 件を臨時に審議したものである。

ウ 教育委員の報酬について

上記教育委員の報酬については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」に従い、委員長は月額 263,000 円、委員は 240,000 円を支出している。

この点について、第 12 回定例会 (平成 23 年 2 月 16 日) において、「教育委員の報酬を日額報酬制に変更することを求める請願」が提出され、審議の結果、不採択となった。

当該委員会実施当時は、本件に類似する事案の訴訟が下級審で分かれ最高裁の判断が待たれていた時期であった。

その後、滋賀県労働委員会及び滋賀県収用委員会の各委員の月額報酬制の違法性・無効性について平成 23 年 12 月 15 日最高裁の判決が出された。

これによれば、普通地方公共団体の委員会の委員（非常勤職員）の報酬につき、月額報酬制以外の報酬制度を採用する条例に対しては、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨に照らし、合理性の観点から裁量権の逸脱・濫用である場合に違法・無効となるとし、当該事例については地方自治法第 203 条の 2 第 2 項に違反しないとされた。

(2) 緊急雇用対策

緊急雇用対策事業とは、厳しい雇用情勢に対応するため、国の交付金を活用し、地域の実情に合った雇用機会を創出する事業として県と市町村で実施されているものである。

教育総務課としても平成 22 年度に、当該緊急雇用対策事業の一環として、「教育事務所事務補助事業」を実施している（決算額：9,128 千円）。

事業を実施するにあたっては「緊急雇用創出事業に係る日々雇用職員取扱要領（教育庁用読替版）」（平成 21 年 4 月 1 日決定、その後東日本大震災を踏まえ改定をして現在に至っている）に従い実施をしている。

当該事業は「緊急雇用創出事業計画書（平成 22 年度）」によれば、教育事務所における給与決定・支給事務等の補助のため 10 人を雇用する計画としていた。

募集に当たっては、ハローワークに募集要項を配付し、週 5 日勤務で 6 ヶ月以内の雇用としていた。

当該配置状況は以下の通りで、計画通り 10 人（教育事務所 5 ヶ所×半年 1 名×2）を雇用了。なお、職員番号から見ると、東上総教育事務所以外は半年勤務後同一人物を雇用している。

図表番号 3-1-7 臨時職員の雇用状況（平成 22 年度）

項番	勤務場所	雇用期間	欠勤控除額（注）
1	葛南教育事務所	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	0 円
2	東葛飾教育事務所	平成 22 年 4 月 2 日～平成 22 年 9 月 30 日	59,400 円
3	北総教育事務所	平成 22 年 4 月 2 日～平成 22 年 9 月 30 日	0 円
4	東上総教育事務所	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	0 円
5	南房総教育事務所	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	52,800 円
6	葛南教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	0 円
7	東葛飾教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	0 円
8	北総教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	0 円
9	東上総教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	19,800 円
10	南房総教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	39,600 円

（出所）「雇用書」及び支払額の集計書より作成。

（注）原則有給休暇は 6 ヶ月経過後 10 日付与する。欠勤控除は、有給休暇が付与される前に、私事等で休む場合に、1 時間又は 1 日単位で発生する。

(3) 審査請求等

総務課は、訴訟案件に加え、審査請求事案についても所管している。ここで審査請求とは、行政不服申立（国民が行政機関に対し紛争解決を求める法的な訴訟手続）のひとつであり、処分を実施した庁に対する不服申立のことをいう。

ア 審査請求の仕組み

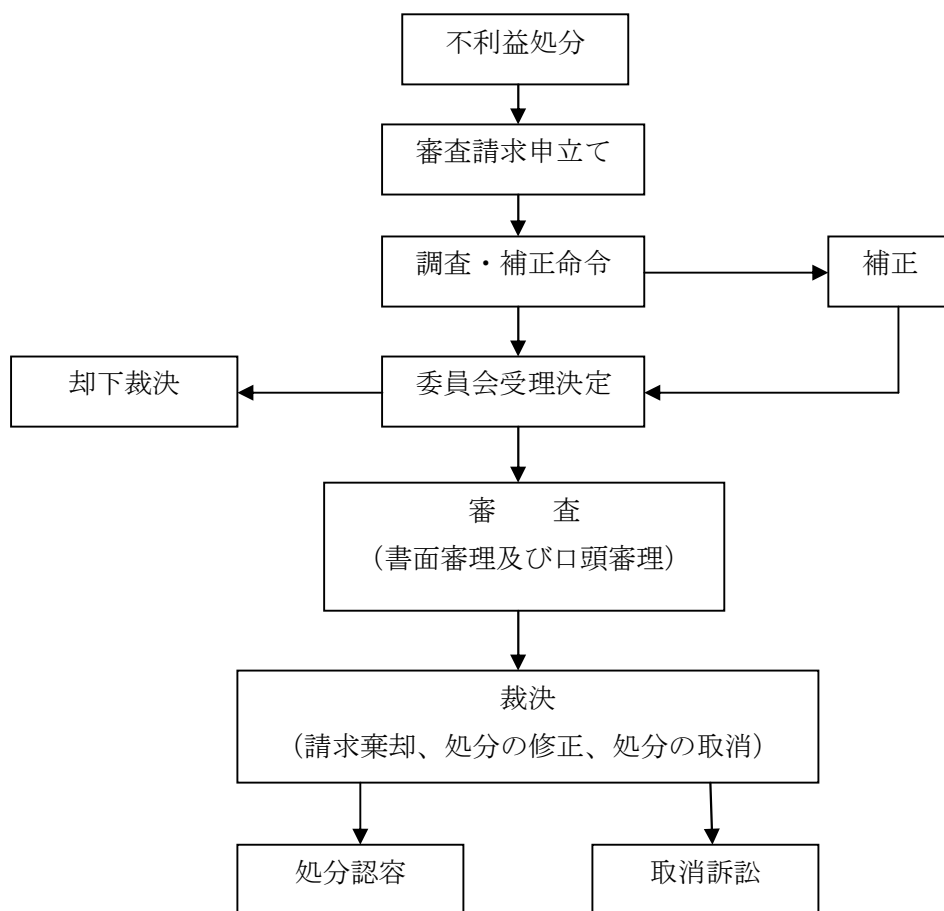
職員の人事上の不利益処分についての不服申立制度のひとつとして人事委員会への審査請求制度がある（地方公務員法第49条の2第1項）。

当該制度は、職員の身分や利益を保護するとともに、人事行政の適正な運営を図ることを目的としたもので、不服申立てがあった場合、人事委員会は、処分の適法性・妥当性について審査をし、承認または取消の判定を行うものである。

なお、当該不利益処分については行政事件訴訟法上の取消訴訟等があるが、取消の訴えについては、審査請求前置主義が採られている。すなわち、不利益処分であって人事委員会に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない（地方公務員法第51条の2）。

以下に、手続の流れを示す。

図表番号 3-1-8 審査請求の手続の流れ



(出所) 各種資料より作成。

イ 審査請求の概要

平成 22 年度中において、教育職員に係り争われた不利益処分等の（審査請求）事件は図表番号 3-1-8 のとおりである。

図表番号 3-1-9 審査請求一覧

No.	事件名	事件番号	請求年月日	状況	備考
1	懲戒処分取消 請求事件	昭和 49 年審乙 第 28・36・37・45・ 53 号	S49.4.22	休止中	S51 年 11 月 以降中断
2	懲戒処分取消 請求事件	昭和 50 年審乙 第 12~16・18~ 20・22・25・28・36 号	S50.9.11	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
3	懲戒処分取消 請求事件	昭和 51 年審乙 第 12・13・15・21・ 22・24 号	S51.9.16 S51.9.17	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
4	懲戒処分取消 請求事件	昭和 53 年審乙 第 10・12・14 号	S53.5.19	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
5	懲戒処分取消 請求事件	昭和 54 年審乙 第 5・7・9・11・ 12 号	S54.5.22	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
6	懲戒処分取消 請求事件	昭和 55 年審乙 第 3 号	S55.5.20	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
7	懲戒処分取消 請求事件	昭和 56 年審乙 第 3~5・7・8 号	S56.5.22 S56.5.27 S56.5.29	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
8	懲戒処分取消 請求事案	昭和 57 年審乙 第 4~6・8・11 号	S57.5.25 S57.5.28	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
9	懲戒処分取消 請求事件	昭和 58 年審乙 第 11・12・14 号	S58.5.26	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
10	懲戒処分取消 請求事件	昭和 59 年審乙 第 1・2・4・6 号	S59.5.25	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
11	懲戒処分取消 請求事件	昭和 60 年審乙 第 1~3・5 号	S60.5.25	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない

No.	事件名	事件番号	請求年月日	状況	備考
12	懲戒処分取消 請求事件	昭和 61 年審乙 第 1・3～5 号	S61.5.23	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
13	懲戒処分取消 請求事件	平成元年審乙 第 13・16～18・20・ 21 号	H 元.5.26	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
14	分限免職処分 取消請求事件	平成 19 年審乙第 2 号	H19.2.6	H23.2.18 審査終了	分限免職処 分の取消
15	懲戒免職処分 取消請求事件	平成 20 年審乙第 2 号	H20.7.18	H22.12.1 審査終了	懲戒免職処 分を承認
16	懲戒減給処分 取消請求事件	平成 20 年審乙第 3 号	H20.10.16	H23.3.30 審査請求取 下書提出	
17	分限免職処分 取消請求事件	平成 20 年審乙第 4 号	H20.10.30	H23.10.27 審理終了	人事委員会 の裁決待ち
18	措置要求事件	平成 20 年審甲第 2 号	H20.11.6	H23.2.10 人事委員会 判定	給料の決定 に誤りのあ る時点にさ かのぼって 訂正・支給
19	懲戒減給処分 取消請求事件	平成 22 年審乙第 4 号	H22.7.16	審理中	

(出所) 様式 17 教育職員に係る係争中の不利益処分申立 (審査請求)事件

(注) 審査請求年月日が複数ある場合、併合された最初の審査請求日を記入している

ウ 個別事件の概要

各事件の概要は、以下のようになっている。審査請求から審理、決裁までの期間が比較的長い傾向にある。

(ア) 懲戒処分取消請求事件 (事件 No. 1～13)

これらについてはいずれも各年度の日教組統一ストライキに伴う指導的立場の組合幹部に対する処分である。

特に事件 No.1 については昭和 48 年 4 月 27 日の実行行為に対し、昭和 49 年 2 月 23 日に数十名に対し停職 6 ヶ月等の処分がなされた件に対し審査請求がされたものである。

資料については全て存在している訳ではないが、併合審理、6 回の口頭審理の後、期日変更、代理人の変更等を繰り返し、その後中断している。

他の事件についても当該年度の日教組統一ストライキに対する処分であった。

(イ) 分限免職処分取消請求事件（事件 No. 14）

処分庁千葉県教育委員会が平成 19 年 1 月 19 日付けで審査請求人に対して行った分限免職処分の取消請求事件である。平成 23 年 2 月 18 日付け千葉県人事委員会の「裁決書」により、当該分限免職処分は取り消された。

関係した校長等については、処分不要とされた。

(ウ) 懲戒免職処分取消請求事件（事件 No. 15）

処分庁千葉県教育委員会が平成 20 年 5 月 21 日付けで審査請求人に対して行った懲戒免職処分の取消請求事件である。平成 22 年 12 月 1 日付け千葉県人事委員会の「裁決書」により、当該懲戒免職処分は承認された。

(エ) 懲戒減給処分取消請求事件（事件 No. 16）

処分庁千葉県教育委員会が平成 20 年 8 月 20 日付けで審査請求人に対して行った懲戒減給処分の取消請求事件である。平成 23 年 3 月 30 日付けで審査請求人から千葉県人事委員会に審査請求取下書が提出された。

(オ) 分限免職処分取消請求事件（事件 No. 17）

処分庁千葉県教育委員会が平成 20 年 9 月 17 日付けで審査請求人に対して行った分限免職処分の取消請求事件である。平成 23 年 10 月 27 日に審理が終了し、現在人事委員会の裁決待ちである。

(カ) 措置要求事件（事件 No. 18）

平成 20 年 9 月、当該職員の給料について、平成 9 年度以降の昇給経過に誤り（本来よりも低い）を発見し、給料訂正を行った。

その際、給料訂正により発生する給与差額（追給）については、労働基準法第 115 条の規定（賃金債権の消滅時効：2 年）を準用した内規に基づき、2 年間（平成 18 年 10 月～平成 20 年 9 月）遡って支給した。

この内容について、平成 20 年 11 月 6 日付けで人事委員会に措置要求が提出された。

平成 23 年 2 月 10 日付けで、千葉県教育委員会は、要求者に対し、給料の決定の誤りのある時点にさかのぼって給料訂正の発令を行い、適正な決定に基づく差額を支給すべきものと認めた。諸手当についても、保管されている関係書類等によって算定が可能な限り差額を支給すべきであるとの判定がなされた。

(キ) 懲戒減給処分取消請求事件（事件 No. 19）

処分庁千葉県教育委員会が平成 22 年 5 月 19 日付けで審査請求人に対して行った懲戒減給処分の取消請求事件である。平成 24 年 1 月現在、千葉県人事委員会で審理中となっている。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 教育委員の報酬について

先に示した「公金支出差止請求事件」（最判平成 23 年 12 月 15 日）によれば、滋賀県特別職の給与等に関する条例の規定のうち滋賀県労働委員会等の各委員に月額を支給することを認める規定については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨に照らして違法、無効とは言えないとされた。

この点について、上記判決は裁判官全員一致の意見であるが、横田尤孝裁判官の補足意見があるので参考のためここで示すことにする。

事案に鑑み、若干の意見を述べる。

選挙管理委員会等の行政委員会の委員を含む普通地方公共団体の非常勤職員に対する報酬の在り方は、地方公共団体内部の組織の在り方の一部をなす事項であり、地方公共団体の自治組織権に含まれるものであって、本来的には地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であるといえる。地方自治法（以下「法」という。）の昭和 31 年改正の趣旨は、このような事柄の性質も踏まえた上で、非常勤職員の報酬制度について、地方公共団体の非常勤職員には本件のような行政委員会の委員のほかに審議会の委員、投票管理者、選挙立会人など様々な者が含まれるという前提の下、その職務内容、勤務実態等について最もよく知り得る立場にありその住民によって民主的に選挙されて当該地方公共団体の意思を決定し得る機関である地方公共団体の議会の政策的な判断に委ねたものと解されるのである。したがって、地方公共団体は、各非常勤職員の勤務日数・時間（登庁日以外の実質的な仕事の負担・対応を含む。）のみならず、職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受ける各種の制約、人材を確保するための報酬額の在り方、その他当該地方公共団体の財政規模とその状況等の諸般の事情を総合考慮して、自主的に条例で定めることができるものというべきである。

このように、法は、いかなる非常勤職員について、その報酬の支給を日額報酬制以外のいかなる方法をもってするかについて、地方公共団体の議会に裁量権を付与したものと解するのが相当であるが、他方、地方公共団体の議会の裁量権は無限定ではなく、報酬というものの性質や法 203 条の 2 第 2 項ただし書が地方公共団体の議会に裁量権を与えた趣旨等からする合理的限界が存するのは当然のことというべきである。

この点に関し、原判決は、「今日では、多くの地方公共団体において財政的困難に直面し、首長等が法や条例で規定されている給与を一部カットする非常措置をとったり、職員の給与に減額措置をとるような状況に立ち至っていることは周知の事実である。また、一般にも、より適正、公正、透明で、説明可能な行政運営が強く求められる社会状況になって」と判示しているところ、その状況認識・指摘自体は妥当なものと思われる。また、被上告人の主張によれば、本件の 1 審判決後少なからざる地方公共団体において行政委員会の委員の月額報酬条例が日額報酬制に改正されているとのことであり、滋賀県においても、同県労働委員会及び収用委員会の各委員（会長を含む。）について、平成 23 年 4 月 1

日から、それまでの月額報酬制を日額報酬制に変更しているところである。

このような社会状況の変化等にも鑑みると、地方公共団体にあつては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬額の水準等を含め、法 203 条の 2 第 2 項の趣旨にのっとり適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなるよう、前記考慮事情を踏まえながら適切かつ柔軟に対応することが望まれる。

上記判決の趣旨は、教育委員会委員の報酬についても同様に考えることができ、今後の行政のあり方については当該補足意見に集約されていると考える。

もとより、教育委員の業務は定例会・臨時会に限られるものではなく、その他の行事や会議への参加、さらにはそのための事前資料の受領・読み込み等その背後では多くの業務を行うことが推認される。

しかし、教育委員の活動状況としてホームページ上で一般に公表されているのは、図表 3-1-6 に示した定例会・臨時会の 20 時間 53 分だけであり、非常勤職員たる教育委員としての活動状況も含めて明確に集約され、県民の目に示されている訳ではない。

また、教育委員会事務局においても、当該委員としての活動時間（準備業務も含む）における費用分析（日額か月額か、または時間単位等）もなされていない。

教育委員の報酬をどのように扱うべきかについては基本的に住民の意見を反映する議会の裁量であることを考えると、まずは教育委員の委員としての活動状況を集約し、ホームページ等で開示することで、上記補足意見に示すように「公正で住民に対して十分可能な合理的内容」であるかの判断の基礎を開示することが必要である。

さらに、教育委員会事務局にあつては当該活動を基にした費用効果分析を行うことが望まれる。

(2) 緊急雇用対策事業について

緊急雇用対策事業として教育総務課は、教育事務所における給与決定・支給事務等の補助のため人員を採用・雇用した旨、回答を受けている。

具体的には、給与決定・支給事務等を担当する教育事務所総務課の人員削減の一方、子ども手当の導入による事務量増が見込まれたため、平成 22 年度に限り日々雇用職員の雇用により対応したとのことである。

この点につき、緊急雇用対策の目的が「雇用機会の創出」であり、財源が税金であることを考えると、ただ単に従来事業の補助ないしはその延長上の業務ではなく、従来的人员では手が回っていない業務（例：システム入れ替えに伴う過渡期的に必要な事業など）や、雇用対象者のスキルを高めるのに役立つ業務に対応させることが適切であり、今後同様の機会が生じる場合にはこの点を配慮することが望ましいと考えられる。

なお、雇用に際して「勤務条件明示書」の休暇の記載につき 6 ヶ月経過後何日の有給休暇が与えられるのか明記されていないものが見受けられる（さらに欠勤控除の条件については未記載）。口頭では示していたとしても、勤務条件を明示する文書としては不十分である。

(3) 審査請求事件への対応について

審査請求事件のうち No.1 から No.13 については人事委員会の裁決が未だに出されていない。長いものでは 30 年以上も中断し、その間被処分者の多くは退職し、亡くなられた方も存在している。なお、被処分者からの審査請求の取下げはこれまでも続いている。

このように長期間中断している理由については、一方当事者である教育委員会側からは明確な理由は得られなかった。

当該長期化の問題は直接的には人事委員会の問題であり、教育委員会側に必ずしも瑕疵がある訳ではない。しかし、このような状態が続く場合には、行政事件訴訟法に基づく訴訟リスク¹を教育委員会が抱えることに留意する必要がある。

人事委員会の制度趣旨や関係法令遵守を踏まえ、一方当事者である教育委員会は、早期の裁決を促す等本件解決に向けて必要な措置を行うことが望まれる。

¹ 本件処分の取消訴訟（現行行政事件訴訟法によれば、通常は処分又は裁決を知った日から 6 ヶ月以内であるが、第 8 条 2 項 1 号では審査請求があった日から 3 ヶ月を経ても裁決がない場合にも該当）、さらに人事委員会に対しては不作為の違法確認訴訟が考えられる（東京地判昭和 58 年 3 月 16 日参照）。

第2 教育政策課

1 所掌事務の概要

教育政策課の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 教育に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- (2) 教育に関する重要施策の総合調整に関すること
- (3) 教育に関する長期計画の策定及び進行管理に関すること
- (4) 地方教育行政法第二十七条第一項の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る総合調整に関すること。
- (5) 教育に関する調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (6) 行政改革の推進に係る企画及び総合調整に関すること
- (7) 広報及び広聴に関すること
- (8) 教育行政に係る相談に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要」の「その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

教育政策課の職員の配置状況は、以下の通りである。

図表番号 3-2-1 職員の配置状況 (平成22年7月1日現在)

(単位:人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任主事 主任技師	計
事務職員	1	3	4	6	2	2	18

(出所) 「様式本2 職員配置状況」より作成。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-2-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正額	決算 収入額	収入額	戻出額	収入 更正額
国庫 支出金	委託金	教育 委託金 (注 1)	41,715	△41,624	20,810	20,905	95	-	20,810
国庫支出金 計			41,715	△41,624	20,810	20,905	95	-	20,810
諸収入	雑入	雑入 (注 2)	1,629	-	-	1,629	1,629		-
諸収入 計			1,629	-	-	1,629	1,629	-	-
合計			43,345	△41,624	20,810	22,535	1,725	-	20,810

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注 1) 道徳教育推進事業 20,810 千円、調査統計 95 千円 (文部科学省)。なお勘定科目の誤りにより取り消しているものがある。

(注 2) 国際協力機構 (ベトナムとの相互協力事業) 1,598 千円、公告の掲載料 11 千円、通勤手当戻入 21 千円 (誤支給によるもの及び転出者の既に支給分の戻し処理)。

4 歳出事務

歳出毎の事業実績は、図表 3-2-3 のようになっている。教育政策課のほとんどの業務は、組織名通り教育施策・企画立案費である。

図表番号 3-2-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
行政指導費	教育施策 企画立案費	1 項 教育総務費 3 目 行政指導費	27,274	24,019
	調査統計事務費	同上	1,309	1,222
	広報活動費	同上	4,086	4,083
財務管理費	運営費	1 項 教育総務費 4 目 財産管理費	5,127	3,739

（出所）教育政策課提供資料

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-2-4 歳出額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残	
教育費	教育 総務費	行政指導費	報償費	1,672	-	1,103	569	
			旅費（注 1）	2,204	△706	535	963	
			需用費（注 2）	5,874	△360	5,142	372	
			役務費	1,184	-	477	707	
			委託料（注 3）	20,782	-	20,760	22	
			使用料及び 賃借料	425	-	240	185	
			備品購入費	564	-	-	528	
		業務指導費 計			32,669	△1,066	28,257	3,345
		財産管理費	報償費	200	-	133	67	
			旅費	700	-	652	48	
			需用費（注 4）	2,659	-	2,113	546	
			役務費	490	-	416	74	
			使用料及び 賃借料	1,078	-	424	654	
		財産管理費 計			5,127	-	3,739	1,388
		合 計				37,796	△1,066	31,996

（出所）千葉県から入手した歳出データより、教育政策課のみを抽出加工。なお、予算流

用については、行政指導費について役務費 36 千円、備品購入費△36 千円がなされている。

(注 1) ベトナム相互交流事業派遣者旅費を令達。

(注 2) 夢気球印刷委託 3,959 千円が含まれる。ベトナム相互交流事業の消耗品等費用を令達。

(注 3) 進路状況調査統計システム維持管理費用 781 千円、道徳教育映像教材製作費用 19,978 千円

(注 4) 教育振興基本計画に関するリーフレット作成代金、コピー代金、消耗品の購入代金
他

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の教育政策課の主な事務事業の状況は以下の通りである。

(1) 道徳教育推進プロジェクト事業（予算額 23,051 千円、執行額 21,194 千円）

ア 事業概要

学習指導要領の改訂に伴い、小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、学識経験者や教員等からなる委員会を設置し、千葉県としての道徳教育の進め方や道徳教材の在り方の検討するものである。

イ 事業の位置づけ

平成 22 年 3 月、千葉県教育の中長期の指針として、「『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』」を取組方針とする千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が策定された。

当該計画では、千葉県教育の 10 年後の姿を展望しそれを実現するための目標と施策の方向性を盛り込んでいる。さらに、今後 5 ヶ年間に実施する重点的・計画的な取り組み等を、①夢・チャレンジプロジェクト、②元気プロジェクト、③チームスピリットプロジェクトの 3 つにまとめている。

元気プロジェクトにおける具体的な施策の 1 つとして「道徳性を高める実践的人間教育を推進する」が設けられており、具体的な取り組みとして「道徳性、規範意識・社会貢献態度の育成」、「自他ともに尊重し命を大切にする心の教育の推進」、「豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成」が挙げられている。

このため、教育政策課で実施した「道徳教育推進プロジェクト事業」は元気プロジェクトにおける「道徳性、規範意識・社会貢献態度の育成」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトの 1 つとして位置付けられている。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年度における施策の実施状況は以下の通りである。

図表番号 3-2-5 施策の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育推進委員会の開催（10 回） ・ 中高校映像資料作成 ・ 道徳カリキュラム開発 ・ 「道徳教育推進のための基本的な方針」「道徳教育の手引き」策定

（出所）教育政策課提供資料

執行額 21,194 千円のうち大半（19,978 千円）は中高校映像資料作成に使用された。これは、道徳教育映像教材として、中学校用及び高等学校用の 2 本を作成し、指導資料と合わせて、平成 23 年 3 月中に県内すべての中学校、高等学校、特別支援学校に配付した。

映像教材の製作にあたり、「千葉県道徳教育映像教材製作等業務」の委託に係る企画案募集として、公募型プロポーザル方式を採用し、審査の結果、凸版印刷株式会社が優先交渉者となり、業務委託契約を締結し映像教材の製作を実施した。

当該教材の概要と特徴は以下のとおりである。

図表番号 3-2-6 教材の概要と特徴

教材名	教材の概要	教材の特徴
高等学校用「青春のホイール」（約 30 分）	サッカー選手として将来を嘱望されていた高校生の主人公は、事故で下半身不随になり、生きる希望を失ってしまう。しかし、家族に支えられ、車椅子バスケットボールとそのチームメイトと出会い、生きる気力を取り戻すとともに、人間として成長していくという物語。	①全国に先がけて作成された千葉県全体で活用する道徳の映像教材。 ②優れた先人に学ぶため、千葉にゆかりのある実存する人物をモデルとし、その生き方を通して、生徒に自己の在り方生き方を考えさせる教材。
中学校用「夢にかけの橋」（約 22 分）	主人公は、大学受験に失敗し目標を失ってしまうが、国際貢献にかかわる仕事に従事する人物と出会うことにより、千葉県発祥の「上総掘り」という井戸掘りの技術が世界で役立つことを知る。主人公は、それをきっかけに自分を見つめ直し、再び希望に向かって歩き始めるという物語。	③教材の撮影は、千葉県内の施設やロケ地を使い、千葉らしさを前面に打ち出している。 ④学校ですぐに活用できるように、DVD の構成を工夫し、活用資料も同時に配付する。

（出所）教育政策課ホームページ

エ プロジェクト自己評価

教育政策課は、プロジェクトの実施結果の自己評価を①.施策の効果（成果・課題）及び②.今後の取組の方向性（改善策等）について以下のように実施した。

図表番号 3-2-7 プロジェクト自己評価

施策の効果（成果・課題）	今後の取組の方向性（改善策等）
<p>道徳教育推進プロジェクト事業では、道徳教育推進委員会を設置し、4回の会議を経て、千葉県の道徳教育の体系化、重点化、教員の指導力向上と効果的な教材及び指導資料の提供、高校における道徳教育の推進の3項目の施策が提言としてまとめられました。</p> <p>この提言を受け、県教育委員会では基本的な方針を決定しました。今後は具体的な取組の推進、実践が課題です。</p>	<p>道徳教育推進プロジェクト事業については道徳教育推進委員会（3回予定）を開催し、小学校用映像教材（低・中・高学年向け）や高等学校における道徳教育の充実方策などについて検討します。</p> <p>道徳教材活用推進校（中学校及び高等学校）との協力による研究・検証を実施します。</p>

（出所）教育政策課提供資料

（2）学校問題解決支援対策事業（予算額 720 千円、執行額 480 千円）

ア 事業概要

学校において、保護者との意思疎通の問題が生じている事例（行政対象暴力に相当するような事例等）に対処するため、弁護士等の専門家、関係各課の職員からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、必要に応じて県立学校・私立学校や市町村教育委員会に対して、適切な支援を実施するものである。

イ 事業の位置づけ

千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を基盤とした重点施策である元気プロジェクトにおける具体的な施策の1つとして、「教育現場を重視し、教職員の質と教育力の高さでトップを目指す」が設けられている。

この具体的な取り組みとして「熱意あふれる人間性豊かな教員の採用」、「信頼される質の高い教員の育成」、「少人数教育の推進」、「教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援」が挙げられている。

教育政策課で実施した「学校問題解決支援対策事業」は当該プロジェクトにおける「教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトとして位置付けられる。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年 4 月に弁護士、精神科医、臨床心理士、民生児童委員といった専門家 4 名と教育庁関係課 14 名からなる学校問題解決支援チームを設置し、学校だけでは解決することができない案件について、月 1 回程度会議を開催し、その対応上の留意点や解決策をまとめ、県立学校、私立学校、市町村教育委員会に対して指導助言を行った。

平成 22 年度における実施状況は以下の通りである。

図表番号 3-2-8 施策の実施状況

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「学校問題解決支援チーム」会議の開催（7 回）・学校、市町村教育委員会へ指導助言（6 件） |
|---|

（出所）教育政策課提供資料

また、対応上の留意点や解決策をとりまとめ、学校の抱える様々な問題の解決や未然防止のため、「学校問題解決対応能力の向上に向けて」（平成 23 年 3 月、学校問題解決支援チーム）を作成・配付した。当該文書は校内研修向け資料として利用し、問題への対応に関するチェックリストを添付している。

エ プロジェクト自己評価

プロジェクトの実施結果の自己評価については、以下の通りであった。

図表番号 3-2-9 プロジェクト自己評価

施策の効果（成果・課題）	今後の取組の方向性（改善策等）
<p>学校問題解決支援対策事業では、庁内関係各課、専門家による解決支援チーム会議が定期的で開催され、解決することが困難な案件の概要やその原因となる要因が十分協議できました。</p> <p>今後は支援チーム会議から見えてきた、問題への対応のポイントや教職員の考え方を取りまとめて作成した資料「学校問題解決能力の向上に向けて」を、各学校で研修等に活用できるよう周知していきます。</p>	<p>学校問題解決支援対策事業については、引き続き個別の問題解決に向けた助言を行うとともに、支援チーム会議を昨年同様に月 1 回程度開催します。</p> <p>実際に生じた学校単独では解決困難な案件等の事例から、対応の成果やヒントをまとめ、学校等に周知します。</p>

（出所）教育政策課提供資料

(3) みんなで取り組む千葉教育会議の開催（予算額 743 千円、執行額 494 千円）

ア 事業概要

「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」の実現に向け、県内各地域で子どもたちの育成にかかわる県民を委員とする「みんなで取り組む千葉教育会議」を開催し、計画実現に向けた方策の検討や提言など、県民主体の取組を推進するものである。

イ 事業の位置づけ

千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を基盤とした重点施策であるチームスピリットプロジェクトにおける具体的な施策の 1 つとして「学校教育と社会教育、国公立教育と私学教育、産・学・官、公と民などのネットワークを構築する」が設けられている。

この具体的な取り組みとして「地域の力を結集した地域教育力の向上」、「産・学・官の連携強化による子どもの自立への支援」、「社会教育機能の連携強化など、生涯学習社会を目指した取組の支援」、「高等教育機関との連携」、「県教育委員会と市町村、私学等との連携強化」が挙げられている。

「みんなで取り組む千葉教育会議の開催」はチームスピリットプロジェクトにおける「地域の力を結集した地域教育力の向上」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトとして位置付けられる。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年度における施策の実施状況は以下のとおりである。

図表番号 3-2-10 施策の実施状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 会議の開催 (5 回)・ 教育タウンミーティング (2 地域)・ 実践活動、教員研修、ミニ集会開催等 |
|--|

(出所) 教育政策課提供資料

エ プロジェクト自己評価

プロジェクトの実施結果の自己評価については、以下のとおりであった。

図表番号 3-2-11 プロジェクト自己評価

施策の効果（成果・課題）	今後の取組の方向性（改善策等）
<p>みんなで取り組む千葉教育会議については、教育タウンミーティング・学校を核とした 1,000 か所ミニ集会等の活動をとおして、千葉県教育振興計画の県民への周知について効果がありました。</p> <p>一方で、1,000 か所ミニ集会では、学校と地域との連携割合は 26.3%とあまり変化が見られませんでした。</p>	<p>みんなで取り組む千葉教育会議については、ボランティアコーディネーターとの協働について検討します。教育タウンミーティングと学校を核とした 1,000 か所ミニ集会の企画・運営の在り方についても検討します。</p>

（出所）教育政策課提供資料

（4）工業教育におけるベトナムとの相互交流事業（予算額 2,662 千円、執行額 1,751 千円）

ア 事業概要

国際的視野を持った有能な人材を育成するとともに、高校生のコミュニケーション能力や異文化理解を一層深めるため海外派遣や受入れを支援するものである。

さらに国際協力機構（JICA）の「草の根技術協力事業」（歳入として 1,598 千円を入金している）を活用し工業教育に関する専門家のベトナム派遣及び研修生の受入を実施するものである（歳入歳出差額として 153 千円が持ち出しとなっている）。

イ 事業の位置づけ

千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を基盤とした重点施策である夢・チャレンジプロジェクトにおける具体的な施策の 1 つとして「異文化を理解し、国際的コミュニケーション力のある真の国際人を育てる」が設けられている。

この具体的な取り組みとして「多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成」、「外国語教育の充実」、「外国人児童生徒等の受入れ体制の整備」が挙げられている。

「工業教育におけるベトナムとの相互交流事業」は夢・チャレンジプロジェクトにおける「多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトとして位置付けられる。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年度における施策の実施状況は以下のとおりである。

図表番号 3-2-12 施策の実施状況

- ・ハノイ工科短期大学から研修員 2 名受入
- ・工業高校における「特別支援教育での教材・教具の開発」についてノウハウの提供
- ・工業高校生 5 名、ベトナム派遣

(出所) 教育政策課提供資料

エ プロジェクト自己評価

プロジェクトの実施結果の自己評価については、以下の通りであった。

図表番号 3-2-13 プロジェクト自己評価

施策の効果 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (改善策等)
工業教育におけるベトナムとの相互交流事業は、教員の派遣により、技術移転の基本研修は予定通り進捗しています。また、ハノイ工科短期大学からの研修生が、伝達講習を校内で実施できる環境が整備されつつあります。技術移転から技術者の育成に向けた学習環境 (学習センター、カリキュラム、教育教材等) をベトナム側が整備・発展させるための提案をどのようにしているかがこの事業の課題になっています。	工業教育におけるベトナムとの相互交流事業については、本事業の最終年度として、高度な技術の研修、ニーズに応じたものづくりを実施できるよう、派遣や受入のプログラムを検討します。 また、事業の成果と課題、またハノイ工科短期大学からの要望を検証し、本年度以降の国際交流事業の充実方策について検討します。

(出所) 教育政策課提供資料

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 学校問題解決支援対策事業について

「学校問題解決支援チーム」会議を経て、「学校問題解決対応能力の向上に向けて」の資料（チェックリストを含む）を作成し、配付した点については一定の評価はできる。

しかし、当該資料は教職員の接遇面を中心に書かれ、学校問題を深刻化させる遠因として「学校・教職員の思い込み」があることを前提に、文字通り「学校問題解決対応能力の向上」の側面で示されている。

一方、「保護者や地域等からの要望等に関する教育委員会における取組」（平成 22 年 8 月、文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当））によれば、苦情等対応マニュアル作成事例として、マニュアルを作成している地方自治体は 26 団体（うち 18 団体は都道府県）あり、この中にはさらに一步踏み込んだ具体的事例による対応が示されているものも存在する。

さらに神奈川県教育委員会の事例として「学校緊急支援チーム」を設置し、重大事案の発生時には、当該チームが実際に出動することが紹介されている。

千葉県においても、本学校問題解決支援対策事業に対するプロジェクト評価における今後の取組の方向性として「実際に生じた学校単位では解決困難な案件等の事例から、対応の成果やヒントをまとめ、学校等に周知します」と示していることから、他の地方自治体の先進的な取組の成果を調査・研究しつつ、併せて千葉県独自の要因や手法を加味して、今後は具体的事例に即した、より広い観点からの問題解決の指針を示すことが望まれる。

事案の対応においては、教育委員会側でも事案発生後速やかに会議を開催するなど、現状において、迅速かつ組織的に対応しているとのことであるが、リスク管理の手法を用いてより精緻な分析や対応、組織横断的なチームの構築等さらに一層高度の対策を行うためには教育政策課が中心となって、学校危機管理監をトップとした現行の体制を一層強化することが望まれる。

これについて一つの方法としては、「学校問題」の概念を広く捉え、初期対応として問題の認識や臨床心理学的解決策を加味するために指導課の管轄であるスクールカウンセラー配置事業や子どもと親のサポートセンターとの連携を利用して、解決手段の多様化を図るという方法も考えられる。

第3 財務施設課（一般会計）

1 所掌事務の概要

財務施設課の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 教育に関する事務に係る予算についての意見の調整に関すること。
- (2) 予算の執行（国の支出負担行為を含む。）の総合調整に関すること。
- (3) 議会との連絡に関すること。
- (4) 県立学校の管理運営に係る予算に関すること。
- (5) 財務事務の指導及び助言に関すること。
- (6) 就学困難な児童生徒のための修学旅行費、学用品費等の国庫補助に関すること。
- (7) 学校における理科教育に係る設備の国庫補助に関すること。
- (8) 幼稚園の就園奨励費の国庫補助に関すること。
- (9) 特別支援教育就学奨励費の国庫補助に関すること。
- (10) 実習船の運営に関すること。
- (11) 建設工事等指名業者選定審査会（教育部会）に関すること。
- (12) 教育庁機種等選定・委託事業指名業者選定審査会に関すること。
- (13) 千葉県奨学資金貸付条例の施行に関すること。
- (14) 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例の施行に関すること。
- (15) 千葉県公立学校教員修学資金貸付条例の施行に関すること。
- (16) 県立高等学校授業料の減免に関すること。
- (17) 千葉県事務委任規則第2条第7号に規定する事務に関すること。
- (18) 教育財産の取得、管理及び処分の特括に関すること。
- (19) 建設工事の指導に関すること。
- (20) 建設工事に係る設計及び監理に関すること。
- (21) 県立学校の施設の整備に関すること。
- (22) 県立学校の教育財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (23) 県立学校の施設及び設備の国庫負担又は国庫補助に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (24) 公立義務教育諸学校等（公立幼稚園を含む。）の施設及び設備の国庫負担又は国庫補助に関すること。

（出所）財務施設課提供資料

（注）所掌事務のうち、（13）千葉県奨学資金貸付条例の施行に関する事務は、特別会計で経理されている。特別会計については次の第4財務施設課（特別会計）で記載している。

2 職員配置状況

財務施設課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-3-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任主事 主任技師	主事 技師	計
事務職員	2	4	11	7	9	2	8	43
技術職員	-	1	-	5	4	2	2	14
計	2	5	11	12	13	4	10	57

（出所）「様式本 2 職員配置状況」より作成。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-3-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	収入更正額
使用料及び手数料	使用料	教育 使用料	574	-	-	574	574	-
使用料及び手数料 計			574	-	-	574	574	-
国庫支出金	国庫負担金	教育費 国庫負担金 (注 1)	10,011,910	180,088	-	9,831,822	9,831,822	-
	国庫補助金	教育費 国庫補助金 (注 2)	704,675	-	-	704,675	535,091	169,584 (注 3)
国庫支出金 計			10,716,585	180,088	-	10,536,497	10,366,913	169,584
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	9,232	-	-	9,232	9,232	-
財産収入 計			9,232	-	-	9,232	9,232	-
諸収入	貸付金元利収入	貸付金元利収入	1,714	-	-	509	481	28
	雑入	雑入 (注 4)	171,890	△169,618	△990	1,578	171,197	△169,619 (注 3)
諸収入 計			173,604	△169,618	△990	2,087	171,678	△169,590
合計			10,899,994	10,470	△990	10,548,389	10,548,396	△7

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注 1) 県立、市立特別支援学校で実施する就学奨励事業に対する特別支援教育就学奨励費負担金で国庫補助率 1/2 である。

(注 2) 文教施設整備費補助金 2,092 千円、教育振興費補助金 71,453 千円、特別支援教育費振興補助金 48,318 千円、特別支援学校建設費補助金 216,614 千円、高等学校建設費補助金 196,614 千円である。

(注 3) 防音補助事業補助金を教育費国庫補助金に振替えたことによる。

(注 4) 特別支援教育就学奨励費過年度分償還金 6 千円、工事契約解除に伴う違約金 1,307 千円、土地区画整理事業換地処分に伴う清算金 37 千円。

4 歳出事務

主な歳出事務は、以下のようになっている。

図表番号 3-3-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額
財務管理費	1 財務管理事務費 2 公立文教施設整備事務費 3 教育財産管理費 ・ 県立学校警備委託 4 教育施設防災費 ・ 消防設備補修工事 ・ 教育機関消火器借上 5 教育施設防災設備整備費 ・ 県立学校設備改修 ・ 県立学校定期点検 ・ 教育機関耐震診断	11 款 教育費 1 項 教育総務費 4 目 財務管理費	420,677	398,795
教職員 人事費	育英事業運営費	1 項 教育総務費 5 目 教職員人事費	19,572	18,374
小学校 教職員費	小学校に勤務する教職員の旅費	2 項 小学校費 1 目 教職員費	587,730	551,937
中学校 教職員費	中学校に勤務する教職員の旅費	3 項 中学校費 1 目 教職員費	503,828	483,253
中学校 教育振興費	千葉中学校の一般管理運営	2 目 教育振興費	8,642	5,699
高等学校 総務費	高等学校に勤務する教職員の旅費	4 項 高等学校費 1 目 高等学校 総務費	468,412	458,643

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額
全日制高等学校運営費	県立高等学校全日制課程 128 校	2 目 全日制高等学校管理費	3,359,900	3,268,152
定時制高等学校運営費	県立高等学校定時制課程 17 校	3 目 定時制高等学校管理費	120,572	110,612
学校教育振興費	1 理科教育等の設備整備 2 定時制・通信制課程修学奨励費 3 産業教育施設設備整備費 ・産業教育施設の整備 ・産業教育設備の整備 ・電子計算機の保守	4 目 教育振興費	252,991	201,216
高等学校施設整備費	1 施設整備費 ・既設高等学校施設建設工事 ・既設高等学校施設改修工事 2 用地取得費 ・土地区画整理事業に伴う再減歩保留地取得 3 教育財産管理費 ・既設高等学校の用地借上	5 目 学校建設費	7,251,958	4,874,186
通信制高等学校運営費	県立高等学校通信制課程 1 校	6 目 通信教育費	20,547	14,665
実習船運営費	県立高等学校実習船千潮丸 (499t) の運航に要する経費	7 目 実習船運営費	126,183	117,184
特別支援学校総務費	特別支援学校に勤務する教職員の旅費	5 項 特別支援学校費 1 目 特別支援学校総務費	130,130	126,744
特別支援学校振興費	特別支援教育就学奨励費	2 目 特別支援学校振興費	545,003	480,855

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額
特別支援 学校管理費	特別支援学校に係る運営費、施設 整備費 1 一般運営費 29校 2 特別支援学校設備整備費	3目 特別支援学校 管理費	3,050,897	1,680,664
合計			16,867,042	12,790,979

(出所) 財務施設課からの提供資料

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-3-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残		
教育費	教育 総務費	財務 管理費	賃金	210	-	210	0		
			旅費	4,353	-	4,138	215		
			需用費	19,863	△9,086	8,337	2,440		
			役務費	2,695	-	1,637	1,058		
			委託料	243,066	△173,978	54,244	14,843		
			使用料及び 賃借料	5,756	△2,786	2,555	415		
			工事請負費	142,450	△139,850	683	1,917		
			備品購入費	2,000	△888	215	898		
			負担金・補助 及び交付金	245	△44	107	94		
			補償・補填 及び賠償金	30	-	30	-		
			公課費	9	-	8	1		
			財務管理費 計			420,677	△326,632	72,163	21,882
			教育 人事費		報酬	1,662	-	1,542	120
	共済費	364			-	350	14		
	賃金	851			-	812	38		
	需用費	1,354			-	675	679		
	役務費	347			-	-	347		
	委託料	14,994			-	14,994	-		
	教職員人事費 計			19,572	-	18,374	1,198		
	小学校費	教職員費	旅費	587,730	△481,267	70,670	35,793		

		小学校費・教職員費 計	587,730	△481,267	70,670	35,793
中学校費	教職員費	旅費	503,828	△414,439	68,814	20,574
	教職員費 計		503,828	△414,439	68,814	20,574
	教育 振興費	報償費	130	△80	-	50
		需用費	5,120	△3,559	-	1,561
		役務費	431	△210	-	221
		委託料	700	△683	-	18
		使用料及び 賃借料	46	△32	-	14
		備品購入費	2,205	△1,126	-	1,079
		負担金・補助 及び交付金	10	△10	-	-
		教育振興費 計		8,642	△5,699	-
高等 学校費	高等 学校 総務費	旅費	468,412	△33,520	425,123	9,769
	高等学校総務費 計		468,412	△33,520	425,123	9,769
	全日制 高等学校 運営費	共済費	215	△215	-	0
		賃金	1,538	△1,538	-	0
		報償費	3,397	△2,418	-	979
		需用費	2,365,164	△2,331,134	-	34,030
		役務費	104,831	△96,069	-	8,762
		委託料	336,278	△309,523	-	26,755
		使用料及び 賃借料	157,712	△142,771	-	14,941
		原材料費	7,378	△6,591	-	787
		備品購入費	375,397	△370,095	-	5,302
		負担金・補助 及び交付金	6,407	△6,278	-	129
		公課費	1,583	△1,520	-	64
		全日制高等学校運営費 計		3,359,900	△3,268,152	-
	定時制 高等 学校 運営費	報償費	160	△80	-	80
		需用費	81,515	△75,150	-	6,365
		役務費	4,669	△4,337	-	332
委託料		5,365	△4,463	-	902	
使用料及び 賃借料		3,747	△2,271	-	1,475	
備品購入費		24,970	△24,222	-	748	

	負担金・補助 及び交付金	146	△87	-	59
	定時制高等学校運営費 計	120,572	△110,612	-	9,960
教育 振興費	需用費	6,000	△5,093	-	907
	委託料	7,650	-	989	6,661
	工事請負費	14,000	△13,816	-	184
	備品購入費	224,466	△85,643	95,855	42,968
	貸付金	840	△840	-	-
	償還金・利子 及び割引料	35	△0	35	0
	教育振興費 計（注）	252,991	△105,392	96,878	50,721
学校 建設費	役務費	120	-	120	-
	委託料	940,701	△221,974	314,924	403,803
	使用料及び 賃借料	118,853	△12,239	88,780	17,834
	工事請負費	6,077,827	△2,027,553	2,262,167	1,788,108
	原材料費	3,705	△3,562	-	143
	公有財産購入費	55,000	-	55,000	-
	備品購入費	52,300	△52,070	-	230
	負担金・補助及 び交付金	3,386	△3,207	-	179
	補償・補填及び 賠償金	66	-	65	1
	学校建設費 計（注）	7,251,958	△2,320,606	2,721,056	2,210,296
通信 教育費	報償費	30	△20	-	10
	需用費	15,260	△11,068	-	4,192
	役務費	1,077	△1,048	-	29
	委託料	1,505	△480	-	1,025
	使用料及び 賃借料	658	△523	-	135
	備品購入費	1,973	△1,485	-	488
	負担金・補助及 び交付金	44	△42	-	2
	通信教育費 計	20,547	△14,665	-	5,882
実習船 運営費	報償費	20	△20	-	-
	旅費	17,486	△15,032	924	1,529
	需用費	43,750	△37,777	-	5,973
	役務費	4,852	△1,574	2,936	343

		委託料	11,150	△10,300	-	850
		使用料及び 賃借料	987	△788	-	200
		工事請負費	47,145	△47,093	-	52
		原材料費	653	△601	-	52
		負担金・補助及 び交付金	140	△138	-	1
		実習船運営費 計	126,183	△113,323	3,861	8,999
特別支援 学校費	特別支援 学校総務 費	旅費	130,130	△16,380	110,364	3,386
		特別支援学校総務費 計	130,130	△16,380	110,364	3,386
	特別支援 学校振興 費	負担金・補助 及び交付金	545,000	△427,260	53,591	64,148
		償還金・利子及 び割引料	3	-	3	0
		特別支援学校振興費 計	545,003	△427,260	53,594	64,148
	特別支援 学校 管理費	報償費	1,564	△1,163	-	401
		需用費	489,474	△481,287	-	8,187
		役務費	44,040	△36,832	-	7,208
		委託料	280,694	△212,745	54,049	13,901
		使用料及び 賃借料	38,849	△22,349	13,949	2,550
		工事請負費	2,074,120	△704,466	56,490	1,313,164
		原材料費	4,377	△4,286	-	91
		備品購入費	110,330	△108,219	-	2,111
		負担金・補助及 び交付金	3,546	△3,496	-	50
		公課費	3,903	△3,758	-	146
		特別支援学校管理費 計 (注)	3,050,897	△1,578,600	124,489	1,347,809
		合 計	16,867,042	△9,216,547	3,765,385	3,885,110

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、財務施設課のみを抽出加工。

(注) 繰越明許費が含まれるため、図表番号 3-3-3 と決算額（本図表では令達額+決算額）が不一致となっている。

5 主な事務事業の状況

(1) 財務管理費

主なものは、委託料 54,244 千円（他にかい執行分 173,978 千円あり）であり、契約の概要は以下の 28 件であった。

- ・公立学校施設整備費執行事務システムの適用保守
- ・公立学校施設台帳（県立学校分）入力事務
- ・緊急雇用創出委託（植栽管理及び除草等業務）4 地区
- ・緊急雇用創出委託（県立学校施設維持業務）
- ・千葉県立学校施設定期点検業務委託 6 地区
- ・千葉県立船橋芝山高等学校外 1 校建材調査判定業務委託
- ・千葉県立学校施設建設設備定期点検業務委託 13 地区
- ・千葉県立長生特別支援学校湧出ガス濃度調査業務委託

このうち、契約金額 100 万円未満のものは 17 件で、いずれも 1 号随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により、千葉県財務規則で定める額を超えないことから、随意契約とすること）により契約している。

(2) 教職員人事費

奨学金等育英事業の運営が中心であるが、このうち委託料 14,994 千円の内訳は以下のとおりである。

図表番号 3-3-5 委託料（教職員人事費）の概要

件名	契約先	契約金額	契約形態	落札率	契約年月日	完成年月日
奨学資金管理システム開発業務委託	(株)プラムシックス	14,679	一般競争入札	53.8%	22.6.21	23.3.31
口座振替取りまとめサービス初期導入作業業務委託	ちばぎんコンピューターサービス(株)	315	1号随契	100%	23.2.21	23.3.15

(出所) 財務施設課の資料より作成。

(注) 契約金額は千円未満を四捨五入している。

(3) 小学校教職員費・中学校教職員費

千葉県に所在する小学校・中学校の教職員の校外学習、修学旅行等の旅費。千葉市分は直接支出、その他の地域は各教育事務所へ予算令達し、各教育事務所が所管区域内の小・中学校へ配当することにより支出している。

(4) 中学校費・教育振興費

千葉中学校の一般管理運営経費を全て令達額により支出している。

(5) 高等学校費・高等学校総務費

高等学校の教職員の旅費（全国高等学校総合体育大会の旅費等）を支出している。一般に当該旅費は「庶務共通事務システム」（しょむ2）により処理され、外国旅費や赴任旅費の移転料等システム上処理できないものは令達額により支出している。

平成 22 年度は、後期の大規模大会での成績向上等に伴い、教職員の現地滞在宿泊代等が増加したため、不足額 6,541 千円を全日制高等学校管理費の委託料の入札執行差額から流用しており、当該処理は適正になされている。

(6) 高等学校費・全日制高等学校管理費

県立高等学校全日制課程における運営費を全て令達額により支出している。なお、上記（5）に示したように、高等学校費・高等学校総務費へ 6,541 千円を流用している。

(7) 高等学校費・定時制高等学校管理費

県立高等学校定時制課程における運営費を全て令達額により支出している。

(8) 高等学校費・教育振興費

委託料 989 千円は、「千葉県立千葉商業高等学校外 11 校 12 教室のパソコン等の廃棄処分」にかかる単価契約である。本契約の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-6 委託料（教育振興費）の概要

件名	契約先	契約金額	契約形態	落札率	契約年月日	完成年月日
千葉県立千葉商業高等学校外 11 校 12 教室のパソコン等の廃棄処分	アサヒブリティックス(株)北関東営業所	単価 33.6 円/kg 支出額 (989 千円)	指名競争入札	22.1%	22.3.25	22.5.18

(出所) 財務施設課の資料より作成。

(注) 支出金額は千円未満を四捨五入している。

本契約においては、22.1%と非常に低い落札率となっているが、その理由については、指名競争入札で 6 社の応札が結果として低い金額となったとのことである（低入札価格調査制度、最低制限価格制度は導入されていない）。また、契約日が平成 22 年 3 月 25 日となった理由としては、パソコンの更新を教育活動の影響が少ない時期に行うことから、更新終了後の春休み中の契約としたとのことである。

なお、本契約は委託完了期限を平成 23 年 6 月 30 日としており、繰越明許費の扱いとして
いる。本件においては、財源は一般財源で確保したものであり、国の教育費国庫補助金で整
備したパソコンを処分するために支出されたものである。

近時は、本件類似契約では単に廃棄では 1 キログラムあたり 100 円以下で引き取る業者は
存在するが、データの消磁処理や産業廃棄物としての管理が含まれると当該費用が加算され
る。なお、本件においては、データの消去は学校側で県が作成している、パソコンの廃棄等
に関する実施手順書により、ハードディスクの物理的な破壊を実施したとのことである。

なお、平成 22 年度においても高等学校産業教育用パソコンの旧機器等の廃棄処分を行っ
ており、以下の契約状況により平成 23 年度に繰越明許費として処理している。

図表番号 3-3-7 PC 機器等の廃棄委託（平成 23 年度への繰越明許費処理）の概要

見積合わせ日	平成 23 年 3 月 29 日
契約日	平成 23 年 3 月 30 日
契約期間	平成 23 年 3 月 30 日から平成 23 年 6 月 30 日
廃棄物回収日	平成 23 年 4 月 4 日から 4 月 11 日
最終処分日	平成 23 年 4 月 24 日

（出所）財務施設課の資料。

（9）高等学校費・学校建設費

平成 22 年度当初予算で工事請負費として予算計上していた 5,000 千円のうち、内容を精
査した結果改修を含まないため、備品購入費とすることが適切であると判断し、当該予算を
備品購入費に流用したものがあある。

その他の主な契約は以下のとおりである。

ア 委託料

委託料 320,427 千円の契約 50 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-8 委託料（学校建設費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立検見川高等学校校外 1 校大規模改造工事实施設計(1)	(株)椛山建築都市総合事務所	18,375	指名競争入札	97.1	21.8.12	22.10.31
2	千葉県立市川東高等学	(株)晃設計事務所	14,700	指名競争入札	98.6	21.9.9	22.5.12

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	校外 1 校大規模改造工事実施設計(1)						
3	千葉県立流山高等学校校舎(特別教室棟・体育館)大規模改造工事実施設計(1)	(株)鈴木建築設計事務所	14,490	指名競争入札	96.3	21.10.29	22.5.28
4	千葉県立佐倉東高等学校校空気濃度調査業務委託	(株)上総環境調査センター	42	1号随契	93.0	22.4.1	22.4.12
5	千葉県立船橋古和釜高等学校外 1 校大規模改造工事実施設計(1)	(株)西澤設計事務所	13,860 (6,321)	指名競争入札	95.1	22.4.30	23.2.23
6	千葉県立君津高等学校校舎(特別教室棟外 1 棟)大規模改造工事実施設計(1)	(有)飯島建築構造事務所	14,361 (8,513)	指名競争入札	97.1	22.5.6	23.3.2
7	千葉県立我孫子高等学校建材調査判定業務委託	中外テクノス(株)関東環境技術センター	68	1号随契	68.3	22.5.27	22.6.8
8	千葉県立館山総合高等	(株)齋藤建築設計事	18,900 (9,769)	指名競争入札	94.1	22.5.27	22.12.20

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	学校校舎(普通・特別教室棟外)大規模改造工事実施設計(1)	務所					
9	千葉県立松戸六実高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(1)	(有)佐藤建築構造設計事務所	9,765	指名競争入札	94.8	22.5.28	22.10.25
10	千葉県立我孫子高等学校空気濃度調査業務委託	中外テクノス(株)関東環境技術センター	49	1号随契	92.2	22.6.8	22.6.22
11	千葉県立特別支援学校流山高等学校園第2キャンパス屋内運動場大規模改造工事実施設計(1)	(有)市原建築構造設計事務所	9,450	指名競争入札	95.1	22.6.11	22.9.29
12	千葉県立流山高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(有)古里設計一級建築士事務所	3,255	指名競争入札	81.0	22.7.1	22.11.29
13	千葉県立匝瑳高等学校校舎(理科棟)大規模改造工事実施	(株)日野建築設計事務所	4,988	指名競争入札	81.5	22.7.1	22.11.17

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	設計(2)						
14	千葉県立清水高等学校校舎(管理・特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)アール設計	4,662	指名競争入札	81.9	22.7.12	22.12.15
15	千葉県立京葉工業高等学校外2校建材調査判定業務委託	(株)上総環境調査センター	271	1号随契	92.1	22.7.12	22.7.30
16	千葉県立千葉女子高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有)アイム設計	4,702	指名競争入札	89.3	22.7.26	22.12.1
17	千葉県立生浜高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)アークスペース建築設計事務所	4,200	指名競争入札	81.5	22.11.1	23.3.15
18	千葉県立若松高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有)コア建築設計	4,200	指名競争入札	79.9	22.7.30	22.12.1
19	千葉県立佐倉高等学校校舎(管理教室棟外)大	(株)本間設計	5,402	指名競争入札	78.0	22.8.5	23.2.28

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	規模改造工 事実施設計						
20	千葉県立袖ヶ浦高等学校体育館大規模改造工 事実施設計 (2)	(株)赤坂建 築設計事 務所	5,040	指名競争入札	92.4	22.8.13	23.2.28
21	千葉県立市川東高等学校校舎(普通 教室棟)大規模改造工 事実施設計 (2)	(株)岡田建 築設計事 務所	5,362	指名競争入札	94.8	22.8.13	23.2.25
22	千葉県立市原高等学校 屋内運動場 大規模改造 工事実施設 計(2)	(株)協和建 築設計事 務所	3,885	指名競争入札	77.2	22.8.13	23.2.28
23	千葉県立東金高等学校 校舎(管理普 通教室棟)大 規模改造工 事実施設計 (2)	(有)尾 本建築設 計事務所	6,773	指名競争入札 (公募型)	80.2	22.10.7	23.2.28
24	千葉県立多古高等学校 校舎(特別教 室棟)大規模 改造工 事実施設計(1)	(株)千町村 建築研究 所	10,479	指名競争入札	95.9	22.10.7	23.2.28
25	千葉県立松尾高等学校	(有)SPC 設計	9,870	指名競争入札	93.2	22.10.7	23.2.28

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(1)						
26	千葉県立柏南高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有)宮本建築設計事務所	4,578	指名競争入札	96.0	22.10.7	23.2.25
27	千葉県立茂原高等学校校舎(管理棟外)大規模改造工事実施設計(2)	(株)喬建築設計事務所	7,403	指名競争入札	82.6	22.10.7	23.2.28
28	千葉県立流山高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)竹江設計事務所	6,510	指名競争入札 (公募型)	95.4	22.10.8	23.2.28
29	千葉県立茂原樟陽高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(1)	(株)カトウ建築設計事務所	9,240	指名競争入札	99.3	22.10.8	23.3.25
30	千葉県立銚子高等学校校舎(管理・教室棟)大規模改造工事実施設計(1)	(株)あるて設計	2,521	指名競争入札	87.2	22.10.1 8	23.2.28

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
31	千葉県立八街高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(1)	(株)向後構造設計事務所	14,578	指名競争入札	99.4	22.10.18	23.3.22
32	千葉県立松戸国際高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(株)潮建築設計事務所	3,014	指名競争入札	71.9	22.10.18	23.2.25
33	千葉県立松戸六実高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(株)桑田建築設計事務所	4,935	指名競争入札	71.1	22.10.18	23.2.25
34	千葉県立船橋東高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)長谷川清次郎設計事務所	3,759	指名競争入札	84.3	22.10.18	23.3.17
35	千葉県立市原高等学校校舎(普通特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)矢崎建築設計事務所	3,360	指名競争入札	85.2	22.11.1	23.3.10
36	千葉県立行徳高等学校屋内運動場大規模改造	(株)ゆま空間設計	3,014	指名競争入札	71.3	22.11.1	23.3.8

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	工事实施設計(2)						
37	千葉県立船橋古和釜高等学校体育館大規模改造工事实施設計(2)	(有)ユタカ建築設計事務所	4,043	指名競争入札	75.9	22.11.1	23.3.15
38	千葉県立木更津東高等学校屋内運動場大規模改造工事实施設計(2)	(有)石井建築設計事務所	5,565	指名競争入札	76.3	22.11.1	23.3.9
39	千葉県立館山総合高等学校体育館武道場大規模改造工事实施設計(2)	(株)サン建築総合事務所	7,508	指名競争入札	93.3	22.11.1 1	23.3.25
40	千葉県立特別支援学校流山高等学園第2キャンパス屋内運動場大規模改造工事实施設計(2)	(株)鈴木建築設計事務所	6,248	指名競争入札	73.6	22.11.1 1	23.3.22
41	千葉県立千葉高等学校校舎(普通教室棟他)大規模改造工事实施設計	(株)榎本建築設計事務所	8,400	指名競争入札	98.6	22.11.1 1	23.3.25

	(2)						
42	千葉県立若松高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(株) ティー・アンド・エム設計	2,940	指名競争入札	71.5	22.11.29	23.3.25
43	千葉県立生浜高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(株)大塚建築設計事務所	3,885	指名競争入札	71.7	22.11.29	23.3.22
44	千葉県立船橋高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(有) 翔建築設計	5,040	指名競争入札	82.7	22.11.29	23.3.22
45	千葉県立君津高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(有) 金子企画設計事務所	4,225	指名競争入札	76.2	22.11.29	23.3.18
46	千葉県立検見川高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有) 海宝建築設計事務所	4,263	指名競争入札	71.2	22.12.3	23.3.25
47	千葉県立磯辺高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)佐竹建築設計	4,809	指名競争入札	82.4	22.12.3	23.3.25

48	千葉県立津田沼高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(株)網中建築設計事務所	4,725	指名競争入札	77.4	22.12.3	23.3.25
49	千葉県立流山おおたかの森高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(株)アート設計	5,040	指名競争入札	92.2	22.12.3	23.3.25
50	千葉県立千葉北高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(有)佐倉設計事務所	3,675	指名競争入札	84.0	22.12.6	23.3.25

(出所) 財務施設課の資料より作成。

(注1) 契約金額は千円未満四捨五入している。契約金額の括弧内は繰越明許に伴い、平成22年度の執行額である。

(注2) 色つきの部分は繰越明許対象契約である。50件中14件は前年度繰越明許とされたものである。

前年度繰越明許費とした理由としては、本件財源は国の交付金で、一括交付されたものであり、当該交付金を2月補正予算で計上したが、経費の性質上、年度内の支出が終わらない見込みのある経費のため繰越明許費としたとのことである。

なお、各契約形態においては、県は平成21年3月9日に建築コンサルタント委託業務に係る簡易公募型指名競争入札試行要領を制定しており、これを受けて教育委員会でも1件以上実施することとされているから、適当と思われる入札に関して採用しているとのことである。

イ 工事請負費

工事請負費 2,777,465 千円の契約 37 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-9 工事請負費（学校建設費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立清水高等学校食品化学科実習棟改築電気設備工事	(株)岩田電気工業	13,075 (注3)	指名競争入札	86.0	21.12.1	-
2	千葉県立清水高等学校食品化学科実習棟改築機械設備工事	浅野さく 泉管工(株)	31,847 (注3)	指名競争入札	94.3	21.12.1	22.8.31
3	千葉県立清水高等学校食品化学科実習棟改築工事	丸要建設 (株)	84,000 (73,200) (注3)	一般競争入札(総合評価)	89.2	21.12.4	22.8.16
4	千葉県立浦安高等学校校舎(管理・特別教室棟他)大規模改造建築工事	京成建設 (株)	213,010 (注3)	一般競争入札(総合評価)	88.1	21.12.9	22.8.30
5	千葉県立八千代東高等学校格技館大規模改造工事	(株)伊藤工務店	32,864 (注3)	指名競争入札	86.4	22.1.20	22.6.17
6	千葉県立行徳高等学校校舎(特別教室棟他)大規模改造電気設備工事	友信電気 (株)	39,078 (15,400) (注3)	指名競争入札	94.8	21.11.2	23.5.31 (工事期限を示している)
7	千葉県立行徳高等学校校舎(特別教室棟他)大規模改造建築工事	(株)大城組	494,261 (283,200) (注3)	一般競争入札(総合評価)	88.1	21.11.17	23.5.31 (工事期限を示している)
8	千葉県立浦安高等学校校舎(管理・特別教室棟他)大規模改造電気設備工事	(株)船橋電気工事	20,110 (注3)	指名競争入札	85.9	21.12.1	22.8.30

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
9	千葉県立浦安高等学校校舎（管理・特別教室棟他）大規模改造機械設備工事	旭葉設備 株	16,170 (注3)	指名競争 入札	92.1	21.12.1	22.8.27
10	千葉県立安房高等学校防音機能復旧及び質的改善第2期機械設備工事	(有)青 木酸素商 店	143,308 (114,538) (注3)	一般競争 入札（総 合評価）	96.8	21.9.18	22.11.30
11	千葉県立千葉高等学校中学生棟電気設備工事	株木村建 設	58,084 (注3)	一般競争 入札（総 合評価）	85.0	21.9.18	22.9.21
12	千葉県立千葉高等学校中学生棟建築工事	京成建設 株	300,465 (237,465) (注3)	一般競争 入札（総 合評価）	85.5	21.10.21	22.10.25
13	千葉県立行徳高等学校校舎（特別教室棟他）大規模改造機械設備工事	第一セン トラル設 備株	49,830 (19,530) (注3)	一般競争 入札（総 合評価）	93.0	21.10.23	23.5.31 （工事期 限を示し ている）
14	千葉県立千葉高等学校中学生棟機械設備工事	株信和ア セント	35,259 (注3)	指名競争 入札	96.6	21.9.11	22.9.17
15	千葉県立安房高等学校防音機能復旧及び質的改善第2期電気設備工事	株間宮電 気工業	31,815 (25,452) (注3)	指名競争 入札	95.4	21.9.11	22.11.30
16	千葉県立行徳高等学校校舎（特別教室棟他）大規模改造ガス設備工事	京葉瓦斯 株	12,437 (注3)	2号随契	100.0	21.9.16	23.5.31 （工事期 限を示し ている）
17	千葉県立安房高等学校防音機能	株計工務 店	106,124 (84,899)	一般競争 入札（総	85.9	21.9.18	22.11.29

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	復旧及び質的改善第2期建築工事		(注3)	合評価)			
18	千葉県立匝瑳高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造建築工事	古谷建設(株)	86,100 (注3)	一般競争入札(総合評価)	88.8	22.2.5	22.9.24
19	千葉県立君津高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造建築工事	松栄建設(株)	64,365 (注3)	一般競争入札(総合評価)	88.6	22.2.22	22.8.23
20	千葉県立匝瑳高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造機械設備他工事	(株)渡辺冷凍機	28,156	指名競争入札	86.8	22.5.7	22.9.27
21	千葉県立君津高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造電気設備工事	(株)目黒テクノス	11,132	指名競争入札	85.4	22.5.7	22.8.27
22	千葉県立君津高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造機械設備工事	(株)高橋工業所	8,860	指名競争入札	88.0	22.5.7	22.8.27
23	千葉県立銚子商業高等学校校舎(普通教室B棟)大規模改造建築工事	テクノ・小林經常建設共同企業体	93,526	一般競争入札(総合評価)	93.8	22.5.14	22.11.8
24	千葉県立成東高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造機械設備他工事	(有)喜多住宅設備	9,828	指名競争入札	86.0	22.5.19	22.9.22

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
25	千葉県立成東高等学校校舎（特別教室棟）大規模改造建築工事（1期）	鵜沢建設(株)	103,320	一般競争入札（総合評価）	87.5	22.5.25	22.9.21
26	千葉県立長生高等学校校舎（管理普通教室棟）大規模改造工事（1期）	鵜沢建設(株)	94,710	一般競争入札（総合評価）	87.3	22.5.25	22.8.23
27	千葉県立我孫子高等学校校舎（特別教室棟）大規模改造工事（1期）	輝建設(株)	73,538	一般競争入札（総合評価）	86.9	22.5.25	22.9.30
28	千葉県立銚子商業高等学校校舎（普通教室B棟）大規模改造機械設備工事	(株)中央設備	20,316	指名競争入札	86.5	22.5.31	22.11.9
29	千葉県立銚子商業高等学校校舎（普通教室B棟）大規模改造電気設備工事	山崎電設工業(株)	6,933	指名競争入札	85.4	22.5.31	22.11.12
30	千葉県立木更津高等学校校舎（特別教室棟）大規模改造工事	伊東建設興業(株)	74,445	一般競争入札（総合評価）	87.4	22.6.8	22.9.30
31	千葉県立多古高等学校屋内運動場大規模改造建築工事	(株)畔蒜工務店	71,863	一般競争入札（総合評価）	87.4	22.6.21	22.12.20
32	千葉県立多古高等学校屋内運動場大規模改造電	(株)電研工業	8,779	指名競争入札	85.2	22.7.5	22.12.20

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	気設備他工事						
33	千葉県立千葉東 高等学校屋内運 動場大規模改造 建築工事	(株)山田工 務所	94,505	一般競争 入札 (総 合評価)	87.3	22.8.16	23.2.28
34	千葉県立千葉東 高等学校屋内運 動場大規模改造 電気設備他工事	(株)光栄電 設工業	20,644	指名競争 入札	86.0	22.8.17	23.2.28
35	千葉県立八千代 高等学校屋内運 動場大規模改造 建築工事	岩澤建設 (株)	65,757	一般競争 入札 (総 合評価)	87.2	22.9.21	23.3.25
36	千葉県立八千代 高等学校屋内運 動場大規模改造 電気設備他工事	(有)京 葉工業	8,642	指名競争 入札	85.1	22.10.12	23.3.22
37	千葉県立東金商 業高等学校法面 改修工事	庄司工業 (株)	150,309	一般競争 入札 (総 合評価)	84.0	22.6.7	23.4.18

(出所) 財務施設課の資料。

(注 1) 契約金額は千円未満四捨五入している。契約金額の括弧内は平成 22 年度の執行額である。「大規模改造」とあるのは耐震化を意味する。

(注 2) 色つきの部分は繰越明許対象契約である。16 件は前年度繰越明許とされたものである。

(注 3) 債務負担行為としている。

① 「項番 1」 工事

当該契約は平成 21 年 12 月 1 日契約、工期を平成 21 年 12 月 2 日から平成 22 年 7 月 31 日 (債務負担行為としている) としたところ、他工事の発注元の破産申立てにより業績悪化し、平成 22 年 5 月 17 日破産手続開始、契約先から同日付けで「工事続行不能届」が提出された。なお、当該請負契約には履行保証保険が付されていた。

これに伴い、県は同年 5 月 20 日に当該契約を解除し、これまでの出来高に応じて精算を行った。この結果、これまでの出来高は 3.22% であることが確認され、両者合意の上、県は 421 千円を支払った。工期が 7 月 31 日で、5 月の時点で出来高がわずか 3% 程度であることから見て、工事はほとんど止まった状態であったことが推測される。

なお、県は建設工事請負契約第 47 条第 2 項及び第 3 項に基づき、違約金 1,307 千円を請求

し、履行保証保険会社から入金されている。

① 「項番 2」 工事

平成 22 年 6 月 22 日に工事内容の一部を変更し、工期を 1 ヶ月延長し平成 22 年 8 月 31 日としている。

② 「項番 4」 工事

平成 22 年 8 月 10 日に工事内容の一部を変更し、請負代金を 36,610 千円増額した。

④ 「項番 5」 工事

平成 22 年 6 月 10 日に工事内容の一部を変更し、請負代金を 1,061 千円増額した。

⑤ 「項番 6」 工事

工事内容の一部を変更し、工期を 2 ヶ月延長し平成 23 年 5 月 31 日とし、請負代金を 7,578 千円増額した。

⑥ 「項番 7」 工事

平成 22 年 1 月 15 日に工事内容の一部を変更し、工期を 2 ヶ月延長し平成 23 年 5 月 31 日とし、請負代金を 67,436 千円増額した。

⑦ 「項番 8」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 1,389 千円増額した。

⑧ 「項番 10」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 542 千円減額した。

⑨ 「項番 11」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 830 千円増額した。

⑩ 「項番 12」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 11,400 千円増額した。

⑪ 「項番 13」 工事

工事内容の一部を変更し、工期を 2 ヶ月延長し平成 23 年 5 月 31 日とし、請負代金を 1,005 千円増額した。

⑫ 「項番 16」 工事

建築工事の工期延長に伴い、平成 23 年 3 月 25 日、工期を 2 ヶ月延長し平成 23 年 5 月 31 日とした。

⑬ 「項番 20」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 929 千円増額した。

⑭ 「項番 23」 工事

工事内容の一部を変更し、工期を約 2 ヶ月延長し平成 22 年 11 月 15 日とし、請負代金を 2,176 千円増額した。

⑮ 「項番 27」 工事

平成 22 年 8 月 30 日工事の一部を変更し、請負代金を 6,338 千円増額した。

⑯ 「項番 28」 工事

工期を約 2 ヶ月延長し、平成 22 年 11 月 15 日とした。

⑰ 「項番 29」 工事

平成 22 年 9 月 17 日工期を約 2 ヶ月延長し、平成 22 年 11 月 15 日とし、さらに平成 22 年 10 月 15 日工事内容の一部を変更し、請負代金を 663 千円増額した。

⑱ 「項番 31」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 1,303 千円増額した。

⑲ 「項番 32」 工事

平成 22 年 11 月 30 日、増設のリモコンスイッチが既設のリモコン伝送ユニットと信号の伝送方式が異なるため既設のリモコンスイッチ及び伝送ユニットを交換する必要が生じ、請負代金を 169 千円増額した。

⑳ 「項番 33」 工事

平成 23 年 2 月 8 日工事内容の一部を変更し、請負代金を 18,103 千円増額した。

㉑ 「項番 34」 工事

平成 23 年 2 月 7 日工事内容の一部を変更し、請負代金を 505 千円増額した。

㉒ 「項番 35」 工事

工事内容の一部を変更し、工期を 1 ヶ月延長し平成 23 年 3 月 25 日とし、請負代金を 3,211 千円増額した。

なお、上記工事(他の請負工事も含む)の入札手続き等は、県土整備部で実施されている。

㊸ 「項番 37」 工事

平成 21 年度からの繰越明許費であるが、工事現場が傾斜地であり、3 月 11 日東日本大震災後頻発する余震により作業員の安全確保等が困難であるとのことで、工期を平成 23 年 4 月 25 日に延長し、請負代金を 11,929 千円増額した（事故繰越として平成 23 年度に繰越して、平成 23 年 4 月 18 日完成している）。しかし、当初の工期は平成 23 年 1 月 3 日であり、当初の工期内であれば、地震の影響はなかったはずであり、この点の説明は得られていない。

ウ 公有財産購入費

土地区画整理事業において、土地区画整理組合から買い戻した土地取得費であり、3 年間の債務負担として 165,000 千円の最終年度の支払いとして 55,000 千円を支出した。

(1 0) 高等学校費・学校建設費

県立高等学校通信制課程における運営費を全て令達額により支出している。

(1 1) 高等学校費・実習船運営費

実習船千潮丸の運航に要する費用を令達額等により支出している。

(1 2) 特別支援学校総務費

特別支援学校の教職員の旅費を令達額等により支出している。

(1 3) 特別支援学校振興費

特別支援教育就学奨励費を令達額等により支出している。

(1 4) 特別支援学校管理費

特別支援学校の運営・施設整備費用を本庁執行及び令達処理により支出している。主な契約内容は以下のとおりである。

ア 委託料

委託料 54,049 千円の契約 5 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-10 委託料（特別支援学校費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約 形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立市川特別支援学校校舎（教室棟）増築工事实施設計業務委託	(株)ヒカワ設計	609	1号随契	92.7	22.4.28	22.6.30
2	千葉県立市川特別支援学校分校大規模改造工事实施設計	(株)千都建築設計事務所	48,300	指名競争入札	97.2	22.4.30	23.3.25
3	千葉県立印旛特別支援学校分校設置工事实施設計業務委託	(有)玉川設計	4,410	指名競争入札 (公募型)	88.6	23.1.13	23.3.25
4	千葉県立袖ヶ浦特別支援学校外4校ダイオキシン類調査判定業務委託	(株)上総環境調査センター	436	1号随契	78.7	23.3.8	23.3.30
5	千葉県立柏特別支援学校仮設建物更新手続業務委託	大和リース(株)千葉支店	294	1号随契	98.0	23.3.14	23.3.30

(出所) 財務施設課の資料。

イ 工事請負費

工事請負費 56,491 千円の契約 3 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-11 工事請負費（特別支援学校費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立千葉聾学校遊技室大規模改造建築工事	株鳩川組	11,739	指名競争入札	100.0	22.5.19	22.8.24
2	千葉県立千葉聾学校体育館大規模改造電気設備他工事	株DDS センター	5,597	指名競争入札	85.5	22.7.5	23.1.27
3	千葉県立千葉聾学校体育館大規模改造建築工事	株千葉住宅サービス社	39,155	指名競争入札	98.0	22.7.6	23.1.18

(出所) 財務施設課の資料。

(注 1) 契約金額は千円未満四捨五入している。契約金額の括弧内は平成 22 年度の執行額である。「大規模改造」とあるのは耐震化を意味する。

(注 2) 色つきの部分は繰越明許対象契約である。1 件は前年度繰越明許とされたものである。

① 「項番 1」工事

前年度繰越明許費であり、予定価格を公表し、指名競争入札の結果、5 者応札で落札率が 100%となっていた。落札率が 100%となった背景について財務施設課に確認したところ、応札した 5 者全てが同額であり、くじ引きで落札者を決定したとのことであった。財務施設課では、この案件が発生した時に、入札を所管している県土整備部に確認をとっており、県土整備部からは、支障なしとの回答を受けたとのことであった。

② 「項番 2」工事

工事の一部を変更し、請負代金を 980 千円増額した。

(15) その他の事項

ア 耐震化事業について

学校施設の耐震化については、平成27年度まで順次リスクの高いものから進めており、平成22年度の耐震化工事は、上記に示した工事請負費により、以下の施設を実施した。

図表番号 3-3-12 耐震改修工事実施状況（平成22年度）

学校名	棟名	延床面積 (㎡)
船橋	管理棟	379
市川工業	教室棟	1,273
行徳	特別教室棟	1,936
行徳	特別教室棟	3,210
浦安	管理及び特別教室棟	1,952
浦安	管理及び特別教室棟	3,214
清水	食品科学科実習棟	500
銚子商業	普通教室棟	1,980
匝瑳	普通教室棟	3,827
東金商業	管理特別教室棟	1,930
君津	普通教室棟	3,870
八千代	屋内運動場	1,428
八千代東	格技館	1,005
国分	体育館	1,584
国分	武道館	495
野田中央	体育館	1,516
佐倉東	体育館	1,468
多古	屋内運動場	1,468
千葉豊	体育館	903
千葉豊	遊技室	277
我孫子	特別教室棟	3,270
木更津	特別教室棟	2,580
千葉東	屋内運動場	1,492
長生	管理普通教室棟	4,865
成東	特別教室棟	3,641
岬	管理普通教室棟	2,918

(出所) 財務施設課の資料。

イ 東日本大震災の影響について

東日本大震災により、県立学校 164 校中 123 校に被害が発生した。被害の状況は建物の接合部分のずれや壁のひび割れ、配管等の破損等であった。軽微な被害については、随時学校と協議しながら改修を進め、大きな被害については、臨時議会において補正予算を計上し、早期の復旧に努めるとのことである。特に県立浦安南高等学校においては、地盤沈下などの大きな被害が発生し、旧県立船橋旭高等学校に一時移転して授業を実施していたが、9 月 1 日よりもとの校舎へ戻り通常の学校活動を実施している。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 教育財産管理の統括について

財務施設課の所掌事務として、「(18) 教育財産の取得、管理及び処分¹の統括に関すること。」がある。しかし、本報告書「第 4 章 かい執行機関の監査」においていくつかの学校について監査を実施したところであるが、その中にほとんど全ての学校において備品の管理が適切になされていない旨の指摘がある。学校に限らず、備品は数量が多く、適切な管理が望まれるところであるが、現状では備品出納簿と実態とが整合していないケースが多く見受けられている。多くのかい執行機関では多くの備品を保有しており、備品出納簿との整合性をとることに苦慮しているのが実状である。今後は、これら現場の抱えている問題に対して、適切な助言、協力を進めていくことが望まれる。

今後公会計の発展に伴い、民間企業並みの財産管理が重要となる。その際、特に供用先での備品管理を含めたより一層の管理体制の充実が必要とされることに留意する必要がある。

(2) 高等学校施設整備事業の繰越明許について

高等学校施設整備事業の予算として、3,059,000 千円が平成 21 年度からの繰越明許費となっている。他の繰越明許費が多くても数億円程度であるなかで、高等学校施設整備事業予算は突出しており、平成 21 年度予算の最も高額な繰越となっている。

繰越となった要因について財務施設課に確認したところ、繰越明許費のうち 1,373,000 千円については、当初平成 22 年度予算で要求していたが、平成 21 年度の国の補正予算での予算確保ができたため、前倒しで実施しようとしていたものの、年度末の発注等事務処理が大量であったため、一部年度を越えての契約になったとのことであった。また、当該予算は 2 月補正予算で措置されたものであるが、補正予算要求とほぼ同じタイミングで繰越の申請もなされている。

「第 2 章 第 1 予算制度」でも触れているが、繰越明許費の趣旨は、「性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて」翌年度に繰り越すことができるということである。その趣旨から考えると、少なくとも契約準備行為から入札に至る手続は年度内で実施することが必要であったと考えられる。

2 月補正予算というタイミングと施設整備事業であることから、予算執行までそれなりの時間を要する点について一定の理解はできるが、今後は県土整備部とも協議の上、制度趣旨に沿った経理処理が望まれる。

(3) 入札談合に係る手続について

入札談合に関しては、県としての対応以外に、公正取引委員会との連携を必要とする場合も存在する。このため、公正取引委員会では、「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～（平成 23 年 10 月版）」（公正取引委員会事務総局）を作成している。

これらの資料を参考に、必要な場合には公正取引委員会と連携して対応することが望まれる。

第4 財務施設課（特別会計）

1 所掌事務の概要

財務施設課の所掌事務は、前項の財務施設課（一般会計）と同様である。ここでは特別会計で経理している「(13) 千葉県奨学資金貸付条例の施行に関すること。」について記載することとする。

2 歳入事務

平成22年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-4-1 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	収入更正額
諸収入	雑入	雑入 (注)	479,340	7,091	—	460,909	460,950	△41
繰越金	繰越金	繰越金	512,043	—	—	512,043	512,043	—
繰入金	基金 繰入金	雑入	—	—	78,800	78,800	—	78,800
合計			991,384	7,091	78,800	1,051,753	972,994	78,759

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注) 日本学生支援機構からの交付金及び千葉県奨学資金借受人からの返還金並びに千葉県奨学資金国庫返還金の過払い分返還金。

3 歳出事務

主な歳出事務は、以下のようになっている。

図表番号 3-4-2 主な事務事業の執行状況（平成22年度）

(単位：千円)

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
奨学資金 貸付事業	奨学資金貸付金 県立高等学校 661人 国立・市立・私立高等学校 887人	1 款 奨学資金貸付事業費 1 項	1,066,424	438,535
国庫 返還金	高等学校奨学事業費補助に係る 返還者数 94人	奨学資金貸付事業費 1 目 奨学資金貸付事業費	2,578	1,566
合計			1,069,002	440,101

(出所) 財務施設課提供資料から抜粋

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-4-3 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付	奨学資金貸付	貸付金	1,066,424	△133,080	305,455	627,889
	事業費	事業費	償還金・利子及び割引料(注)	2,578	-	1,566	1,013
合 計				1,069,002	△133,080	307,021	628,902

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、財務施設課のみを抽出加工。

(注) 国庫への返還金。

4 千葉県奨学資金の概要

千葉県奨学資金制度の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-4-4 奨学資金制度の概要

1 関係法規等	(1) 千葉県奨学資金貸付条例 (2) 千葉県奨学資金貸付条例施行規則
2 目的	経済的理由により修学が困難な者に対し、予算の範囲内で修学上必要な学資を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより有為な人材を育成することを目的とする。
3 資格	<p>《平成 23 年度入学生》</p> <p>高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（又は専修学校の高等過程）に在学する者で、次の要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保護者（独立の生計を営む成人は本人）が県内に住所を有する者 二 高等学校等に在学する生徒であること 三 修学意欲があり、性行が正しい者であること 四 経済的理由によって修学が困難な者であること 五 母子及び寡婦福祉法による修学資金及び千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること

《平成 22 年度以前入学生》					
第一種奨学資金	第二種奨学資金				
高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者で、次の要件を備えている者 一 保護者（独立の生計を営む成人は本人）が県内に住所を有する者 二 国公立の高等学校等に在学する生徒であること 三 修学意欲があり、性行が正しい者であること 四 経済的理由によって修学が困難な者であること 五 母子及び寡婦福祉法による修学資金及び千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること	高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学する者で、次の要件を備えている者 一 保護者（独立の生計を営む成人は本人）が県内に住所を有する者 二 学業成績に優れた者であること 三 修学意欲があり、性行が正しい者であること 四 経済的理由によって修学が困難な者であること 五 母子及び寡婦福祉法による修学資金及び千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること				
4 募集人員	予算の範囲内において貸付可能な人数				
5 申請先	千葉県立学校：各学校 / その他の学校：県教育委員会				
6 貸付金額	《平成 23 年度入学生》 貸付月額を下表から選択する。（貸付中の額の変更も可） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>貸付月額</td> </tr> <tr> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>30,000 円（私学のみ）</td> </tr> </table> ※自宅外加算あり（5,000 円）	貸付月額	10,000 円	20,000 円	30,000 円（私学のみ）
貸付月額					
10,000 円					
20,000 円					
30,000 円（私学のみ）					

	≪平成 22 年度以前入学生≫ <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="3">第一種奨学資金</td> <td colspan="3">第二種奨学資金</td> </tr> <tr> <td>学校 種別</td> <td>課程等</td> <td>全学年</td> <td>通学 区分</td> <td>国公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>全課程</td> <td>18,000 円</td> <td>自宅</td> <td>18,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>特別支援</td> <td>高等部</td> <td>10,000 円</td> <td>自宅外</td> <td>23,000 円</td> <td>35,000 円</td> </tr> </table>						第一種奨学資金			第二種奨学資金			学校 種別	課程等	全学年	通学 区分	国公立	私立	高等学校	全課程	18,000 円	自宅	18,000 円	30,000 円	特別支援	高等部	10,000 円	自宅外	23,000 円	35,000 円
第一種奨学資金			第二種奨学資金																											
学校 種別	課程等	全学年	通学 区分	国公立	私立																									
高等学校	全課程	18,000 円	自宅	18,000 円	30,000 円																									
特別支援	高等部	10,000 円	自宅外	23,000 円	35,000 円																									
7 貸付要件	≪平成 23 年度入学生≫ <ul style="list-style-type: none"> ・収入：世帯の全収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで国公立—収入 790 万円以下) 私立—収入 809 万円以下) ・成績：問わない 																													
	≪平成 22 年度以前入学生≫ <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:50%;"> 第一種奨学資金 旧日本育英会の基準を準用 ・収入：世帯の全収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで収入 790 万円以下) ・成績：問わない </td> <td style="width:50%;"> 第二種奨学資金 旧日本育英会の基準を準用 ・収入：家計支持者の収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで国公立—790 万円以下) (4人世帯モデルで私立—809 万円以下) ・成績：5 段階評価の平均 新入生 3.5 以上 (中学校の成績) 在学学生 3.0 以上 (高等学校の成績) </td> </tr> </table>						第一種奨学資金 旧日本育英会の基準を準用 ・収入：世帯の全収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで収入 790 万円以下) ・成績：問わない	第二種奨学資金 旧日本育英会の基準を準用 ・収入：家計支持者の収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで国公立—790 万円以下) (4人世帯モデルで私立—809 万円以下) ・成績：5 段階評価の平均 新入生 3.5 以上 (中学校の成績) 在学学生 3.0 以上 (高等学校の成績)																						
第一種奨学資金 旧日本育英会の基準を準用 ・収入：世帯の全収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで収入 790 万円以下) ・成績：問わない	第二種奨学資金 旧日本育英会の基準を準用 ・収入：家計支持者の収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで国公立—790 万円以下) (4人世帯モデルで私立—809 万円以下) ・成績：5 段階評価の平均 新入生 3.5 以上 (中学校の成績) 在学学生 3.0 以上 (高等学校の成績)																													
8 返還	≪平成 23 年度入学生≫ <ul style="list-style-type: none"> ・月賦、年賦又は年賦の均等払いで下表の年数以内。 (返還計画の変更も可) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align:center;"> <tr> <th>貸付けを受けた奨学資金の額</th> <th>年数</th> </tr> <tr> <td>80 万円以下のもの</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>80 万円を超え 110 万円以下のもの</td> <td>12 年</td> </tr> <tr> <td>110 万円を超えるもの</td> <td>14 年</td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">(日本学生支援機構の規定に準じた返還猶予あり)</p>						貸付けを受けた奨学資金の額	年数	80 万円以下のもの	10 年	80 万円を超え 110 万円以下のもの	12 年	110 万円を超えるもの	14 年																
貸付けを受けた奨学資金の額	年数																													
80 万円以下のもの	10 年																													
80 万円を超え 110 万円以下のもの	12 年																													
110 万円を超えるもの	14 年																													

	《平成 22 年度以前入学生》	
	第一種奨学資金	第二種奨学資金
	月賦、半年賦又は年賦の均等払い で、貸付金額に応じた年数以内に 返還（無利子） （大学等在学中による返還猶予 あり）	月賦、半年賦又は年賦の均等払いで、 貸付金額に応じた年数以内に返還 （無利子）

（出所）財務施設課提供資料から抜粋

平成 22 年度までは、第一種奨学資金と第二種奨学資金に分かれていたが、利用しやすい制度とするため、千葉県奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を平成 23 年 4 月 1 日に施行し、貸付中の奨学資金の月額や返還計画を変更することができるようにするなど、修学支援体制が整備・拡充された。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）長期延滞貸付債権について

平成 22 年度における奨学資金貸付金の返済収入調定額及び収入済額は下表の通りである。

図表番号 3-4-5 奨学資金貸付金 返済収入調定額等の状況（平成 22 年度）

（単位：円）

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
現年度分	108,544,605	95,945,050	12,599,555	88%
繰越分（過年度分）	14,299,084	3,325,238	10,973,846	23%
合計	122,843,689	99,270,288	23,573,401	81%

（出所）財務施設課提供資料に基づき作成

（注）本人の死亡以外の不納欠損は行っていない。

上記の表は平成 22 年度収入すべき調定額に基づき記載したもので、債権全体のうち延滞債権とされているものについての収入状況は以下のようになる。

図表番号 3-4-6 延滞債権からの回収状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

人数	貸付総額	収入未済金額	返還済額	債権残高
276 人	146,441,000	23,573,401	29,449,693	93,417,906

（出所）財務施設課の資料

また収入未済となっている債権の年度別の分布を示すと以下のようになる。

図表番号 3-4-7 延滞債権の年度別分布（平成 23 年 3 月 31 日現在）

延滞年度	人数（人）	収入未済額（円）
昭和 63 年度	2	42,000
平成元年度から平成 5 年度	6	492,000
平成 6 年度から平成 10 年度	11	959,200
平成 11 年度から平成 15 年度	16	1,224,400
平成 16 年度から平成 20 年度	60	3,325,046
平成 21 年度	120	4,931,200
平成 22 年度	238	12,599,555
合計	276	23,573,401

（出所）財務施設課の資料。

（注）延滞年度のうち、特に 2 名は平成 6 年度以降、5 名は平成 11 年度以降、7 名は平成 16 年度以降入金がされていない。

図表 3-4-5 からわかるとおり、繰越分（過年度分）の収納率が 23%と低くなっており、現年度分の収納率が 88%と比較的高いことから、現年度で回収できないと、その後は返済が滞る割合が高くなることが読み取れる。また、図表 3-4-6 からは、貸付総額から債権残額を差し引いた収入すべき額における収入未済額の割合は 44.46%となり、延滞先からの回収率は 5 割を切っていることがわかる。さらに、図表 3-4-7 からは長期間入金されない債務者の存在及び延滞状況が平成 21 年度、平成 22 年度と急増していることがわかる。長期延滞者に対してはもはや法的措置も辞さない時期にあると考えられる。

債権管理においては、計画的な返済が滞ると、正常な回収が危うくなるのが一般的である。従って、より迅速な債権回収が望まれるところであり、そのために適切な債権管理事務が望まれるところである。

財務施設課では平成 22 年度までは紙台帳により奨学資金貸付債権を管理していたが、平成 23 年度からシステム管理を始め、また、平成 23 年 4 月には「千葉県奨学資金貸付金 債権回収マニュアル」を整備している。これらにより、適切な債権管理が行える環境が整備されたといえるため、今後の適時適切な債権管理・回収が望まれる。

第5 県立学校改革推進課

1 所掌事務の概要

県立学校改革推進課の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 県立学校の改革推進に関すること。
- (2) 県立高等学校再編計画の策定及び実施並びにこれらに伴う連絡調整に関すること。
- (3) 県立中学校及び県立高等学校の設置、廃止及び組織編制（教育振興部教職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 県立中等教育学校の設置に関すること。
- (5) 県立中学校及び県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (6) 市立高等学校の設置、廃止、名称及び位置の変更等に関する認可又は届出の受理に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要」の「その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

県立学校改革推進課の職員の配置状況は、以下の通りである。

図表番号 3-5-1 職員の配置状況（平成22年7月1日現在）

(単位：人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	班長 副主幹 (注)	主査	計
事務職員	1	3	16	3	23

(出所) 「様式本2 職員配置状況」より作成。

(注) 16名のうち8名は財務施設課、指導課、教職員課との兼務である。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-5-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
国庫支出金	国庫負担金	教育費 国庫負担金 (注1)	649	—	△649	—	649	—	△649	—
	委託金	教育費委託金 (注2)	—	—	649	649	—	—	649	—
国庫支出金 計			649	—	—	649	649	—	—	—
合計			649	—	—	649	649	—	—	—

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注1) 勘定科目の誤りにより取り消している。

(注2) 文部科学省からの学校運営支援事業（定時制・通信制課程の充実・改善を図る取組 311 千円、生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組 338 千円）。

4 歳出事務

県立学校改革推進課における平成 22 年度の主な事務事業の執行状況（歳出事務）は以下のとおりである。

図表番号 3-5-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
行政指導費	運営費	第 11 款 教育費	4,958	2,985
	県立高等学校再編事業	第 1 項 教育総務費	4,742	4,514
	学校運営支援事業等の 推進（コミュニティ・ス クール等）事業		650	649
合計			10,350	8,148

（出所）県立学校改革推進課提供資料

（注）執行残が 2,202 千円発生しているが、その主なものは旅費 1,106 千円、需用費 536 千円である。

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-5-4 歳出額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	教育 総務費	行政指導費	報償費 (注 1)	2,061	△50	1,666	345
			旅費 (注 2)	2,336	△43	1,187	1,106
			需用費 (注 3)	4,120	△2,176	1,408	536
			役務費	571	—	555	16
			使用料及び 賃借料	1,091	—	893	198
			備品購入費	171	—	170	0
		行政指導費 計	10,350	△2,269	5,879	2,202	
合 計				10,350	△2,269	5,879	2,202

（出所）千葉県から入手した歳出データより、県立学校改革推進課のみを抽出加工。

（注 1）「県立学校改革推進プラン策定懇談会」「地域協議会」等各種協議会の委員に対する報酬、謝金、学生チューターに対する謝金であり、税務上は委員に対する報酬は給与扱いであるため、源

泉徴収税額票の乙欄を適用し、3%の源泉徴収を行っている。

(注 2) このうち 1,230 千円は、主に県立学校改革推進プラン策定懇談会や 4 校統合準備会議等のための旅費であり、統合をめぐるには地元自治体や学校関係者等との調整に時間を費やされるとのことである。また、他課等への令達分 43 千円は勝浦若潮高校におけるコーチング実践セミナーの講師に対する旅費支給額である。

(注 3) 各種協議会におけるお茶代が含まれている。令達額の大部分が県立高等学校再編に関するポスターの作成等、県立高等学校再編計画に関わる広報費である。各出先機関等へ令達する場合の手続については、他課等への令達額が主に県立高等学校再編計画に関わる広報予算として確保している金額であり、県立学校改革推進課において予算枠の内配分を実施し概算額を学校に提示した上で、所要額調べを実施し、所要額調べに基づき予算を令達しているとのことである。

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の県立学校改革推進課の主な事務事業は以下の通りである。

(1) 県立高等学校再編事業

ア 事業の根拠

教育委員会は、平成 14 年 11 月に「県立高等学校再編計画」を策定した。これは、中学校卒業生数の減少、高度情報化社会の進展、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などの多様化等に対応するためのもので、平成 23 年度末を目標年次として開始されたものである。なお、24 年度に向けて新たな再編計画を策定している。

イ 実施計画

再編計画の実施においては、具体的な実施プログラムを 3 期に分け、県立高校の再編を段階的に進め、平成 23 年 4 月にすべての実施プログラムを完了することとしていた。

図表番号 3-5-5 実施プログラムの構成

・第 1 期実施プログラム：平成 14 年 11 月策定（平成 19 年度末完了済）
・第 2 期実施プログラム：平成 16 年 5 月策定（平成 22 年 4 月に完了済）
・第 3 期実施プログラム：平成 18 年 12 月策定（平成 23 年 4 月に完了済）

(出所) 県立学校改革推進課提供資料

ウ 平成 22 年度実施計画

平成 22 年においては、第 2 期実施プログラムとして、平成 22 年 4 月印旛明誠高校の移転開校を行った。

また平成 23 年度に実施する「第 3 期実施プログラム」の準備を行った。「第 3 期実施プログラム」の概要については以下のとおりである。

図表番号 3-5-6 第 3 期実施プログラムの概要

統合校 (注 1)	統合校の校名	所在地	実施内容	課程	学科・1 学年の学級数
船橋西 船橋旭 (注 2)	船橋啓明	船橋市	統合	全日制	・普通科 8 学級
市川西 市川北	市川昂	市川市	統合	全日制	・普通科 8 学級
松戸秋山 松戸矢切	松戸向陽	松戸市	統合	全日制	・普通科 6 学級 ・福祉教養科 1 学級
布佐 湖北	我孫子東	我孫子市	統合	全日制	・普通科 6 学級
—	袖ヶ浦	袖ヶ浦市	情報コミュニ ケーション ン科設置	全日制	・普通科 6 学級 ・情報コミュニケーション科 1 学級

(出所) 県立学校改革推進課提供資料&県立学校改革推進課ホームページ

(注 1) 下線を付しているのが使用校舎である。使用校舎とならなかった施設については、特別支援学校としての利活用が計画されている。

(注 2) 船橋旭高校の施設は、液状化の影響を受けた浦安南高校が平成 23 年 4 月から 23 年 8 月までの間一時使用していた。今後は、平成 26 年度開校予定の船橋特別支援学校の分校として使用する予定である。

エ 予算の執行状況

当該事業の予算の執行状況は以下の通りである。

図表番号 3-5-7 予算の執行状況

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額	執行額
県立高等学校再編事業	県立高等学校再編計画に基づき、学校規模や配置の適正化を図りながら、既設校の再編を通して、より魅力ある県立高等学校づくりを目指す。また、21 世紀を担う子どもたちにとっての魅力づくりには、時代や社会状況の変化に対応した、更なる高校改革を推進する必要があることから、新たな高校改革の計画を策定するための懇談会を設置するほか、魅力ある高等学校の在り方についても引き続き調査研究を進める。	4,742	4,514

(出所) 県立学校改革推進課提供資料

(2) 定時制・通信制課程の充実・改善を図る取組

文部科学省からの委託事業（311千円）であり、千葉大宮高校（通信制）を指定校として以下の調査研究を実施した。

○ 実践研究課題

- ・通信制、定時制に在学する多様な生徒一人ひとりに応じた生徒支援

○ 実践研究の内容

- ・遠隔地に住む通信制在学生徒を支援する通信制協力校制度の構築
- ・通信制における多様な科目設定等による定時制支援体制の構築等
- ・労働部局、ジョブカフェ等関係機関の機能との連携や学生チューターを活用した進路相談など、キャリア教育の充実
- ・テレビ会議システムを活用した、日本語指導員、就職相談員などによる支援システムの構築

(3) 生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組

図表番号 3-5-8 実施日程

実施時期	計画事項			備考
	高等学校教育改革 推進協議会	研究委員会	実践研究等	
4月			各校で実践研究	
5月	第1回	第1回	ソーシャルスキル トレーニング実施	浦安南高校
6月				
7月	第2回	第2回	就活キャラバン隊 実施	泉高校
8月				
9月			コミュニケーション 能力育成プログラ ム実施	天羽高校
10月		第3回		
11月	第3回		2年生全員のインタ ーンシップ実施	流山北高校
12月	研究報告とりまとめ		地域フォーラムの 開催	天羽高校
1月	研究報告書提出		報告書原稿作成	

(出所) 「事業完了報告書」より作成

文部科学省からの委託事業（338 千円）であり、地域や関係機関と連携する中で、学ぶ意欲や志を持った生徒に、これまで以上にきめ細かく「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、地域のかげがえのない一員として、地域とともに生きる社会人を育成する、千葉県の新たなタイプの学校について研究するものである。

研究方法は、高等学校教育改革推進協議会、研究委員会、実践研究等の 3 つを柱に図表番号 3-5-8 のスケジュールで実施された。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 高校統合に伴う高校跡施設の利活用について

第 3 期実施プログラムの統合対象の 4 校の施設の今後の利用方法については、船橋旭高校が、船橋特別支援学校の分校として利用されるほか、他の 3 校についても特別支援学校としての利活用が予定されている。

一方、「廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究報告書」（平成 22 年 9 月、文部科学省）によれば、平成 4 年から平成 13 年までに廃校となった高校等のうち 15%が未利用となっているが、未利用となるケースは過疎地に多く見られ、都心部では利用促進が進んでいるとされている。

跡施設の有効活用のためにも、これまで統合された施設も含め、今後の再編計画においても他部局と協議の上、当該施設の利用計画を盛り込むことが必要である。

(2) 生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組事業について

文部科学省委託業務においては、事業計画書（経費予定額も含む）を提出し、これに基づき審査がなされ、委託の通知（本件では、22 文科初第 452 号、平成 22 年 5 月 6 日）の後、委託契約書が交わされている。本委託については 21 年度も受託していることから既に準備が 4 月に行われていた。

委託終了後は、事業完了報告書（証拠資料の添付も含む）を提出後、金額の確定があり、官署支出官である大臣官房会計課長宛てに請求書を提出することによって入金がなされていた。

事業完了報告書の収支計算書における「(2) 支出の部」には、図表番号 3-5-9 の記載がされている。

これによれば、当該委託において 53,374 円の不足が生じたことになる。民間の委託業務においても結果として不足が生じることはよくあることであるが、本件における不足原因は、事業計画書の提出にあたり、文部科学省より当該年度の予算額が「事業仕訳」の結果概ね 30 万円と提示されたため、研究推進に不可欠な経費を優先的に計上し、印刷製本費を計上できなかったことによるとのことであった。

但し、当該業務は前年も実施していること、通常の調査研究においては、委託の成果として印刷物の提出が要求されることを考え、別途県費への予算計上を行ったところである。

図表番号 3-5-9 予算・実績の比較

(単位：円)

経費区分	予算額 (a)	流用額 (b)	支出済額 (c)	不用額 (a+b-c)
諸謝金	117,000	—	117,000	—
旅費	196,000	△54,220	141,780	—
借損料	24,000	△12,240	11,760	—
印刷製本費	—	57,758	111,132	△53,374
消耗品費	1,000	8,702	9,702	—
会議費	—	—	—	—
通信運搬費	—	—	—	—
図書購入費	—	—	—	—
雑役雑務	—	—	—	—
合計	338,000	—	391,374	△53,374

(出所) 事業完了報告書より作成

なお、結果的に委託事業分において執行残が生じたため、委託業務経費を県費執行分の一部へ充当している。

予定外の事情はあるものの、今後はさらに綿密な費用見積を行い、予算計上を図ることが望まれる。

(3) 自家用車の使用にあたっての留意事項

県立学校改革推進課の業務は、県内の各学校等との連絡や調整、交渉等の業務が多く存在する。その移動においては、交通が不便な地域も多いことから車がよく利用される。

その際の実績を見ると、自家用車を使用した出張も頻繁に行われていることが判明した。本来は自家用車の使用は交通事故等の可能性から望ましいものではないが、庁用車には限りがあること、昨今の経費節減から利用せざるを得ないことが認められる。

しかし、自家用車を使用した場合、運転免許証を忘れずに携帯しているかについての確認は実施していないとのことである。自家用車を使用する者については、自動車保険の付保状況や、免許証不携帯を避けるためのチェックについては管理者が随時実施することが望まれる。

第6 福利課

1 所掌事務の概要

福利課の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 職員及び県費負担教職員並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。
- (2) 退職した職員及び県費負担教職員の退職手当の支給に関すること。
- (3) 退職した職員及び県費負担教職員の恩給等に関すること。
- (4) 教職員住宅に関すること。
- (5) 公立学校共済組合千葉支部に関すること。
- (6) 千葉県公立学校教職員互助会に関すること。
- (7) 職員及び県費負担教職員の児童手当及び子ども手当に関すること。
- (8) 職員及び県費負担教職員の被服等の貸与に関すること。
- (9) 職員及び県費負担教職員の財産形成の促進に関すること。
- (10) 千葉県教育庁等衛生委員会に関すること。
- (11) その他職員及び県費負担教職員の福利厚生に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要 その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

福利課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-6-1 職員の配置状況 (平成22年6月1日現在)

(単位:人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	班長 副主幹	主査	副主査	主事 技師	計
事務職員	1	1	4	3	3	4	16

(出所) 「様式本2 職員配置状況」

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は、以下のとおりである。

図表番号 3-6-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正額	決算 収入額	収入額	戻出額	収入 更正額	不納 欠損額
財産 収入	財産 運用 収入	財産 貸付 収入 (注 1)	69	—	—	69	69	—	—	—
財産収入 計			69	—	—	69	69	—	—	—
諸収入	雑入	雑入 (注 2)	213,181	△272	—	212,909	212,971	△62	—	—
		雑入 (注 3)	15,154	△30	—	14,934	14,934	—	—	—
諸収入 計			228,335	△302	—	227,843	227,905	△62	—	—
合計			228,404	△302	—	227,912	227,974	△62	—	—

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。

(注 1) 電柱、埋設管等の設置による土地・家屋の使用料収入。

(注 2) 職員住宅貸付料

(注 3) 退職手当の分限免職の取消等による戻入、なお、扶助料の過払い分の返還金 190 千円が未収となっている。

4 歳出事務

福利課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、下記の事務事業の事業費の大部分は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3—6—3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予 算 科 目	予算額	決算額 (支出済額)
退職手当等	退職手当 子ども手当	11 款 教育費 1 項 教育総務費 5 目 教職員人事費	45,428,775	44,785,900
福利厚生 事業費	共済費 災害補償費 被服貸与費 教育庁等職員安全衛生管理費 教職員健康管理費 教職員住宅購入費 教職員住宅管理維持整備費 共済組合千葉宿泊所購入費 教職員生涯生活設計推進事業費 運営費	11 款 教育費 1 項 教育総務費 7 目 福利厚生費	1,003,306	995,069
恩給及び 退職年金費	恩給及び扶助料	11 款 教育費 1 項 教育総務費 9 目 恩給及び退職年金費	273,102	272,083

（出所）「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」

上記の業務を予算科目別に示すと、以下のとおりである。

図表番号 3-6-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	教育 総務費	教職員 人事費	職員手当等	45,428,775	△37,995,684	6,790,156	642,935
		職員手当等 計		45,428,775	△37,995,684	6,790,156	642,935
		福利厚生費	報酬	9,734	△4,320	5,246	168
			共済費(注1)	430,985	—	430,702	283
			災害補償費	606	—	605	1
			旅費	614	—	463	151
			需用費	36,548	△11,066	22,603	2,879
			役務費	1,540	—	1,226	314
			委託料	47,848	—	43,410	4,438
			公有財産 購入費(注2)	475,383	—	475,380	3
			負担金・補助 及び交付金	48	—	47	1
			福利厚生費 計		1,003,306	△15,386	979,682
		恩給及び退 職年金費	恩給及び退職 年金	273,102	—	272,083	1,019
		恩給及び退職年金費 計		273,102	—	272,083	1,019
		合 計				46,705,183	△38,011,070

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、福利課のみを抽出加工。

(注1) 公立学校共済組合事務負担金 239,643 千円 他

(注2) 公立学校共済組合千葉宿泊所購入費用 384,760 千円、教職員住宅購入事業 90,621 千円 他

5 主な事務事業の状況

福利課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、下記の事務事業の事業費の大部分は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

各事業の平成 22 年度の事業の実績は、図表番号 3-6-5 のとおりである。

図表番号 3—6—5 主な事務事業の実績（平成 22 年度）

事業の実績（進捗状況）		（単位：千円）
退職手当		
4,601 人	43,262,151	
子ども手当		
20,977 人	1,523,690	
共済費		
・公立学校共済組合事務費負担金	150,224	
・組合役職員負担金	43,032	
・派遣職員負担金	13,140	
・特定健康診査等負担金	7,497	
・地方公務員災害補償基金負担金	190,461	
災害補償費		
・非常勤職員の療養補償及び障害補償年金	605	
被服貸与事業費		
・教育庁及び教育機関職員の職務上必要とする被服	11,160	
教育庁等職員安全衛生管理事業費		
・産業医及び衛生管理者の設置	5,428	
教職員健康管理費		
・定期健康診断（教育庁及び県立学校を除く教育機関）	8,124	
・1日人間ドック（50歳）	14,753	
・メンタルヘルス相談事業	205	
・メンタルヘルスカウンセラー派遣	786	
・健康診査会	156	
教職員住宅購入費		
・共済組合投資不動産方式による教職員住宅建設に伴う償還金	85,393	
・教職員住宅に係る公租公課	5,227	
教職員住宅管理維持整備費		
・住宅修繕等	41,893	
公立学校共済組合千葉宿泊所購入費		
・共済組合投資不動産方式による千葉宿泊所建設に伴う償還金	347,816	
・千葉宿泊所に係る公租公課	35,683	
・千葉宿泊所に係る災害分担金	1,261	
教職員生涯生活設計推進事業費		
・ライフプラン相談員報酬等	4,649	
・教職員生涯設計推進費	92	
運営費		
・一般運営費	1,735	

(出所) 「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」より作成

以下、主な事務事業について概要を示す。

(1) 教職員住宅管理・整備事業

ア 概要

教職員住宅管理・整備事業は、既存の教職員住宅の貸付及び維持管理、廃止住宅の安全対策及び売却に向けた条件整備を行う事業である。

教職員住宅は、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけての急激な児童生徒の増加を背景に、民間の賃貸住宅の供給不足から住宅に困窮している教職員に対し比較的低廉な家賃での住宅の供給という福利厚生の一環として整備された。住宅建設にあたっては、千葉県と公立学校共済組合本部との譲渡契約が締結され、公立学校共済組合が教職員住宅の建設を行い、その建設費を千葉県が 20 年間で償還する形態をとっており、現在、償還が残っている住宅は 4 住宅である。

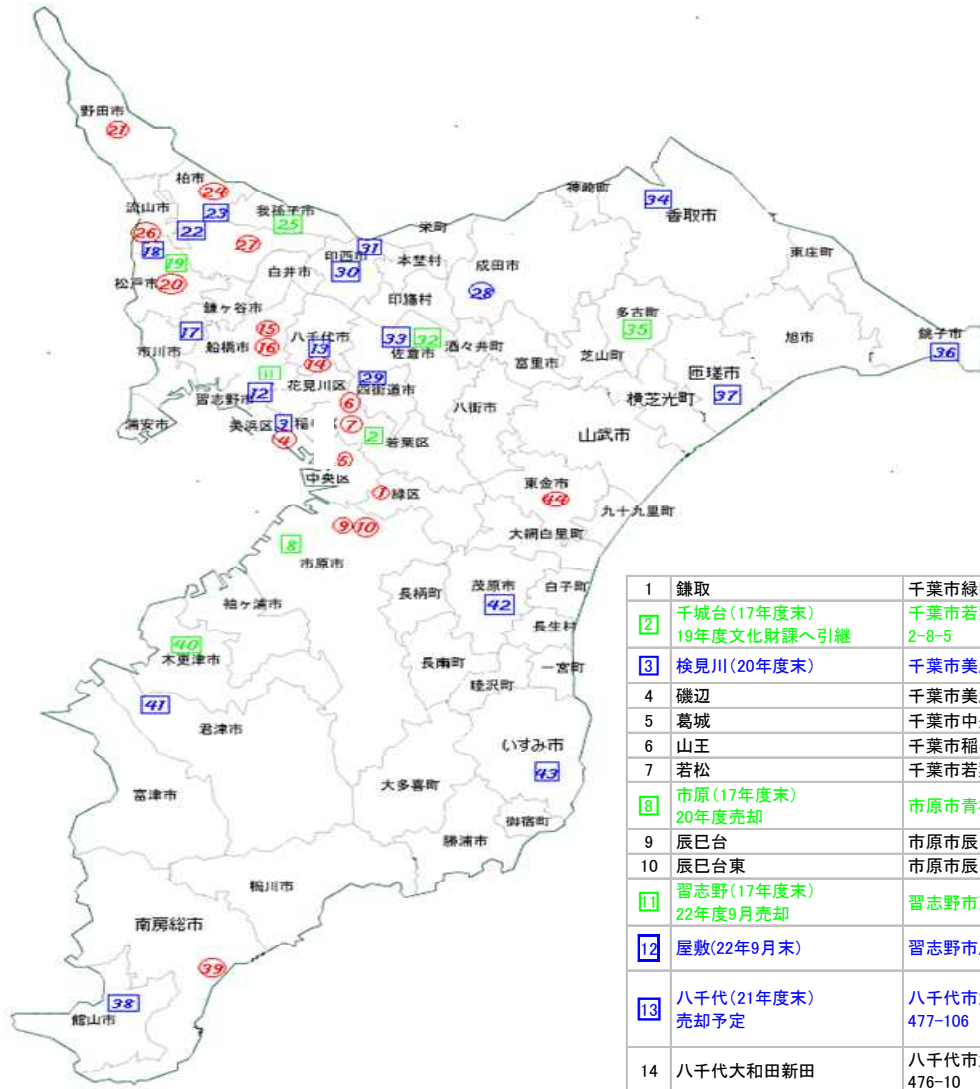
その後、平成 14 年度・平成 17 年度に策定された「千葉県行財政システム改革行動計画」において、民間住宅の供給状況や、効率的な財務システムのあり方を踏まえ、全ての教職員住宅を対象に、廃止計画が策定された。なお、平成 23 年度末の存続住宅に関しては、教職員住宅を必要とする教職員が依然として多くいることから、老朽化や入居率等を総合的に勘案し、大規模修繕が必要になった場合を除き、活用していく方針である。

イ 教職員住宅の入居状況

教職員住宅の整備状況は、図表番号 3-6-6 教職員住宅一覧(平成 23 年 5 月 20 日現在)のとおりであり、平成 22 年度末の存続住宅は 18 住宅 576 戸となっている。

福利課において実施している教職員住宅管理・整備事業は、既存の教職員住宅の貸付及び維持管理、廃止住宅の安全対策及び売却に向けた条件整備を行う事業である。

図表番号 3-6-6 教職員住宅一覧 (平成 23 年 5 月 20 日現在)



- 処分済
(8)
- 存続住宅
(1 8)
- 棟別廃止
(成田)
- 全棟廃止
(1 8)

32	佐倉(19年度末) 20年度売却	佐倉市鍋山町87-1
33	山崎(23年度末)	佐倉市山崎158
34	佐原(17年度末) 売却予定	香取市佐原木189-1
35	多古(17年度末) 20年度売却	香取郡多古町多古338-2
36	銚子(20年度末)	銚子市春日町751-3
37	八日市場(22年9月末)	匝瑳市上谷中2264
38	館山(21年度末)	館山市下真倉530-1
39	和田	南房総市和田町松田632-3
40	木更津(19年度末) 20年度売却	木更津市清見台東2-16
41	君津(23年度末)	君津市南子安8-9-17 8-12-30
42	茂原(20年度末)	茂原市高師199-3
43	大原(20年度末)	いすみ市大原6807
44	東金	東金市北之幸谷502-5

1	鎌取	千葉市緑区辺田町139-1
2	千城台(17年度末) 19年度文化財課へ引継	千葉市若葉区千城台南 2-8-5
3	検見川(20年度末)	千葉市美浜区真砂2-14
4	磯辺	千葉市美浜区磯辺5-3
5	葛城	千葉市中央区葛城1-8-11
6	山王	千葉市稲毛区山王町98-11
7	若松	千葉市若葉区若松町420-3
8	市原(17年度末) 20年度売却	市原市青柳2050
9	辰巳台	市原市辰巳台西3-13-2
10	辰巳台東	市原市辰巳台東1-6-1
11	習志野(17年度末) 22年度9月売却	習志野市東習志野2-15
12	屋敷(22年9月末)	習志野市屋敷2-3
13	八千代(21年度末) 売却予定	八千代市大和田新田 477-106
14	八千代大和田新田	八千代市大和田新田 476-10
15	船橋	船橋市松ヶ丘3-57
16	船橋習志野台	船橋市習志野台8-44-3
17	市川(21年度末)	市川市大野町4-2820
18	松戸(21年度末)	松戸市新松戸北2-15-4
19	小金原(19年度末) 20年度売却	松戸市小金原4-3-4
20	松戸貝の花	松戸市小金原8-13-2
21	野田宮崎	野田市宮崎82-5
22	柏(23年度末)	柏市豊住3-1-40
23	戸張(18年度末)	柏市戸張1021-5
24	柏・宿連寺	柏市宿連寺235-1
25	我孫子(19年度末) 20年度売却	我孫子市湖北台3-10-2
26	流山	流山市流山8-1258-1
27	沼南	柏市大津ヶ丘3-24
28	成田(A棟19年度末)	成田市加良部1-14
29	四街道(21年度末) 売却予定	四街道市大日525、526-3 485-5、485-7
30	印西(20年度末)	印西市大森2622-2
31	木下(1棟17年度末・ 2棟18年度末)	印西市木下1746-4

(出所) 福利課作成資料

教職員住宅の入居状況は下記のとおりである。

図表番号 3-6-7 教職員住宅入居状況一覧（平成 23 年度末廃止決定住宅を除く）

（平成 23 年 3 月 1 日現在）

NO	地区	名称	住所	貸付料(円)	竣工年月日	戸数	全入居数	全入居率	世帯入居数	単身入居数	世帯入居率
1	千葉	鎌取	千葉市緑区辺田町139-1	42,400	H10.2	10	9	90.00%	9	0	90.00%
2	千葉	磯辺1棟	千葉市美浜区磯辺5-3	26,100	54.6	30	24	80.00%	24	0	80.00%
3	千葉	磯辺2棟	千葉市美浜区磯辺5-3	26,100	54.6	30	26	86.67%	26	0	86.67%
4	千葉	磯辺3棟	千葉市美浜区磯辺5-3	27,600	55.6	18	16	88.89%	16	0	88.89%
5	千葉	葛城	千葉市中央区葛城1-8-11	29,300	59.3	30	24	80.00%	17	7	56.67%
6	千葉	山王	千葉市稲毛区山王町98-11	31,000	59.1	24	15	62.50%	11	4	45.83%
7	千葉	若松1棟	千葉市若葉区若松町420-3	36,300	H 2.6	30	26	86.67%	25	1	83.33%
8	千葉	若松2棟	千葉市若葉区若松町420-3	36,300	H 2.6	16	15	93.75%	15	0	93.75%
9	千葉	辰巳台	市原市辰巳台西3-13-2	30,800	58.3	24	11	45.83%	8	3	33.33%
10	千葉	辰巳台東1棟	市原市辰巳台東1-6-1	36,300	元. 3	32	17	53.13%	15	2	46.88%
11	千葉	辰巳台東2棟	市原市辰巳台東1-6-1	36,300	元. 3	16	9	56.25%	7	2	43.75%
12	葛南	八千代大和田1棟	八千代市大和田新田476-10	36,300	61.2	12	12	100.00%	12	0	100.00%
13	葛南	八千代大和田2棟	八千代市大和田新田476-10	36,300	61.2	8	8	100.00%	8	0	100.00%
14	葛南	船橋1棟	船橋市松が丘3-57	30,200	56.10	12	12	100.00%	8	4	66.67%
15	葛南	船橋2棟	船橋市松が丘3-57	30,200	56.10	24	21	87.50%	17	4	70.83%
16	葛南	船橋習志野台	船橋市習志野台8-44-3	36,300	62. 3	30	30	100.00%	26	4	86.67%
17	東葛飾	松戸貝の花1棟	松戸市小金原8-13-2	36,300	61.2	12	10	83.33%	10	0	83.33%
18	東葛飾	松戸貝の花2棟	松戸市小金原8-13-2	36,300	61.2	12	12	100.00%	11	1	91.67%
19	東葛飾	野田宮崎1棟	野田市宮崎82-5	30,800	58.2	24	15	62.50%	9	6	37.50%
20	東葛飾	野田宮崎2棟	野田市宮崎82-5	44,000	H 5.5	18	9	50.00%	4	5	22.22%
21	東葛飾	柏・宿連寺	柏市宿連寺235-1	32,000	60.2	30	28	93.33%	25	3	83.33%
22	東葛飾	流山1棟	流山市流山8-1258-1	27,800	55.12	30	20	66.67%	15	5	50.00%
23	東葛飾	流山2棟	流山市流山8-1258-1	27,800	55.12	20	16	80.00%	14	2	70.00%
24	東葛飾	流山3棟	流山市流山8-1258-1	43,600	H 4.3	10	10	100.00%	10	0	100.00%
25	東葛飾	沼南	柏市大津ヶ丘3-24	24,700	53.2	30	23	76.67%	14	9	46.67%
26	北総	成田B棟	成田市加良部1-14	36,300	63.2	12	9	75.00%	8	1	66.67%
27	北総	成田C棟	成田市加良部1-14	36,300	63.2	12	10	83.33%	10	0	83.33%
28	南房総	和田	南房総市和田町松田632-3	44,600	H12.3	10	8	80.00%	7	1	70.00%
29	東上総	東金1棟	東金市北之幸谷502-5	33,300	57.9	6	3	50.00%	3	0	50.00%
30	東上総	東金2棟	東金市北之幸谷502-5	33,300	57.9	4	3	75.00%	3	0	75.00%
合計						576	451	78.30%			

（出所）福利課作成資料を一部加工

上記からわかるように、入居率 50%未満の住宅も存在する等、教職員住宅の入居状況は高いとは言えない。

（2）公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業

ア 公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業の概要

公立学校共済組合千葉宿泊所（ホテル名：ポートプラザちば）は、平成 11 年千葉みなと駅前に建設された宿泊施設である。

「投資不動産方式」をとっており、千葉県は、公立学校共済組合が建設した千葉宿泊所を譲渡契約に基づき建設費を 25 年償還（半年賦）で償還し、取得する。ポートプラザちば

は、公立学校共済組合により運営されており、その収入については、公立学校共済組合千葉宿泊所譲渡契約書において公立学校共済組合に属することとなっている。なお、同様な「投資不動産方式」により建設された施設は、盛岡市、仙台市他に 11 施設ある。

(ア) 公立学校共済組合千葉宿泊所施設概要

施設の概要は下記のとおりである。

所在地	千葉市中央区千葉港 8 番 5 号 (JR 京葉線・モノレール 千葉みなと駅前)
敷地面積	9,119.64 m ²
構造等	鉄筋コンクリート造、地上 10 階地下 1 階
延床面積	11,746.99 m ²
宿泊定員	153 名 (98 室)
駐車場台数	約 200 台

(イ) 償還金額

25 年間で償還する公立学校共済組合千葉宿泊所建設費償還金の合計は 87 億 1 千 405 万円であり、その内訳は下記のとおりである。

建設費	62 億 5 千 475 万円 (59 億 5 千 690 万円 + 消費税 2 億 9 千 785 万円)
支払利息	24 億 5 千 930 万円 (利率 2.9%)
契約日	平成 11 年 7 月 19 日

この他、譲渡契約書上、償還期間中の施設に係る公租公課や火災保険料相当額に関しても千葉県の負担となる旨が謳われている。

なお、土地に関しては、公立学校共済組合が平成 8 年 9 月に民間より 75 億 6 千万円で取得している。

(ウ) 債務負担行為金額

公立学校共済組合千葉宿泊所の取得契約の前提となる債務負担行為については、平成 8 年 2 月議会において承認されている。

事項	期間	限度額
公立学校共済組合千葉宿泊所建替事業	平成 8 年度から平成 36 年度まで	平成 8 年度建設費 6,224,000 千円以内、年利 6.0%以内の利子及び毎年度の公租公課、火災保険料の合計額

イ 公立学校共済組合千葉宿泊所の利用状況

平成 22 年度における公立学校共済組合千葉宿泊所の利用状況は下記のとおりである。

(ア) 宿泊利用状況

図表番号 3-6-8 宿泊利用状況

(単位：人)

自支部		他支部		合 計		
組合員	組合外	組合員	組合員外	組合員	組合員外	計
10,277	4,634	5,866	9,002	16,143	13,636	29,779

(出所) 福利課作成資料

(イ) 宿泊外利用状況

図表番号 3-6-9 宿泊外利用状況

(単位：人)

	組合員	組合員外	計
会 議	30,847	20,950	51,797
宴 会	31,540	20,089	51,629
婚 礼	45	61	106
グリル		95,660	95,660

(出所) 福利課資料より作成。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 廃止決定済の教職員住宅について

教職員住宅については、整備された当初は、教職員住宅が整備されることにより、優れた教職員が確保され、また円滑な人事配置を実施可能としていたといえる。しかし、近隣に民間による賃貸住宅の供給がなされるようになっており、老朽化が進んだ教職員住宅から順次廃止を行う方針となっている。

平成 22 年度までに 7 住宅(10 棟)が売却されている。千城台教職員住宅については、文化財課へ所管換をし、平成 19 年度から出土文化財の暫定的な保管施設として教育振興財団に貸付けた。ただし、平成 22 年度に収納物を搬出し貸付を終了したため、現在は利用されておらず、総務部管財課と売却に向けた準備が進められている。平成 22 年度までに廃止決定済で処分が未済の教職員住宅の状況は下記のとおりである。

図表番号 3-6-10 廃止・処分未済教職員住宅（平成 23 年度末廃止決定住宅を除く）

（平成 23 年 9 月 22 日現在）

住宅数	棟数	廃止年度	住宅名称	住所:	戸数	敷地面積(m ²)	構造	竣工年月日	延床面積(m ²)	状況等	県有財産活用促進部会
1	1	17	佐原	香取市佐原木189-1	18	1,332	RC3階建	S43.9.1	948	売地予定(管財課で売却調整中)	H19
2	2	18	戸張	柏市戸張1021-5	30	4,032	RC3階建	S54.8.1	1,321	売地予定(管財課で売却調整中)	H19
3	3	17	木下1棟	印西市木下1746-9	24	1,104	RC4階建	S47.11.1	1,146	民有地の境界確定困難	
	4	18	木下2棟	印西市木下1746-14	24		RC4階建	S49.9.1	1,146	印西市への借地の返還が必要	
4	5	20	検見川3棟	千葉市美浜区真砂2-14	40	6,708	RC5階建	S49.1.1	2,051	持分所有のため売却調整中	
	6	20	検見川4棟	千葉市美浜区真砂2-14	50		RC5階建	S49.1.1	2,564		
5	7	20	印西	印西市大森2622-2	18	1,097	RC3階建	S41.6.1	948	市街化調整区域のため売却調整中	H20
6	8	20	茂原	茂原市高師199-3	18	1,113	RC3階建	S41.4.1	948	隣接地権者不明一部境界未確定	H20
7	9	20	大原	いすみ市大原6807	12	3,149	RC3階建	S45.2.1	621	隣接民有地境界確定困難	H20
8	10	17	八千代1棟	八千代市大和田新田477-106	12	4,130	RC3階建	S46.12.1	573	売地予定(管財課で売却調整中)	H22
	11	20	八千代2棟	八千代市大和田新田477-106	24		RC4階建	S47.11.1	1,264		
	12	21	八千代3棟	八千代市大和田新田477-107	24		RC4階建	S50.8.1	1,209		
9	13	19	市川A棟	市川市大野町4-2820	12	2,198	RC3階建	S50.10.1	580	売地予定(管財課で売却調整中)	H22
	14	21	市川B棟	市川市大野町4-2820	18		RC3階建	S50.10.1	869		
10	15	18	松戸2棟	松戸市新松戸北2-15-4	24	3,117	RC4階建	S42.3.1	1,265	境界確定済 赤道、青道の解消	
	16	18	松戸3棟	松戸市新松戸北2-15-7	24		RC4階建	S42.12.1	1,265		
	17	18	松戸4棟	松戸市新松戸北2-15-4	12		RC2階建	S47.3.1	604		
	18	21	松戸5棟	松戸市新松戸北2-15-4	12		RC2階建	S47.3.1	604		
11	19	18	四街道1棟	四街道市大日525	18	2,838	RC3階建	S44.3.1	948	売地予定(管財課で売却調整中)	H20
	20	20	四街道2棟	四街道市大日526-3	18		RC3階建	S46.3.1	948		
	21	21	四街道3棟	四街道市大日485-5	24	2,979	RC4階建	S48.3.1	1,277	隣接地境界確定困難	H22
	22	21	四街道4棟	四街道市大日485-7	12		RC3階建	S51.11.1	632		
12	23	17	銚子1棟	銚子市春日町751-3	12	2,645	RC3階建	S43.12.1	621	隣接民有地境界確定困難	H20
	24	21	銚子2棟	銚子市春日町751-3	12		RC3階建	S47.5.1	637		
13	25	20	館山1棟	館山市下真倉530-1	16	1,974	RC4階建	S45.7.1	845	隣接民有地境界確定困難	
	26	21	館山2棟	館山市下真倉530-1	12		RC3階建	S48.3.1	577		
14	27	22	屋敷1棟	習志野市屋敷2-3	12	7,460	RC3階建	S52.8.1	650	売地予定(管財課で売却調整中)	H22
	28	22	屋敷2棟	習志野市屋敷2-3	12		RC3階建	S52.8.1	650		
	29	22	屋敷3棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
	30	22	屋敷4棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
	31	22	屋敷5棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
	32	22	屋敷6棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
15	33	22	八日市場1棟	匝瑳市上谷中2264	6	1,156	RC3階建	S52.7.1	326	公園の修正が必要	H22
	34	22	八日市場2棟	匝瑳市上谷中2264	6		RC3階建	S52.7.1	326		
	35	19	成田A棟	成田市加良部1-14	20		RC5階建	S50.6.1	1,074		
計					648	47,032			33,466		

(出所) 福利課作成資料

上記からわかるように、売却に向けて管財課で調整を行っている物件もあるが、隣接地権者の同意を得られず境界の確定が困難な物件も多数存在する。

成田 A 棟に関しては、擁壁で囲まれた盛土上に建設されており、車両が通行できる通路は A 棟と逆側の C 棟脇に設置されているため、A 棟単独での処分は困難とのことである。成田 B 棟 C 棟については、昭和 62 年の建設住宅であり約 8 割程度の入居率があるため、A 棟は当面の間存続させる方針とのことである。木下教職員住宅 2 号棟に関しては、教職員住宅用地として印西市から無償で借受けている。木下教職員住宅は平成 18 年度末で廃止となったため、建物の解体並びに敷地の返還が必要となり、現在返還について印西市と協議が進められている。また、売却に向けて管財課で調整を行っている物件についても、老朽化した建物が建っているため売却見込みが立たず、平成 17 年度に廃止決定を行った佐原教職員住宅のように処分決定をしてから長期にわたって処分されていない住宅もある。

廃止住宅に関しては、安全上の理由から廃止住宅の閉鎖、草刈・警備等の維持管理委託が行われている。廃止住宅に関する経費は下記のとおりであり、合計で 21,455 千円に上っている。

図表番号 3-6-11 平成 22 年度廃止決定職員住維持管理費

(単位:千円)

項 目		金 額
管理費	廃止決定住宅共同施設電気代	183
	廃止決定住宅共同施設電気代	90
	廃止決定住宅に係る管理委託（草刈等）	5,061
	廃止決定住宅警備業務委託	8,141
整備費	修繕費（廃止住宅の封鎖・敷地囲い込み）	5,392
	敷地境界確定及び測量委託	2,588
合 計		21,455

(出所) 福利課作成資料

上記より建物が存在することにより、維持管理費が多額にかかっていることがわかる。売却等の処分が長期化している原因の一つが、建物の解体費用の予算がつかないとのことであるが、保有が長引けばコスト負担が多額になることを考慮すれば、早期に解体費用を予算化し更地として売却すべきものとする。

また、資金の有効活用という面でも、使用が見込まれない資産の処理（早期売却等）を実施すべきである。

(2) 教職員住宅について

教職員住宅の入居率は平成 23 年度 3 月 1 日現在で平均 78.3%とまざまずの入居率となっている。ただし辰巳台、野田宮崎 2 棟、東金 1 棟に関しては、入居率が 50%以下となっており施設が有効に利用されている状況とは言えない。空室状況に関しての教職員への積極的な情報提供を行う等により入居率向上に努める必要があると考える。

また、教職員住宅は教職員を対象とした施設であり、第一義的には職員の入居者数（入居率）の向上により有効活用を図るべきであるが、不可避免的に生じた空室についての有効な活用方策も検討する必要がある。

現在、教職員住宅の他の部局との相互利用は行われていない。縦割りによる入居制限をある程度緩和し、各部局間と連携し県の施設を有効活用することは有用であるとする。

また、教職員住宅の家賃は、公営住宅法の家賃算定方式を参考とし、これに福利厚生事業としての補正率（0.35）をかけて算定しているが、家賃の見直しは平成 7 年に実施した以降改定が行われていない。教職員住宅事業については事業概要記載のように、「千葉県行財政システム改革行動計画」を受けて廃止の方向で進んでおり、教職員のうち教職員住宅を利用している者の比率は、平成 23 年 3 月末組合員数 39,263 人、平成 23 年 3 月入居戸数 601 戸から算定すると 1.53%程度とかなり低い利用率であるが、長期間見直しが行われていないため上記補正率の妥当性を含め家賃改定の必要性を検討すべきと考える。その際、民間住宅を利用し住宅手当の支給を受けている者との公平性にも配慮して家賃の検討を行うことが望ましい。

(3) 予算令達・引き上げ時期について

福利課の予算令達については、4月初旬に対象者調査を実施し、6月初旬に各かい執行機関への予算令達を実施している。年度当初から必要な物品の購入に関する費用に関しては、概算で費用を見積もって、これを基に令達し、タイムリーに予算執行が行える状況にすることが望ましいと考える。

また、かい執行機関で不要となった予算引き上げについては、3月に執行状況調査を実施し、調査に基づき予算の引き上げが実施されている。被服費関係の予算については、購入時期はある一定時期に集中すると考えられるため、費目によっては3月まで不要な予算をかい執行機関に留保することなく、引き上げを行うことが必要であると考ええる。

(4) 被服貸与事業について

被服貸与事業は、被服等貸与規程に基づき、職務の遂行上必要とされる被服を貸与する事業である。被服貸与事業は、教職員の安全で快適な作業環境を確保する目的で、白衣、作業服等が規則で定められた一定期間貸与されている。

業務上必要な作業衣等の貸与を行うことは、安全衛生上必要である。しかし、必ずしも利用頻度の高くないものも見受けられたため、貸与被服の項目に関しては検討が必要でないかと思われる。

また、現状では、貸与被服の貸与年数は一律とされているが、使用する現場において一斉更新を行うのではなく、人事異動や新採職員及び汚損、破損による更新、新規事業による貸与等必要性を判断した上での貸与を行うことが有用ではないかと考える。

(5) 公立学校共済組合千葉宿泊所について

5(2)「公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業」に記載のとおり、「ホテルポートプラザちば（以下、ポートプラザという）」は教職員の福利厚生目的で平成11年に建設された都市型の大型ホテルである。取得費は土地約76億円、建物約62億円（消費税約3億円を含む）、総額138億円の規模であり、学校共済組合において土地を取得し建物を建設し、うち建物については千葉県が譲渡を受けて建設費を負担するものであった。具体的には平成11年7月に千葉県は共済組合との間で建物の譲渡契約を締結して建物の譲渡を受け、購入代金は期間25年間、金利2.9%、半年賦の元利均等払いにて償還することとなった。

以下、ポートプラザに関してアからオまで5個の意見を掲げたが、アでは県として同事業を今後も継続していくことの是非に関しての意見、イ以下では今後も同事業を継続していく場合においては検討しなければならない事項について記載している。

なお、個別意見を掲げる前に現状のホテルの損益等の状況を概観すると以下の通りである。

図表番号 3-6-12 ポートプラザの損益の予算・実績推移（平成 18 年度から平成 22 年度）

【資料 1】 共済組合集計損益の推移

（単位：百万円）

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		5期間平均	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績
収入												
施設売上	1,073	1,018	1,038	987	1,060	976	993	932	985	863	1,030	955
商品売上	88	88	84	77	90	82	81	73	73	68	83	78
その他	14	14	13	14	14	14	13	13	13	14	13	14
合計	1,175	1,120	1,135	1,078	1,164	1,072	1,087	1,018	1,071	945	1,126	1,047
費用合計	1,027	973	980	961	997	966	937	943	918	910	972	951
差引損益	148	147	155	117	167	106	150	75	153	35	155	96

（出所）福利課の資料より作成。

【資料 2】 県の 1 年間当りの概算負担額（試算値）

（単位：百万円）

建物の減価償却費	125	（建物取得費 6,254 百万円（消費税及び経過利息を含む）÷50 年）
建物の固定資産税	20	（平成 22 年度負担額 36 百万円を参考にした 50 年間の概算平均値）
建物の火災保険料	1	（平成 22 年度負担額 1 百万円による）
<u>合 計</u>	<u>146</u>	

【資料 3】 上記【資料 1】【資料 2】以外の費用概算額

（単位：百万円）

建物の大規模修繕費	50	（概算値として建物の取得費の 0.8%による）
土地の固定資産税	12	（共済組合での平成 22 年度の負担額）
<u>合 計</u>	<u>62</u>	

【資料 4】 ポートプラザ全体の損益

（単位：百万円）

収入合計	1,047	（上記【資料 1】の 5 期間平均）
費用		
共済組合集計費用	951	（上記【資料 1】の 5 期間平均）
県の 1 年間の負担額	146	（上記【資料 2】の概算負担額）
上記以外の費用	62	（上記【資料 3】の概算金額）
<u>ホテル全体の損益</u>	<u>△112</u>	

上記【資料 1】の共済組合において集計しているポートプラザの損益実績に関して、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 期間の平均値によると、収入合計は 1,047 百万円、費用合計は

951 百万円で差し引き 96 百万円の利益となっている。

これに対して県が負担している費用として建物の減価償却費、建物の固定資産税及び建物の火災保険料がありこれらの 1 年間当りの平均負担額は概算 146 百万円【資料 2】となり、さらに、建物の大規模修繕に要する費用や土地の固定資産税が概算 62 百万円【資料 3】あることから、これらの全ての費用を考慮したところのホテル全体の損益は、マイナス 112 百万円【資料 4】となっている。

上記より、以下の点が指摘される。

ア 県として事業を継続することの必要性について

同事業は教職員の福利厚生を目的としたものであるが、そもそも県としてこの事業を継続する必要があるのかについて、十分な検討が必要であろう。

現在、国や地方公共団体の財政がひっ迫する中、給与水準の引き下げ等を含む公務員の人件費の削減が叫ばれている状況下において、教職員が割安でホテルを利用するための支援として県がその一部の負担を続けて行く必要があるのかが問題となる。

さらに、同ホテルのグレードは比較的高く、宿泊料金は下記の通りとなっており組合員の料金は一般に比して割安になっているものの、近隣にはややグレードは落ちるにしても同程度かそれ以下の料金のホテルが存在しており、宿泊に関していえば組合員にとってもそれらのホテルの利用で十分であり、むしろ組合員にとっても他のホテルの方がより安く泊まれることにもなるという事実も考慮すべきである（以下の図表を参照）。

図表番号 3-6-13 ポートプラザと近隣ホテルとの宿泊料金の比較

(宿泊料金)	シングル		ツイン(2名分)	
	組合員	一般	組合員	一般
ポートプラザ	6,900 円	8,000 円	12,700 円	15,000 円
オークラ千葉	9,240 円		16,747 円	
京成ホテル ミラマーレ	9,240 円		18,480 円	
東横イン 千葉みなど	6,090 円		8,190 円	

(出所) 福利課より提供された資料

県は事実上建物を取得（ただし、償還完了するまでは所有権は共済組合にある）し、建設代金を負担することとなっているため、今更事業を止めたところで建設代金 62 億円の負担を免れるわけにはいかない。

しかし、県として仮に同事業の継続を止めた場合は、以下の負担等がなくなり県の財政負担の軽減等に寄与することになる。なお、当然ではあるが公立学校共済組合が組合員に対する福利厚生の一環として同ホテルを運営管理し、負担する行為を問題とするものではない。

(ア) 毎年負担している固定資産税等の負担がなくなる

建設代金以外に毎年、建物の固定資産税や火災保険料を負担しているが、事業を止めた場合当該負担がなくなる。平成 22 年度の固定資産税は約 36 百万円、火災保険料は約 1 百万円である。

(イ) 金利負担の軽減

建物購入代金の償還に係る金利は 2.9%となっており、現在の金利水準からすると比較的高い。同事業を止めて借入金を一括弁済した場合は金利負担を軽減できる可能性がある。

(ウ) 建物購入代金償還後のリスクの軽減

建物購入代金の償還終了は平成 36 年 9 月で、償還後建物の所有権は県に移転することになっており、それ以降のホテルの管理運営は県と共済組合の協議によることになっている。

開業以来ホテルの採算性は低く、建物の減価償却費や県が負担している固定資産税や金利を経費に算入すると赤字の状態である。

ポートプラザの損益は前述のとおりであり、最近 5 期間の平均で見たホテル全体の損益は概算 112 百万円の赤字であり、特に平成 19 年度以降は毎期売上が減少する等採算は悪化している。

建物の所有権が県に移転する平成 36 年において、同ホテルの経営状態が悪化していた場合には、その後の管理運営を継続する際には県に負担が生じるリスクがある。また、ホテルを売却処分する場合でも、上記 5 期間の平均赤字 112 百万円のような採算では建物の経済的価値はほぼゼロとなり、ホテルを売却しても建物部分の資金回収は全く出来ない事態となる。

ホテル業界は非常に厳しい状況にあり、今後更なる競争の激化は避けられない。早い段階で県としてポートプラザのホテル事業の継続を止めた場合は、リスクの軽減を図ることが出来る。

以上、千葉県が置かれている財政事情も踏まえてポートプラザの事業を継続する必要性について検討が望まれる。

なお、県として同事業を継続しない場合には、公立学校共済組合との協議の他、借入金の一括弁済による一時的な負担等検討しなければならない問題がある。

イ 事業の福利厚生面での指導・監督について

(ア) 費用対効果の検証

県は公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業において、ホテルの建物の取得費約 62 億円を負担する他、建物の固定資産税及び火災保険料を負担することとなったが、共済組合との建物譲渡契約の期間中は建物に対する賃料の受領はなく、またホテルの損益の帰属は公立学校共済組合となっている。

同事業は教職員の福利厚生を目的としているが、県が投じている費用に対してその効果が十分であるかという検証が行われなくてはならない。費用対効果の検証を行う上で一つの方法として以下の方法がある。

ポートプラザは宿泊料金や宴会・会議室利用料金等について一般客に対して組合員の利用料金を割安に設定することによって、組合員の福利厚生に應えるものである。そうであれば、組合員の福利厚生の効果を金額的に端的に示すものとして、組合員がホテルを割安料金で利用したことによって一般客より優遇された金額の総額（以下、割安利用料金総額という）が考えられる。

では、上記割安利用料金総額がどの程度であれば効果が満たされていると言えるであろうか。県は建物の取得費約 62 億円と建物の固定資産税及び火災保険料を負担することになっていることから、これらの負担による 1 年間当りの金額（以下、年間負担額という）が一つの目安と考えられるが、年間負担額は前述のポートプラザの損益に記載の通り 146 百万円（概算値）である。

すなわち、県の年間負担額は約 146 百万円に対して組合員が得ている実際の割安利用料金総額はどうかという観点から効果を考えるというものである。

しかし、現状県は上記のような費用対効果の検証は全く行っていない。多額な負担を行う事業であり、しっかりとした検証を行って、共済組合が行なっているホテルの運営管理の監督・助言等実施すべきである。

なお、上記年間負担額に関して、仮にホテルの採算性が高く県が建物の売却処分によって資金の回収ができた場合には県の実質的な負担額は減少し、従って上記年間負担額も減少することになるが、採算に関しては次項の通りである。

(イ) 組合員の利用率について

ポートプラザの開業後の稼働率の推移は図表番号 3-6-14 のとおりである。

ポートプラザの宿泊利用者の組合員（公立学校の教職員）利用率は、平成 22 年度平均では 54.2%であり、建設当初より 7 割近くの利用率であった状況から比して 1 割以上下落している。ポートプラザは、教職員の利用のみに限られた施設ではない。著しく教職員の利用を阻害しない限り、収益を確保する観点から組合員以外の利用を妨げるものではないため、組合員利用率の低下を招いているとのことであるが、教職員の福利厚生向上の目的に沿った教職員に魅力的な施設運営となっているかどうかといった観点から、県としてもポートプラザの管理運営について助言を行う必要があると考える。

図表番号 3-6-14 ポートプラザちば稼働推移

(単位：人)

区分 年度	宿泊						宿泊以外						宿泊 利用率	客室 稼働率
	自支部		他支部		合 計									
	組合員	組合外	組合員	組合員外	組合員	組合員外	計	会議	宴会	婚礼	その他	計		
平成11年度	5,799	2,530	5,227	2,906	11,026	5,436	16,462	34,624	41,647	7,977	58,491	142,739	42.2%	120.2%
平成12年度	11,407	3,539	8,169	4,704	19,576	8,243	27,819	68,068	69,414	17,439	120,250	275,171	49.8%	52.2%
平成13年度	11,690	6,756	8,346	6,757	20,036	13,513	33,549	64,400	70,630	13,544	133,732	282,306	60.1%	63.7%
平成14年度	12,652	5,523	9,494	7,591	22,146	13,114	35,260	59,625	69,826	12,152	127,170	268,773	63.1%	67.0%
平成15年度	13,427	5,355	8,261	7,821	21,688	13,176	34,864	56,313	66,268	10,326	111,599	244,506	62.3%	67.5%
平成16年度	12,500	5,614	8,367	9,272	20,867	14,886	35,753	55,241	66,577	10,905	113,806	246,529	64.0%	70.2%
平成17年度	11,525	4,575	9,053	10,060	20,578	14,635	35,213	56,042	64,036	9,266	109,327	238,671	63.1%	70.1%
平成18年度	10,626	6,477	7,265	12,179	17,891	18,656	36,547	56,258	63,564	9,535	106,824	236,181	65.4%	73.5%
平成19年度	10,670	5,297	6,539	13,768	17,209	19,065	36,274	56,603	61,727	7,418	106,378	232,126	64.8%	73.3%
平成20年度	10,132	5,039	5,612	14,311	15,744	19,350	35,094	52,091	58,909	8,044	106,508	225,552	62.8%	69.8%
平成21年度	10,695	4,771	5,306	10,995	16,001	15,766	31,767	51,001	57,385	7,257	99,639	215,282	56.9%	65.1%
平成22年度	10,277	4,634	5,866	9,002	16,143	13,636	29,779	51,797	51,629	7,135	95,660	206,221	53.3%	60.6%

(注1) 平成11年度は7月から3月まで

(注2) 平成11年度の客室稼働率は100%を超えており提供資料の「情報」が誤っている

(出所) 福利課提供資料より作成

ウ ポートプラザの採算面に対する県の指導・監督について

県は建物の譲渡代金償還後において所有権の移転を受けるのであるが、ホテルの採算性が悪化している場合にはその後の事業継続において県に負担が生じるリスクがあり、また仮に売却処分する場合においても建物の経済的な価値は大幅に減価し、売却処分による資金回収は僅少もしくはゼロとなる事態が想定される。

従って、県としては前述した福利厚生の効果の視点と同時に採算の視点からの指導・監督が求められることになるが、以下にホテルの採算の在り方に関して検討する。

民間企業の経営においては、建物の減価償却費を含めた全ての費用を負担し、さらに適正な利益を得ることが要求される。ポートプラザは組合員の利用に関して、宿泊料、会議室利用料、婚礼料金等において割安な料金設定を行っている。そのうち宿泊料の料金は前述のとおりであり、組合員の料金は安いもののそれ程極端に安いわけではない。この程度の割安料金であれば、むしろ組合員の利用人数が増えて全体としてはホテルの収入が増加していることも考えられる。仮に割安料金をなくした場合には利用人数が減少し収入は減少する可能性もあり得る。すなわち、組合員に対する現行程度の割安料金設定においては、民間経営のように利益を計上することも可能と考えられ、本来その様な体制が理想であろう。

因みに、県から提供を頂いた資料「開設6年間の経常収支計画」によると収入合計は20億円前後となっており、支払利息等の負担前の営業損益ベースでは概ね採算が取れる計画であり、赤字を見込んではいない。

現実のポートプラザの損益は、前述した通り最近5期間の平均数値で見ると112百万円の赤字であり、建物の減価償却費125百万円の殆どを負担できない水準である。ただし、平成18年度で見ると、共済組合集計損益147百万円から県の年間概算負担額146百万円と建物の大規模修繕費等62百万円を控除すると61百万円の赤字となっており、赤字の額は上記5期間平均の約半分程度で、建物の減価償却費を概ね50%程度負担できている。また、この年度の共済組合集計損益は予算と実績はほぼ同額であり比較的順調であったといえる。

しかし、平成19年度以降採算は悪化傾向にあり、特に直近の平成22年度は売上が大きく

落ち込み全体の損益は大幅な赤字である。上記イ「事業の福利厚生面での指導・監督について」（イ）「組合員の利用率について」に掲げたポートプラザの開設時からの稼働率の推移をみると、ここ数年の客室稼働率は著しく低下しており経営の建て直しが急務となっている。

今後、ポートプラザが利益を計上できる体制になることが望ましいものの、そこまでの採算性が実現できないとしても、建物の減価償却費を可能な限り負担できるような採算水準に持っていくことが望まれる。

県は教職員への福利厚生の効果の検証と同時に、採算面においても明確な基準を定めて、ポートプラザの運営管理の監督・指導を行うべきである。

なお、建物の譲渡契約において、契約期間中のホテルの管理運営は共済組合が自主的に行うことになっているが、一方で同契約期間中であっても管理運営について県と共済組合は協議することができることになっており、県としての役割が期待される。

エ 金利負担の軽減について

平成 11 年 7 月のポートプラザの建物譲渡契約において、譲渡代金の分割返済に係る金利レートは年 2.9%と定められている。

期間 25 年間の長期償還の場合、当時としては必ずしも高い利率ではなかったと思われるが、最近の金利水準からすればやや高い水準である。

一方、公立学校共済組合は同ホテルの建物の建設資金を負担しているが金融機関等外部からの借入は行っていないようであり、従って共済組合では 2.9%の金利収入を得ており、比較的高利の資金運用ができているといえる。

県は平成 22 年度において当該借入金に対して 113 百万円の利息を負担しているが、借入金の平成 23 年 3 月末の元本残高は 37 億円あり、平成 36 年 9 月まで償還が続くことになっている。

公立学校共済組合と協議して利率を引き下げることや一括弁済を行う等によって金利負担の軽減を図ることが望まれる。

オ 譲渡代金償還後のポートプラザの管理運営について

千葉宿泊所譲渡契約書によれば、契約期間満了後の施設の管理運営について協議するものとするとしている（第 6 条第 2 項）。しかし、現状では契約期間満了後の管理運営についての結論はでておらず、契約期間満了時に建物部分の所有権が県に移転した後、県が公立学校共済組合に施設を無償で貸与するのか有償とするのかどうか、所有権移転後に発生する修繕費についてどちらが負担するのか等の県と公立学校共済組合の負担関係の方向性は示されていない。

以上、契約期間満了後のポートプラザの施設の管理運営については県と公立学校共済組合との負担関係等が明確になっていないため、出来るだけ早い時期に両方で協議を行って、その結果を県民に対して適時、適切に開示する必要があると考える。

(6) 職員生涯設計推進事業について

職員生涯設計推進事業では、教職員が生涯設計計画を立案できるようにするためのライフアップセミナーの実施、ライフプラン相談室、多目的室・談話室で情報提供の場を提供している。

このうち、ライフプラン相談室の利用実績は図表番号 3-6-15 のとおりである。

図表番号 3-6-15 ライフプラン相談室の利用実績

(単位：人)

年度	相談形態				相談内容					多目的	退職者 (内数)
	電話	来訪	文書	計	プランづくり	健康	生きがい	経済	セクハラ		
16年度	620	123	23	766	41	0	4	238	2	481	138
17年度	213	88	138	439	5	0	77	5	0	343	95
18年度	421	162	230	813	40	0	109	49	1	614	198
19年度	327	128	289	744	2	0	63	0	0	694	180
20年度	371	104	321	796	0	0	74	0	0	722	168
21年度	337	151	277	765	0	0	156	0	0	609	255
22年度	398	159	312	869	0	0	177	0	0	692	283

(出所) 福利課作成資料

ライフプラン相談室はポートプラザちばの一角を利用し平日の 9:00 から 16:00 まで実施している。利用実績から見ると。訪問での相談は 159 人となっており、1 日 1 人に満たない状況となっている。

ライフプラン相談室の設置が平日の職務の時間帯と重なることから、通常勤務の教職員にとっては利用しづらい状況ではないかと考える。ライフプラン相談に対する要望について調査し、そもそもニーズが多くは無いのであれば、常設の相談室を設置することはないであろうし、ニーズがあるのであれば、利用しやすい環境を整備する必要があると考える。

第7 生涯学習課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）

本課においては、一定の補助金のみを監査対象としている。

1 概要

(1) 生涯学習課の概要

生涯学習課は、学校・家庭・地域連携に係る施策の推進や生涯学習推進体制の整備、生涯学習に関する情報の提供や学習機会の充実、社会教育の振興、家庭教育の支援、青少年教育の充実、キャリア教育の推進などを行う組織である。

(2) 補助金の概要

補助金（歳出）のうち、1件あたり500万円以上で、生涯学習課が主務課となっているものは、以下のとおりである。

図表番号 3-7-1 補助金の推移

（単位：円）

事業名	交付先	交付金額		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
放課後子ども教室推進事業（注）	市川市外22市町	30,685,000	46,445,000	47,689,000
千葉県教育振興財団補助金	（財）千葉県教育振興財団	136,392,000	123,152,570	113,155,344

（出所）生涯学習課作成資料

（注）国からの補助金23,998,000円（平成22年度）がある。

ア 放課後子ども教室推進事業補助金について

（ア）背景

文部科学省は、子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、平成16年度から「地域子ども教室推進事業」を実施してきた。

具体的には、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するものである。本事業の主な実施主体は市町村であり、平成18年度まで文部科学省の委託事業として実施した。

その後、平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、平成19年度から、補助事業として「放課後子どもプラン」を創設し、現在に至ったものである。

(イ) 事業内容

放課後子ども教室推進事業は、市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する放課後子どもプラン推進事業の各事業のうち放課後子ども教室推進事業に要する経費に対して、都道府県が補助する事業である（「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」² 3(1)）。

また、都道府県が上記事業を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費について、予算の範囲内で国から補助金が交付される（同要綱 3 本文）。

なお、放課後子どもプラン推進事業費補助金とは、文部科学省所管の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の一部である放課後子ども教室推進補助金及び厚生労働省所管の児童育成事業費補助金の一部である放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業費、放課後子ども環境整備事業費、放課後児童クラブ支援事業費）の両補助金を総称するものである（同要綱 1）。

放課後子どもプラン推進事業費補助金の目的は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することにある。なお、放課後児童健全育成事業等については、上記目的に併せて、児童手当法第 29 条の 2 に規定する児童育成事業として児童福祉の増進に寄与することも目的としている（同要綱 2）。

(ウ) 補助対象

放課後子どもプラン推進事業のうち放課後子ども教室推進事業について、補助金の交付の対象となる事業の区分、基準額及び対象経費は以下のとおりである。（「放課後子どもプラン推進事業費県補助金交付要綱第 2 条及び別表」）

図表番号 3-7-2 放課後子ども教室推進事業の補助対象経費及び基準額

区分		基準額		対象経費
放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室費)	放課後子ども教室運営費	開設日数により、1 小学校区当たり下表の額を基準額とする。		放課後子ども教室の運営に必要な経費（当該自治体で認める会議費以外の飲食料費を除く）
		開設日数	基準額	
		12 日以下	101 千円	
		13 日から 60 日	509 千円	
		61 日から 120 日	1,019 千円	
		121 日以上	2,037 千円	
	運営委員会経費	408 千円		同上
	コーディネーター経費	740 千円 × (実施校区数 / 3)		同上

(出所) 生涯学習課作成資料

(エ) 補助金交付事務について

² 当初の通達は「18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号、平成19年3月30日」であり、その後4次に渡り改正されている。

a 申請手続

この補助金の交付を申請は、市町村長または市町村教育委員会教育長が、「申請書」に係る書類を添えて、毎年度4月末日までに千葉県知事または県教育長に提出しなければならない。（同要綱 6）

b 交付の決定

知事または県教育長は、上記の申請があった場合は、内容を審査する。補助金の交付を決定した場合は、速やかにその決定の内容を交付の申請をした者に「補助金交付決定通知書」を送付する。（同要綱 7）

c 実績報告

市町村は、事業完了後1ヶ月を経過した日または翌年度4月5日のいずれか早い日までに「実績報告書」に係る書類を添えて、知事又は県教育長に提出しなければならない。（同要綱 11）

d 補助金の額の確定

知事または県教育長は、実績報告書の提出を受けた場合においては、内容を審査する。そして、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「交付額確定通知書」を送付する。（同要綱 12）

e 交付の請求

補助金の交付を請求しようとする場合は、「交付請求書」を知事又は県教育長に提出しなければならない。（同要綱 13）

イ 財団法人千葉県教育振興財団事業補助金について

(ア) 補助金の内容

千葉県教育委員会は、千葉県における教育、スポーツ及び文化の振興を図るため財団法人千葉県教育振興財団（以下、「教育振興財団」と言う。）の運営に要する経費について、予算の範囲内で、「千葉県教育委員会補助金等交付規則」及び「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付要綱」に基づき、教育振興財団に対し、補助金を交付する。（財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付要綱第1条）

(イ) 補助対象

補助金の交付の対象となる事業の区分、補助対象経費及び補助率は以下の通りである（同要綱第2条及び別表）。

図表番号 3-7-3 補助対象事業、補助対象経費及び基準額

事業区分	補助対象経費	補助率
人件費	教育振興財団が行う教育、スポーツ及び文化の振興のための事業の実施に要する経費で、予算で定めるもの（文化財の調査研究と遺跡等発掘調査に係る経費を除く）	10分の10以内
運営費	教育振興財団が行う教育、スポーツ及び文化の振興のための事業の実施に要する経費で、予算で定めるもの（文化財の調査研究と遺跡等発掘調査に係る経費を除く）	定額

(ウ) 補助金交付事務について

a 交付の申請

補助金の交付を申請しようとする場合は、教育委員会が定める期日までに、「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付申請書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第3条）

b 概算払の請求

補助金の概算払を受けようとする場合は、「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金概算払請求書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第8条）

c 実績報告

実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から20日以内に、「財団法人千葉県教育振興財団事業実績報告書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第6条）

d 交付の請求

補助金の交付を受けようとする場合は、「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付請求書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第7条）

2 監査の範囲

生涯学習課が平成22年度に交付した補助金のうち、1件あたりの交付金額が500万円以上のものについて監査対象とした。

3 補助事業の状況

(1) 放課後子ども教室推進事業について

ア 事業の概要

県の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点すなわち居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。(放課後子ども教室推進事業等実施要綱 1)

イ 実施主体

放課後子ども教室推進事業の実施主体は、指定都市及び中核市を除く市町村である。また、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。(同要綱 2)

平成 22 年度においては、下記の 23 市町において放課後子ども教室推進事業が実施されている。

市川市、浦安市、松戸市、野田市、我孫子市、成田市、四街道市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、茂原市、勝浦市、山武市、館山市、木更津市、印西市、鴨川市、袖ヶ浦市、酒々井町、大網白里町、芝山町、御宿町

ウ 県の果たすべき役割

都道府県は、放課後子ども教室推進事業をはじめとする放課後子どもプランの実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、市町村への補助金の交付の他、以下の支援を実施することを期待されている。

- ・行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
- ・コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
- ・基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- ・主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局（又は教育委員会）と緊密な連携を図る。

(出所) 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】(文部科学省 HP より)

エ 県の事業実施状況

県は、放課後子どもプランにおける県の役割を果たすため、放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業を実施している。

(ア) 推進委員会について

千葉県においては、上記の推進委員会として「千葉県学校・家庭・地域連携推進協議会」を設置した。

a 協議会の構成

平成 22 年度における推進委員会は委員 12 名、オブザーバー 8 名及び事務局 13 名で構成されている。12 名の委員の構成は、学校関係者 5 名、家庭・福祉関係者 3 名、地域関係 3 名、行政及び学識経験者各 1 名となっている。

b 開催状況

平成 22 年度においては、計 3 回の協議会が開催されている。開催日及び主な議事は以下のとおりである。

図表番号 3—7—4 平成 22 年度千葉県学校・家庭・地域連携推進協議会開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 22 年 7 月 15 日	・会長・副会長の選出 ・下記について質疑・意見交換： 千葉県学校・家庭・地域連携推進協議会について、「地域とともに歩む学校づくり」の推進について、「放課後子どもプラン」の推進について
第 2 回	平成 22 年 11 月 4 日	・地域とともに歩む学校づくりの視察（国府台小学校） ・地域とともに歩む学校づくりの実践について（市川市教育委員会及び国府台小学校との質疑・意見交換）
第 3 回	平成 23 年 3 月 10 日	・下記について事務局説明及び質疑・意見交換： 「地域とともに歩む学校づくり」の推進について、「放課後子どもプラン」の推進について、 「学校と地域を結ぶコーディネーターの役割を考える研修会」について

(出所) 生涯学習課作成資料

(イ) 研修の開催について

上記の通り、県が果たす役割の一つとして、コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修がある。

千葉県は、平成 22 年度に以下の 2 つの研修を開催している。

図表番号 3-7-5 平成 22 年度の研修開催状況

研修名	開催日	参加者
平成 22 年度「放課後子どもプラン」指導スタッフ等研修会	平成 22 年 12 月 21 日	指導スタッフ 行政担当者
平成 22 年度「学校と地域を結ぶコーディネーターの役割を考える」研修会	平成 23 年 1 月 31 日	コーディネーター 行政担当者 学校関係者

(出所) 生涯学習課作成資料

オ 補助金交付事務の実施状況

平成 22 年度における補助金交付対象となった市町からの交付の申請、概算払いの請求、実績報告及び交付の請求は、「放課後子どもプラン推進事業費県補助金交付要綱」に規定されたとおりに行われている。また、これらに対する県からの交付決定の通知及び額の確定通知についても、上記要綱に従って実施されている。

(2) 財団法人千葉県教育振興財団について

ア 目的

教育振興財団は、千葉県における教育の振興を図ることにより、県民の生涯をとおした学習活動等への参加を促進し、健やかで心ゆたかな県民生活の実現に寄与することを目的とする。(財団法人千葉県教育振興財団寄附行為第 3 条)

イ 事業内容

教育振興財団は、上記の目的を達するために以下の事業を行う。(同寄附行為第 4 条)

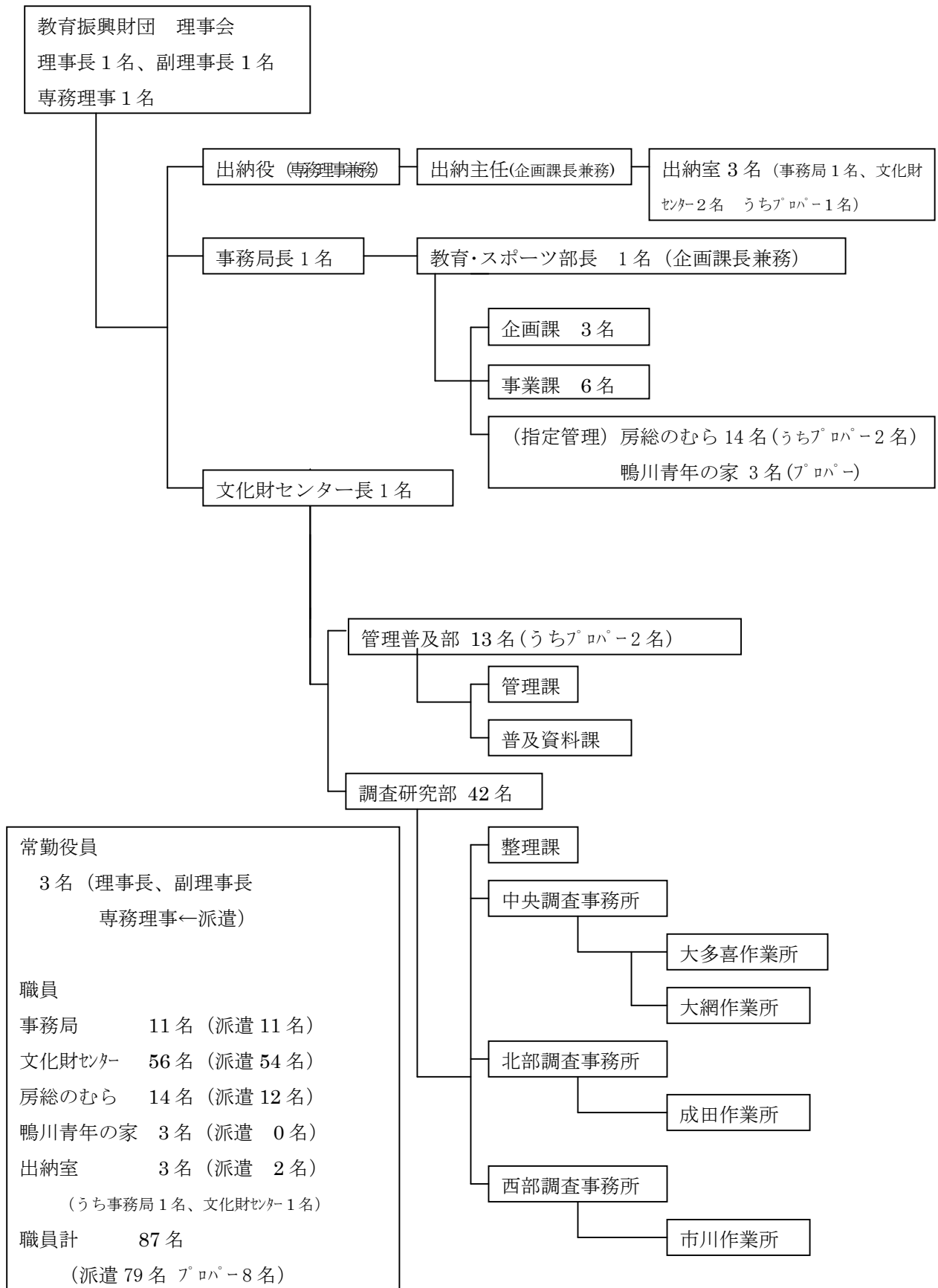
社会教育の推進 学校教育の支援 スポーツの振興 文化財の調査研究と遺跡等発掘調査の受託 千葉県から受託する事業及び施設の管理運営 千葉県スポーツ振興基金の造成及びこれに基づく助成事業の実施 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
--

ウ 組織

(ア) 組織構成

平成 22 年 4 月 1 日現在における教育振興財団の組織構成は、図表番号 3-7-6 の通りである。

図表番号 3-7-6 教育振興財団組織図



(出所) 生涯学習課作成資料

(イ) 人員構成

平成 22 年 4 月 1 日現在における教育振興財団の人員構成は、下表の通りである。財団職員の多くを県からの派遣職員が占めている。

図表番号 3-7-7 教育振興財団の人員構成

(単位：人)

	人員数	(内訳)	
		プロパー	県派遣職員
常勤役員	3	2	1
職員			
事務局	11	0	11
文化財センター	56	2	54
房総のむら (注 1)	14	2	12
鴨川青年の家 (注 2)	3	3	0
出納室	3	1	2
職員計	87	8	79
合計	90	10	80

(出所) 生涯学習課作成資料

(注 1) 文化財課所管で指定管理業務を受託している。

(注 2) 生涯学習課所管で指定管理業務を受託している。

平成 23 年度においては、職員数は 84 名であり、平成 22 年度と比較して 3 名減少している。県派遣職員については 68 名となっており、事務局職員を中心に見直しが行われた結果、平成 22 年度の 79 名から 11 名減少している。一方、プロパー職員は 8 名増加して倍増となり 16 名となっている。なお、専務理事および事務局長、部長及び課長といった幹部職員は従来通り県派遣職員により担われている。

エ 財務状況

平成 20 年度から平成 22 年度の教育振興財団の財政状態は、下表のとおりである。

図表番号 3-7-8 教育振興財団 貸借対照表の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
資産の部			
流動資産			
現金預金	328,636	231,034	229,651
その他	348,761	346,176	313,095
流動資産合計	677,398	577,210	542,746
固定資産	28,795	29,630	42,935
特定資産	265,305	301,219	315,681
基本財産	1,195,927	1,198,887	1,201,999
資産合計	2,167,426	2,106,947	2,103,362
負債の部	453,875	338,199	296,841
正味財産の部			
指定正味財産	1,192,927	1,195,887	1,198,999
一般正味財産	520,623	572,860	607,521
正味財産合計	1,713,551	1,768,748	1,806,520
負債及び正味財産の部合計	2,167,426	2,106,947	2,103,362

(出所) 教育振興財団の貸借対照表

また、平成 20 年度から平成 22 年度の教育振興財団の経営成績（正味財産増減の状況）は、図表番号 3-7-9 のとおりである。

図表番号 3-7-9 教育振興財団 正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般正味財産の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益	2,754,765	2,630,897	2,356,722
指定管理受託事業収益	559,661	563,898	560,490
一般調査受託事業収益	2,187,151	2,031,348	1,790,511
その他	7,952	35,650	5,721
受取補助金等	141,823	128,246	117,741
受取地方公共団体補助金	136,392	123,152	113,241
その他	5,431	5,094	4,500
その他	54,374	49,757	44,132
經常収益計	2,950,962	2,808,902	2,518,597
經常費用			
事業費	2,316,738	2,214,776	1,993,488
管理費	566,464	529,139	483,759
經常費用計	2,896,807	2,756,665	2,483,936
当期經常増減額	54,155	52,236	34,660
当期經常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	54,155	52,236	34,660

(出所) 教育振興財団の正味財産増減計算書

一般正味財産増減額については、平成 20 年度及び平成 21 年度については 5,000 万円強を計上したが、平成 22 年度においては約 3,500 万円と減少している。これは、事業収益のうちの一般調査受託事業収益が平成 21 年度から平成 22 年度において約 1 割減収となったこと並びに事業費のうち指定管理施設の維持管理に係る経費が前年度より増加した影響と考えられる。

受取補助金のうち、受取地方公共団体補助金はほぼ全額が千葉県からのものであり、次第に減少傾向にある。

また指定管理受託事業収益は、千葉県からの指定管理業務のものであり、ほぼ一定額が計上されている。

オ 教育振興財団の改革について

(ア) 改革方針

千葉県は従来より公社等外郭団体の改革に取り組んでいる。教育振興財団についても従来より改革が進められており、直近では平成 21 年度に以下の改革方針が出ている。

図表番号 3-7-10 教育振興財団の改革方針

課 題	見 直 し 方 針	
	分類	概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間調査組織の未成熟 ・ 発掘調査等における民間調査組織への更なる委託可能分野の検討・実施 ・ 事務の効率化・省力化 ・ 組織及び分掌事務の再編成の検討・実施 	縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団自主事業 自主事業は、事業の必要性を再検討するとともに運営の効率化を図り、更なる県民のニーズにあった事業とするための見直しを図る。 ・ 一般調査受託事業 引き続き、発掘作業における遺構実測業務、整理作業における土器実測・石器実測業務などの一部作業を民間調査組織へ委託することにより、事業の迅速・効率化を図るとともに、民間調査組織への委託が可能な作業の検討を進める。

(出所) 公社等外郭団体の改革方針 (案) 千葉県 HP より

(イ) 改革の実施状況

a 発掘調査等における民間調査組織への更なる委託可能分野の検討・実施

上記改革方針において課題として挙げられているとおり、民間調査組織が未成熟なため、発掘調査等業務の外部委託については困難な部分もあるため、可能な範囲から外部委託が行われている。平成 22 年度の時点では、以下の業務について外部委託が実施されている。

車両運行管理、重機オペレーター操作、基準点測量、遺構調査、遺物実測、石器実測、産業廃棄物処理、基準点・地形測量 3 次元レーザー計測 (平成 22 年度より外部委託)

(出所) 生涯学習課作成資料より

b 事務の効率化・省力化

一部職員の給与計算について外部委託されている。また、遺構測量システムの導入が検討されている。

c 組織及び分掌事務の再編成の検討・実施

平成 21 年度において、出納室が執行部門から独立した組織として位置づけられるとともに、出納役を事務局長から専務理事に変更し、財務会計上のチェック機能強化が図られた。

平成 22 年度に事務局組織の見直しが検討され、平成 23 年度において、企画課の廃止、管理職業務の統合が行われ、人員削減が図られた。また、事務局の分掌事務の見直しが行われ、一部の業務が教育委員会に移管された。

カ 補助金交付事務について

(ア) 補助金の交付額について

平成 22 年度における補助金の申請額及び交付額は以下の通りである。教育振興財団は、財団の一般会計の管理費の一部を対象として交付の申請を行っている。

図表番号 3-7-11 補助金の申請額

補助対象経費	申請額 (千円)	事業計画書の予算額 (千円)
人件費 (管理費)	106,482	106,482
運営費 (管理費)	10,000	10,000
合計	116,482	116,482

(出所) 教育振興財団 平成 22 年度事業計画書より

また、補助金の確定額は以下のとおりである。

図表番号 3-7-12 補助金の交付額

補助対象経費	交付額 (円)	収支決算書 (補助金分) の金額 (円)
人件費 (管理費)	103,983,730	103,983,730
運営費 (管理費)	9,171,614	9,171,614
合計	113,155,344	113,155,344

(出所) 教育振興財団 平成 22 年度収支計算書より

(注) 平成 22 年度においては、人件費は派遣職員を含む 13 名の事務局職員について算定して支出していたが、平成 23 年度以降は財団職員 3 名分のみとし、県からの派遣職員部分については直接支給としている。

なお、公社等外郭団体における経理調査の結果 (平成 22 年 5 月 28 日公表)、教育振興財団においても翌年度納入、差し替え等の不適切な経理処理が認められた。教育振興財団では、改善策・再発防止策の徹底、財団職員の処分、財団職員による返還及び県支出金の返還処理 (353,800 円) がなされた。

(イ) 補助金交付事務の実施状況について

平成 22 年度における教育振興財団からの交付の申請、概算払いの請求、実績報告及び交付の請求は、「千葉県教育委員会補助金等交付規則」及び「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付要綱」に規定されたとおりに行われている。また、これらに対する県からの交付決定の通知及び額の確定通知についても、上記規則及び要綱に従って実施されている。

4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 県への依存からの脱却について

県は、平成 22 年度において、教育振興財団に対して 113 百万円の補助金を支出している。教育・スポーツ事業の公共性、公益性を勘案し、当事業の収入をもって充てることができない経費については、県の財政支援は必要であるとされている。

一方、公社等外郭団体の改革の方向性に目を向けると、「更なる公社改革について」（平成 18 年 2 月）において、公社改革の基本的考え方として、県民負担の軽減を目的に県依存型の経営から自立型の経営に転換を図ることが挙げられている。とすれば、県の財政支援の必要性を認めたとしても、教育振興財団への補助金は必要最小限とするべきである。

ところで、教育振興財団の正味財産増減計算書によると平成 20 年度及び平成 21 年度においては年間約 5 千万円、平成 22 年度においても約 3 千万円の一般正味財産増減額（民間企業の利益に相当する）を計上している。

これらの利益は、補助金が交付対象とする教育・スポーツ事業ではないとのことであるが、特別会計が対象とする事業の本部経費（共通経費）が按分計算により各特別会計に配分されていない等の場合には、上記利益が同事業からは必ずしも無関係であるとは言えないため、現在の補助金の額が必ずしも必要最小限であると評価することはできない。

現在県は、順次補助金の削減を進め、「更なる公社改革について」に従い、改革を進めていることには一定の評価はできる。

しかし、当該改革は道半ばであり、さらに補助金の額が必要最小限であるかについては、常に精査すべきものとする。

今後、補助金を交付するにあたっては、「自立型の経営」として、教育振興財団がどのような戦略を有し、事業計画として独自業務をどれだけ獲得するのかという視点を明確にさせた上で、交付金額の算定をし、教育振興財団の経営に関する県への依存の脱却を促すべきである。

(2) 役職者への民間出身者等の登用促進について

平成 23 年 4 月 1 日時点において、教育振興財団の常勤役員 2 名は県 OB と県派遣職員であり、職員についても全 84 名のうち県派遣職員 68 名となっている。左記状況からすれば、教育振興財団の事業は県が直接実施することも可能やに見える。

この点について、県としては、文化財発掘調査受託事業において、年度途中での事業中断や新規依頼が頻繁に生じるため、迅速な事業執行には予算の執行管理の柔軟な対応が必要であること等から、弾力的かつ効率的な手法が行え、県民のニーズに速やかに対応できる財団法人による運営が最適であり、また、幹部職員には、財団からの要請に応じて県の教育行政に精通した経験豊富な県職員を派遣することにより、教育振興財団の設立目的である教育の振興が図られているとの見解であった。

しかし、これは県の行政組織との比較から柔軟な運営ができることを述べたもので、市場原理からの視点ではない。また、プロパー職員にとっての経営幹部への登用に制約が生じることは、動機付けの面からも十分とは言えない。

むしろ、教育振興財団が財団法人という民間の組織形態である点に着目して、経営幹部への民間等からの登用を促進すべきである。また、職員においてもプロパー職員の比率を高めるべきである。現在の職員等の構成では、県職員等が財団法人という県の制度とは異なる制度の柔軟性を活用しているに過ぎないという面が目についてしまう。

教育振興財団の仕事には、教育や研究の分野以外に展示・施設利用・催し物といったむしろ民間活力を利用した市場原理になじむ領域も存在する。後者においては「房総のむら」「鴨川青年の家」といった指定管理事業に関する部分も含まれる。これらの分野は教育行政というよりは、むしろ教育成果等を側面から支えるものとして民間のアイデアを活用できる余地もあり、民間経験者の経験が十分に発揮できると考える。一方、教育や研究といった分野の中には、短期的効率性がむしろマイナスに働く場合があり、必ずしも市場原理で目的を達成できない分野も存在し、むしろ直営のほうがよいという議論もなされうる。

しかし、公社の改革が必要とされる以上、そのための経験とノウハウを広く社会全体から求めることは、県民にとって決してマイナスにはならないと考える。目的自体は適正であっても、そのための手段は一通りではないのである。

戦略は組織を規定すると言われるが、組織づくりの一つとして、役職員の民間出身者やプロパー職員の登用の促進等を課題の一つとして挙げたいと考える。

第8 指導課（一般会計、補助金を含む。）

1 概要

（1）事務の概要

指導課は、公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校における教育課程及び学習指導、教職員の研修、進路指導や生徒指導の充実、人権教育や国際理解教育の推進等を行う組織である。

指導課の分掌事務の概況は、以下の通りである。

- （1）公立小中高等学校における教育内容充実のための調査及び企画に関すること（特別支援教育課、学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く）。
- （2）公立小中高等学校における教育課程及び学習指導に関すること。
- （3）公立小中高等学校の教育職員に対する学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること（特別支援教育課、学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く）。
- （4）県立中学校及び県立高等学校における学校運営の状況についての評価の総合調整に関すること。
- （5）公立小中高等学校における進路指導に係る指導及び助言に関すること。
- （6）公立幼稚園の管理運営の指導及び助言に関すること。
- （7）幼稚園における教育課程及び保育等に係る指導及び助言に関すること。
- （8）市町村立の専修学校及び各種学校の設置、廃止、名称及び位置の変更等に係る認可又は届出の受理並びに管理運営の指導及び助言に関すること。
- （9）学校における生徒指導に係る調査及び対策等に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く）。
- （10）学校における生徒指導に係る指導及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く）。
- （11）不登校児童生徒等に係る調査及び対策等に関すること。
- （12）不登校児童生徒等に係る指導及び助言に関すること。
- （13）教育職員の研修制度の調査及び研究並びに教育職員の研修に関する基本方針の立案に関すること。
- （14）教育職員の研修の総合計画の立案及びその実施に関すること。
- （15）学校における芸術文化の振興に関すること。
- （16）公立小中高等学校における情報教育に係る指導及び助言に関すること。
- （17）公立小中高等学校における国際理解教育に係る指導及び助言に関すること。
- （18）県立中学校の生徒募集及び入学決定者のための検査等並びに県立高等学校の生徒募集及び入学者選抜のための学力検査等に関すること。
- （19）人権教育に係る企画及び連絡調整に関すること。
- （20）学校教育における人権教育に関すること（他の課の所掌に属するものを除く）。

- (2 1) 学校の教科書その他の教材の取扱いに関する事（特別支援教育課の所掌に属するものを除く）。
- (2 2) 学校に係る教科書展示会の開催及び教科書の需要数の報告に関する事。
- (2 3) 研究指定校等の指定及びその援助（特別支援教育課、学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く）並びに研究指定校等の指定及び援助に係る総合調整に関する事。
- (2 4) 技能教育施設の指定及び連携科目の指定並びにこれらに係る指導及び助言に関する事。
- (2 5) 公立小中高等学校の学校図書館の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (2 6) 中学校卒業程度の認定に関する事。
- (2 7) 千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付条例の施行に関する事。
- (2 8) 千葉県産業教育審議会に関する事。
- (2 9) 千葉県教科用図書選定審議会に関する事。
- (3 0) 千葉県総合教育センターに関する事。
- (3 1) 千葉県子どもと親のサポートセンターに関する事。

(出所) 所管事務事業の概要

2 職員配置状況

指導課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-8-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

(単位：人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局长 主幹	主任 指導主事	主査	指導主事 社教主事	計
事務職員	1	7	3	3	46	60

(出所) 「様式本 2 職員配置状況」

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-8-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料 (注 1)	1	-	△1	-	1	-	△1	-
		教育使用料 (注 1)	-	-	1	1	-	-	1	-
使用料及び手数料 計			1	-	-	1	1	-	-	-
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金 (注 2)	305,873	△152,674	-	153,200	159,789	△6,589	-	-
	委託金	教育費委託金 (注 3)	24,409	△348	-	24,061	24,409	△348	-	-
国庫支出金 計			330,282	△153,022	-	177,260	184,198	△6,937	-	-
諸収入	受託事業収入	受託事業収入 (注 4)	35,744	△359	-	35,385	35,744	△359	-	-
	雑入	雑入	62	△62	-	-	62	-	△62	-
		雑入 (注 5)	16,563	△45	-	7,428	7,331	-	97	-
諸収入 計			16,626	△467	-	42,812	43,137	△359	35	-
合計			382,653	△153,489	-	220,074	227,336	△7,296	35	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。

(注 1) 千葉県林間学校 (長野県) (現在は施設の老朽化により利用不可) の NTT の支線 1 条の使用料収入。科目コードの誤りにより修正している。

(注 2) 退職教員等人材活用事業費補助金 (特別非常勤講師配置) 6,386 千円、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金 (スクールカウンセラー等配置) 138,857 千円、原子力エネルギーに関する教育支援事業交付金 7,957 千円。(いずれも文部科学省から)

(注 3) 確かな学力の育成に係る実践的調査研究に係る委託費 7,949 千円、教育研究開発事業委託金 (人権) 1,166 千円、教育研究開発事業委託金 (英語) 814 千円、帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備事業委託金 6,613 千円、生徒指導・進路指導総合推進事業委託金 7,518 千円 (うち 4,867 千円は各市に再委託)。(いずれも文部科学省から)

(注 4) 理科支援員配置事業収入 (独立行政法人科学技術振興機構)

(注 5) 地域改善対策による貸付金 9,090 千円が滞納となっている。

4 歳出事務

指導課の所管する主要な事業の支出の状況は、以下の通りである。なお、下記の事業の事業費の一部は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-8-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
教育 指導費	1 児童生徒の学力向上と個に応じた指導の充実	第 1 1 款 教育費	1,330,897	1,082,759
	2 指導主事の活動の方針計画の立案、指導資料の作成	第 1 項 教育総務費		
	3 教職員の資質・能力の向上については、研修総合計画を策定し、研修内容の精選と計画的研修の奨励を図る	第 6 目 教育指導費		
	4 生徒指導の推進については、校内における指導体制の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上を図る			
	5 高校生が近隣の事業所等で、インターシップを実施し、主体的な職業選択能力や職業意識を育成する			
	6 優れた成績を収めた児童生徒の活動を奨励し、学習活動全般への意欲の向上を図るとともに、教職員の自主的活動を奨励助長し、研究意欲の高揚を図る			
	7 千葉県教科用図書選定審議会の運営			
	8 小学校段階の英語活動について実践的な研究の推進			
	9 理科の授業の充実・活性化を図るとともに、教員の観察・実験等の体験的学習に関する指導力の向上			
	10 平成 23 年度県立高等学校入学志願者に対する学力検査問題の作成及び学力検査等の実施			
	11 平成 23 年度県立中学校入学志願者に対する適性検査問題の作成及び適性検査の実施			
	12 外国人青年の招致、姉妹州との交流等を			

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
	通して国際交流・国際理解教育の推進を図る。また、帰国児童生徒・外国人児童生徒等教育の充実のため、指導・援助を行う			
	13 情報教育担当者への指導及び情報環境整備を通して、情報教育推進を図る			
	14 人権教育の推進については、校内における積極的・継続的な実践や研修の推進を通して、教職員の指導力の充実を図る			
	15 子どもと親のサポートセンターは、児童生徒等の社会的な資質及び能力の育成並びに良好な成育環境の形成に関し児童生徒等及びその保護者に対する支援、児童生徒等の育成に携わる者に対する支援等を行うことにより、児童生徒等の健全な成長に資することを目的とする			
教育センター費	1 総合教育センターは、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに県民に対し、教育に関する奉仕を行うことにより千葉県教育の振興に資することを目的とする	11 款 教育費 1 項 教育総務費	189,798	142,880
	2 県内4研修所は、総合教育センターとの密接な連携のもとに、地域の特性等に応じた学校教育に関する研修事業を進める	第8目 教育センター費		
教育振興費	1 県立高等学校における情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータの更新、整備を行う	第11款 教育費 第4項	443,045	443,043
		高等学校費 第4目 教育振興費		

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要 その2 主な事務事業の執行状況」より作成

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-8-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残	
教育費	教育 総務費	教育指導費	報酬（注1）	606,537	△531,735	58,452	16,349	
			共済費	15,943	△11,701	2,730	1,512	
			報償費	15,486	△11,176	2,081	2,229	
			旅費	19,160	△5,181	9,007	4,972	
			需用費（注2）	96,378	△16,830	67,145	12,402	
			役務費	78,204	△4,357	69,205	4,643	
			委託料（注3）	272,915	△21,538	241,982	9,395	
			使用料及び賃借料	11,407	△6,652	2,620	2,135	
			工事請負費（注4）	193,600	-	-	193,600	
			備品購入費	10,933	△7,532	2,701	700	
			負担金・補助及び交 付金	7,026	△716	6,265	44	
			償還金・利子及び割 引料（注5）	3,308	-	3,151	157	
			教育指導費 計			1,330,897	△617,418	465,340
		教育センタ ー費	報酬	16,739	△208	14,649	1,882	
			共済費	2,645	-	2,165	480	
			賃金	3,608	-	3,262	346	
			報償費	7,767	△6,393	-	1,374	
			旅費	10,281	△2,916	6,303	1,062	
			需用費（注6）	42,115	△38,036	-	4,079	
			役務費	4,731	△4,089	-	642	
			委託料（注7）	30,643	△27,540	500	2,603	
			使用料及び賃借料 （注8）	35,133	△34,298	-	835	
			工事請負費（注9）	33,542	-	-	33,542	
			備品購入費	2,362	△2,338	-	24	
			負担金・補助及び交 付金	194	△145	-	49	
			公課費	38	△38	-	0	
		教育センター費 計			189,798	△116,001	26,879	46,918
		教育振興費	委託料（注10）	138,000	-	137,999	0	
			使用料及び賃借料 （注11）	305,045	△3,649	301,394	2	
		教育振興費 計			443,045	△3,649	439,394	2

合 計	1,963,740	△737,069	931,612	295,059
-----	-----------	----------	---------	---------

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、指導課のみを抽出加工。

(注 1) 令達額は県立高校等へのスクールカウンセラー報酬 他。

(注 2) 執行残には道徳資料の印刷製本費の事故繰越 506 千円（東日本大震災により印刷工場が稼働できなくなり、納品の遅延が生じた）が含まれている。

(注 3) 教育情報ネットワーク運用構築委託 他。

(注 4) 執行残は旧総合教育センター葛城分館等解体事業（繰越明許として平成 23 年度に繰越）。

(注 5) 地域改善対策高等学校等進学奨励金、国庫返還金（いずれも文部科学省への償還）。

(注 6) 主に光熱水費である。

(注 7) 庁舎管理関連の委託。

(注 8) 研究研修用パソコン等整備事業（3 年間の債務負担行為） 他。

(注 9) 執行残は総合教育センター施設整備（繰越明許として平成 23 年度に繰越）。

(注 10) 校内ネットワーク事業に関する県立高校（定時制、通信制を除く）の成績処理、出席管理等システム（5 年間の債務負担行為） 他。

(注 11) 県立高校のコンピュータ教室のパソコン賃貸借（5 年間の債務負担行為）。

5 主な事務事業の状況

(1) 主な事業の概要

指導課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりであった。

図表番号 3-8-5 主要な事務事業の実績（平成 22 年度）

事業の実績（進捗状況）	
教育指導費	
1	語学指導等を行う外国青年招致事業（事業費 233,046 千円） 国際化社会に対応した教育の推進の一環として、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図った。 招致人員 20 名（JET プログラム 6 名、姉妹州プログラム 14 名）、民間派遣 30 名
2	教育用コンピュータの整備（事業費 322,191 千円） 情報化社会に対応するため、産振整備対象校を除く県立高等学校に教育用コンピュータの更新、整備を図った。 普通科高校 19 校（1 校当たり 42 台を更新整備）
3	理科支援員配置事業（事業費 90,000 千円） 学生、退職教員等の外部人材を理科支援員として小学校に配置し、教員が作成した指導計画のもと小学校 5、6 年生の理科の授業を支援した。

4 子どもと親のサポートセンターの充実（事業費 98,977 千円）

教育相談事業：

来所相談 7,718 件（延べ数）、電話相談 16,138 件、Eメール相談 154 件、FAX 相談 4 件

支援事業：

学校支援事業 76 校、不登校児童生徒の宿泊体験活動 3 回実施 延べ 154 名、スクールアドバイザー派遣 296 回、不登校親の会（サポートセミナー）3 回実施延べ 417 名、不登校の子どもと親の居場所作り（サポセン）17 回実施延べ 387 名、教育相談ネットワーク連絡協議会 2 回実施延べ 122 名、地区教育相談ネットワーク連絡協議会 10 回実施延べ 376 名、不登校を支援する民間団体の懇談会 3 回実施延べ 35 団体、サポルーム（不登校体験者による相談）延べ 29 件

研修事業：

教員対象研修講座 10 講座延べ 1,848 名、教育関係職員研修会 2 講座延べ 311 名、県民対象研修講座 1 講座延べ 140 名

調査研究事業：

教育相談機能を活かした教育実践・事例の研究、見立ての向上とその力を持って行う包括的な支援について

5 スクールカウンセラー等の配置（事業費 414,000 千円）

教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を配置した。

（出所）「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」より作成

（2） 主要な事業における選定手続及び監督の状況

上記の 5 つの事業について、委託者等の選定手続及び業務の監督の状況は以下の通りである。

ア 語学指導等を行う外国青年招致事業

（ア）選定

語学指導等を行う外国青年（以下「ALT」と記載する）雇用の選定基準は以下の通りである。

図表番号 3—8—6 主要な事務事業の実績（平成 22 年度）

区分	新規雇用者	継続雇用者
JET プログラム	財団法人自治体国際化協会の選考基準に従う	前年度特に問題のない ALT に対し継続するか否かの意思を確認
姉妹州プログラム	ウィスコンシン州教育委員会の選考基準に従う	同上
業務委託	ALT を配置する業者について、平成 22 年度委託分は平成 21 年度に一般競争入札で、平成 23 年度委託分は平成 22 年度に公募型プロポーザルにより選定した。	—

（出所）指導課作成資料より

（イ）業務の評価

JET プログラム及び姉妹州プログラムにより雇用された ALT については、配置校による指導・監督及び各種研修会による指導が行われる。また、年に 1 回、学校による勤務評定が「外国語指導助手勤務成績評定要領」に基づいて行われる。

業務委託による ALT については、直接的には委託業者による指導・監督が行われることとなる。

イ 教育用コンピュータの整備

（ア）選定

教育用コンピュータについては、20 校程度を 1 グループとして、5 年間のリース契約を締結している。契約相手の選定は、一般競争入札によって行われている。平成 22 年度中に開始する契約（平成 23 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで）に関する入札には 5 社が参加した。

（イ）業務の監督

機器の導入については完了時の検査が行われる。また、保守業務については、年に 1 回定期保守を行い、実施報告書を提出する必要がある。

ウ 理科支援員配置事業

(ア) 選定

理科支援員募集要項に記載された応募資格に基づく応募者について、書類審査及び面談を実施し、任用者を決定する。

(イ) 業務の監督

理科支援員に対しては、年に数回の実技研修会が開催される。また、活動の振り返り、評価のため理科支援員対象最終報告会が開催される。

理科支援員の配置校については、事業の円滑かつ有効な推進のため、理科支援員等配置事業理科支援員配置校連絡協議会を開催し、事業の理解促進と情報交換を行っている。

エ 子どもと親のサポートセンターの充実

(ア) 選定

非常勤嘱託（教育相談（来所）、教育相談（電話）、支援事業部研究支援、不登校支援援助）及びスクールアドバイザーと複数の職種があり、各々選定基準は異なっている。非常勤嘱託については、面接により、新規または継続採用を決定している。スクールアドバイザーについては名簿登録制である。前年度登録者については、意思確認をし、書類審査にて所長が認めて登録している。新規登録者については、候補者をセンター内会議で選定し、本人へ依頼、意思確認を行っている。

(イ) 業務の監督

継続採用の場合は、次年度の面接等の際に評価されることとなる。

オ スクールカウンセラー等の配置

(ア) 選定

年に一回、募集要項に従って希望者からの申請を受け付け、書類審査（一次選考）、面接及びレポート（二次選考）を行い、採用者を決定する。

また、スクールソーシャルワーカーについては、スクールカウンセラー二次選考を通じたものから、スクールカウンセラースーパーバイザーに次ぐ豊富な経験と熟達した技能を持つと認められた者が選ばれている。

(イ) 業務の監督

スクールカウンセラー等については、管理職による勤務状況等調査が実施される。

(3) 補助金の状況

指導課では、千葉県教育委員会補助金等交付規則に基づき、各補助金交付要領を作成し、これに基づき支出をしている。当該支出の内訳は以下の通りである。

図表番号 3-8-7 補助金一覧（平成 22 年度）

(単位：千円)

名称	交付先	内容	根拠	交付金額
千葉県高等学校文化連盟事業補助金	千葉県高等学校文化連盟	文化連盟が行う大会開催及び派遣事業に対するもの	千葉県高等学校文化連盟事業補助金交付要綱	5,000
全国高等学校家庭クラブ研究発表大会派遣事業補助金	千葉県高等学校家庭クラブ連盟	家庭クラブ連盟の派遣事業に対するもの	全国高等学校家庭クラブ研究大会派遣事業補助金交付要綱	122
日本学生農業クラブ全国大会派遣事業補助金	千葉県学校農業クラブ連盟	学校農業クラブ連盟の派遣事業に対するもの	日本学校農業クラブ全国大会派遣事業補助金交付要綱	300
合 計				5,422

(出所) 指導課の資料による。

6 包括外部監査の結果

(1) 予算の適正な執行について

平成 22 年度は 3 月 11 日の東日本大震災の影響で物資の輸送等が滞り事故繰越が発生している。さらに以下の 2 件の繰越明許が発生した。

ア 旧総合教育センター葛城分館等解体工事（193,600 千円）

平成 23 年 2 月議会において平成 23 年度までの繰越明許により補正予算措置をした。当初は、平成 23 年度初めに、周辺家屋の事前調査を行うことと並行し、入札・着工をする予定であったが、東日本大震災により平成 23 年度内の施工が不可能となったとのことである。

このため、平成 23 年 9 月議会で、改めて平成 24 年度までの債務負担行為により施工することになった。現在は家屋の事前調査を行い、総合評価方式により執行を行い、近々（2 月 21 日予定）入札を行う予定であり、平成 24 年度の施工完了を予定しているとのことである。

イ 総合教育センター施設整備事業（33,542 千円）

平成 23 年 2 月議会において平成 23 年度までの繰越明許により補正予算措置をした。空調

設備が老朽化により故障が多発したため、これらを交換・修理を行うものであった。

入札は平成 23 年 8 月 23 日、工期は平成 23 年 8 月 31 日から 12 月 25 日までで、12 月 5 日完成し、完了検査を 12 月 16 日に受けた。

上記 2 件について言えることは、予算確定した段階で既に年度内の執行が困難な状況にあり、当初から繰越明許ありきの予算となっているということである。これは予算単年度主義の例外としての繰越明許の趣旨に反すると言える。

さらに、上記アでは当初の予算確定から 3 年越しの執行となっていることが問題となる。平成 23 年度においては東日本大震災という特殊事情が考慮できるが、同内容の工事契約予算を 2 度に渡り繰越す結果となっている。これについては自前の設計・調査能力が限られ工事設計業務のほとんどを設計委託として外注せざるを得ない現状の体制も原因の一つと言え、本課のみ特別に発生しているのではない。

しかし、そうであるにしても、上記事例のように当初から繰越明許ありきの予算執行は、事実上複数年度予算が一般化することにつながり、年間予算と財源の対応関係が崩れることになる。

地方自治法の制度趣旨に立ち返り、繰越明許は例外的な場合のみに限るべきである。

(2) 未収金の回収について

平成 16 年度までで終了し、現在は返還事務のみ行われ、平成 37 年まで継続の予定である地域改善対策奨学金について、平成 22 年度末で 9,090,517 円の収入未済額（調定額のうち収入されなかった金額）が発生している。このうち、約 54%弱は平成 17 年度以前の収入未済額である。年度毎の収入未済状況は以下ようになり、平成 22 年度の収入未済は 82 件、823 千円となっており、収納率は約 81%となっている。

図表番号 3—8—8 各年度の収入未済の状況

(単位：件、千円)

年度等 (平成)	17 年度以前	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合計
件数	617	84	86	67	93	82	1,029
金額	4,896	730	768	879	995	823	9,091

(出所) 平成 22 年度定期監査 重点監査事項調書より作成。

(注) 収入未済とは、調定額の中の収入未済となった金額を示す。

(少数点以下四捨五入)

当該奨学金は 209 人に対し貸付総額 193,343 千円を貸し付けたもので、これまで 60,242 千円が返済され、平成 23 年 3 月 31 日現在まで生活苦等で返還免除となった 67,211 千円を除き、今後 56,799 千円が返済される予定である。

しかし、毎年 50 万円以上の収入未済が続くと、今後も未収金が膨らむおそれが存在する。

この状況は千葉県に限ったものではなく、他県においても同様で、特に兵庫県では平成 10

年度末現在で約 9 億円以上が滞納しているとされている。これに対し、兵庫県教育委員会では督促状を送るほか、2006 年以降債権管理の経験者を非常勤嘱託員として雇用して対応している。

一方指導課では、督促状を送付するほか担当職員が市町村と連携して回収に努めているとのことである。また、これまで不能欠損や時効の処理は行っていないとのことである。

しかし、教育支援が目的として貸し付けた債権を教育委員会自らが強制的な回収を行うことには、組織的または業務スキルのには困難が伴い、限界があると考えられる。むしろ外部のサービサーに回収委託をすることや、知事部局特に税務の徴収管理部門の援助をあおぎ、私債権の回収手続に従い回収を進めることも代替手段として検討すべきである。

また、本制度は生活苦等返済が困難な者に対しては返還免除の制度を設けていることから、長期に渡って滞納している者については、簡易裁判所を利用した支払督促等回収方法の多様化についても検討すべき時期に来ていると考えられる。

7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) スクールカウンセラーの配置状況のさらなる改善について

ア スクールカウンセラーについて（文部科学省 HP より）

(ア) スクールカウンセラーの意義

スクールカウンセラーは、「心の専門家」として学校に配置されている。背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要性が生じてきたことによる。

(イ) スクールカウンセラー設置の効果

「児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり（報告）」（平成 19 年 7 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議）によれば、スクールカウンセラー設置の効果として以下の内容が報告されている。

- ・文部科学省が毎年行っている調査では、「不登校児童生徒が相談、指導、治療を受けた機関等」としては、小・中学校ともに「スクールカウンセラー」であるとの回答が最も多かった。
- ・また、上記の調査によれば、「不登校児童生徒への指導の結果、登校するようになった児童生徒に特に効果があった学校の措置」という項目のなかで、「学校内での指導の改善工夫」として最も効果があったものは「スクールカウンセラー等が専門的指導にあたった」ことであると回答した学校が最も多かった。
- ・スクールカウンセラーを派遣した学校の暴力行為、不登校、いじめの発生状況は、全国における発生状況より改善されている状況が報告されている。
- ・児童生徒の不登校や問題行動等への対応のみならず、自然災害や事件・事故等の被害にあった児童生徒に対する緊急時の心のケアなどに果たす役割や期待も極めて大きい。

・いじめ自殺の対応においても、スクールカウンセラーの存在は不可欠とされている。

以上の通り、スクールカウンセラーの設置は、全国的に見て現状児童生徒の心理面のケアに効果を上げているといえる。

イ 千葉県におけるスクールカウンセラー等配置事業の概要

千葉県教育委員会では、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助にあたり、学校における教育相談体制の充実・強化を図るとともに、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するため、臨床心理士等の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置している。（千葉県 HP より）

平成 23 年 10 月 3 日現在の配置状況は以下の通りである。

図表番号 3—8—9 スクールカウンセラーの配置状況

区分	配置校数
小学校	—
中学校	325
高等学校	70
教育事務所等	6

（出所）千葉県 HP より作成

上記の通り、小学校への設置はない。中学校については、千葉県内の全校に設置されている。高等学校については、千葉県内の県立及び市立高等学校の合計 146 校のうちの半数弱の学校に設置されていることになる。

ウ 千葉県における児童生徒の問題行動等の現状（「『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の概要(千葉県速報値)」平成 18 年度～平成 22 年度 より）

（ア）児童生徒の問題行動等の推移

千葉県における児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の状況は、以下の通りである。

a 暴力行為

小学校、中学校及び高等学校の各々における、暴力行為の件数の推移は以下の通りである。いずれも、学校内の暴力行為については、平成 21 年度から平成 22 年度の比較では、件数は増加している。平成 18 年度と平成 22 年度の比較では、小学校及び中学校では件数は増加している一方、高等学校は若干減少している。

図表番号 3—8—10 暴力行為の件数の推移

校種別	小学校		中学校		高等学校	
	学校内	学校外	学校内	学校外	学校内	学校外
平成 18 年度	120	8	886	112	268	31
平成 19 年度	213	12	1,738	169	259	33
平成 20 年度	288	42	2,309	151	279	31
平成 21 年度	439	16	2,033	211	248	35
平成 22 年度	508	13	2,149	200	263	47

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

b いじめ

小学校、中学校及び高等学校の各々における、いじめの件数の推移は以下の通りである。これによると学校内のいじめについては、平成 18 年度と平成 22 年度の比較では、中学校では件数は増加している一方、小学校及び高等学校は減少しているが、平成 21 年度から平成 22 年度の比較では、いずれも件数は急激に増加している。

図表番号 3—8—11 いじめの件数の推移

校種別	小学校	中学校	高等学校
平成 18 年度	4,671	3,745	171
平成 19 年度	5,103	3,970	141
平成 20 年度	3,646	3,244	145
平成 21 年度	3,570	2,997	93
平成 22 年度	4,239	3,931	158

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

c 不登校

小学校及び中学校における、不登校生徒数の推移は以下の通りである。小学校については、平成 21 年度以降不登校生徒数は増加傾向にある。一方、中学校については、平成 19 年度において人数が増加したものの、以後については減少し、平成 22 年度においては平成 18 年度を下回っている。

図表番号 3—8—12 不登校生徒数の推移

校種別	小学校(人)	中学校(人)
平成 18 年度	821	4,190
平成 19 年度	819	4,363
平成 20 年度	811	4,340
平成 21 年度	852	4,247
平成 22 年度	871	4,182

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

d 長期欠席

高等学校における長期欠席の状況等の推移は以下の通りである。長期欠席全体及び不登校については、全体としては平成 19 年度以降減少傾向にあるが、平成 21 年度から平成 22 年度については増加している。

図表番号 3—8—13 高等学校における長期欠席等の状況の推移

内容	不登校	病気・経済的その他	長期欠席合計
平成 18 年度	2,873	1,870	4,743
平成 19 年度	3,195	1,632	4,827
平成 20 年度	2,851	1,672	4,523
平成 21 年度	2,376	1,238	3,614
平成 22 年度	2,506	1,178	3,684

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

(イ) 不登校等の原因について

不登校となったきっかけと考えられる状況については、平成 22 年度においては以下の通りである。なお、当該調査は複数回答可としているため、人数の合計は不登校児童生徒数とは一致しない。

小学校、中学校及び高等学校の全てにおいて、不登校のきっかけと考えられる状況は本人

の問題に起因するものが半分以上を占めている。その中でも、最も多い原因は無気力であり、小学校から中学校、高等学校に上がるについて、その割合は上昇している。

図表番号 3-8-14 不登校のきっかけと考えられる状況

区分	小学校		中学校		高等学校	
	総数(人)	割合	総数(人)	割合	総数(人)	割合
学校生活に起因	208	17.3%	1,463	28.2%	452	22.7%
家庭生活に起因	239	19.8%	666	12.8%	187	9.4%
本人の問題に起因	676	56.1%	2,890	55.7%	1,277	64.1%
上記のうち						
病気による欠席	136	11.3%	339	6.5%	82	4.1%
あそび・非行	4	0.3%	426	8.2%	227	11.4%
無気力	182	15.1%	922	17.8%	632	31.7%
不安などの情緒的混乱	222	18.4%	727	14.0%	195	9.8%
その他	57	4.7%	96	1.9%	14	0.7%
不明	25	2.1%	72	1.4%	61	3.1%
合計	1,205	100%	5,187	100%	1,991	100%

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

エ 高等学校の設置校の増加、及び小学校への配置を検討すべきことについて

各種の問題行動については、中学校における件数及び人数が小学校及び高等学校と比較して非常に多くなっている。上記からすれば、中学校について重点的にスクールカウンセラーを配置することは合理的であるといえる。

一方で、小学校及び高等学校についても、無視できない状況にあることも確かである。アに記載の通り、全国的に見て、スクールカウンセラーを派遣した学校の暴力行為、不登校、いじめの発生状況は、全国における発生状況より改善されている状況が報告されている。スクールカウンセラーの小学校への配置、及び高等学校への配置の拡大について、積極的に検討すべきである。

例えば、不登校の原因については、本人に起因する場合が半数以上を占めており、その中でも心理的な原因によると考えられる場合が多いと考えられる。当該状況からすれば、問題行動等の改善のために、心の専門家たるスクールカウンセラーによる児童・生徒の心理面のケアは非常に重要であると考えられる。

特に、小学校へのスクールカウンセラーの設置については、全国的にも取り組みとしては中学校より遅れている状況であることは確かである。しかし、暴力行為の件数の急増をはじめとして、設置が強く求められる状況にあり、積極的な取り組みが求められる。

(2) 教育の IT 化について

以下においては、指導課に対する不備事項の指摘ではなく、標記に対する情報提供を行うことにより、もって今後の教育行政の一助となることを期待して記載するものである。

ア IT 戦略における政府の政策動向

高度情報通信ネットワーク社会の形成のため、政府は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」（平成 12 年 11 月 29 日、内閣官房）を制定し、当該法律に従い高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、「IT 戦略本部」と言う。）を設立している。IT 戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のための基本方針等を示し、当該方針等に従い、各省庁等は個別の政策を実施している。

IT 戦略本部は、平成 23 年 8 月 3 日「電子行政推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」と言う。）を公表した。これは政府のこれまでの取組の反省の上に立ち、電子行政に関する基本的姿勢を転換させ、利用者の視点に立った業務プロセスや制度・業務自体の見直し、行政機関間の情報連携の徹底等により、理念のみでなく、国民がその成果を実感できるようにしてゆく必要性に基づいたものである。

基本方針は、過去の電子行政の問題点を分析し、目指すべき電子行政の姿を明らかにし、重要施策の推進として 5 つの事項を示している。³

基本方針を受けて、同日「新たな情報通信技術戦略 工程表」（以下、「工程表」と言う。）が改訂されている。本稿においては、当該工程表のうち教育分野に関する事項について紹介する。

イ 教育分野の取組

工程表において、教育分野に関する事項は「教育分野の取組」としてまとめられており、以下に示すように 2010 年度の取組実績と今後の取組に分けて記載されている。

(ア) 2010 年度の取組実績

2010 年度の実績については、図表番号 3-8-15 のようになる。

³ 5 つの事項とは、「政府による IT ガバナンスの確立・強化」「国民 ID 制度・企業コード等」「行政サービスのオンライン利用」「行政サービスのアクセス向上」及び「オープンガバメント」である。

図表番号 3-8-15 各省庁の取組実績（2010 年度）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
I 学校教育の情報化	<p>「学校教育の情報化に関する懇談会」における議論等を踏まえ、学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン」を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の外国語活動、国語、算数のデジタル教材を開発。 ・ カリキュラム・マネジメント指導者養成研修において ICT を活用した授業の改善等についての研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 10 校の公立小学校を対象に、情報通信技術を用いた授業を実施し、実証研究等を行う「フューチャースクール推進事業」を実施し、教育分野における ICT 利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン（手引書）を策定・公開。 	/
（普及・啓発活動の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座を実施。 ・ 子どもを取り巻くインターネットのトラブル事例の調査などメディアリテラシー向上のための調査研究を実施し、成果を公開。 	
II デジタルデバインド ⁴ の是正・リテラシー教育 ⁵ の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における ICT を活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等を開発、Web 上に公開。 	/

（出所）工程表より作成。

⁴ パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせるものと使いこなせない者との間に生じる待遇や貧困、機会の格差を言う。

⁵ 文部省（当時）の臨時教育審議会第 2 次答申（1986 年）において、「情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的資質」と定義されている。

(イ) 今後の取組

今後の取組については、以下に示すように、短期（2011年度）、中期（2012年度～2013年度）、長期（2014年度～2020年度）に分けて、各省庁の戦略が示されている。

① 短期（2011年度）

図表番号 3-8-16 各省庁の取組実績（短期）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
I 学校教育の情報化	<p>上記「教育の情報化ビジョン」を踏まえ、モデル事業等により総合的に実証研究。</p> <p>① モデル事業等による実証研究。</p> <p>② デジタル教材を活用した指導方法の研究・開発の推進。</p> <p>③ デジタル教科書（教科書準拠型デジタル教材）・教材やデジタル機器を活用した授業の実施。</p> <p>④ 教育の情報化に関する総合的、継続的な調査研究及び推進を行う基盤の確保に向けた検討。</p> <p>⑤ デジタル教科書・教材の教育効果、書籍一般の電子書籍化の動向等も踏まえつつ、教科書・教材の電子書籍化、マルチメディア化について制度改正も含め検討・推進。</p> <p>⑥ すべての学校に校務支援システム（児童生徒の学習履歴・評価の管理、教材・指導案作成などの教務支援、学校・家庭・地域の情報共有、家庭・地域における学習支援等を含む）を普及。</p>	<p>・文部科学省と連携して、情報通信技術を用いた授業を実践し、実証研究等を行う「フューチャースクール推進事業」を実施。</p> <p>・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進。</p> <p>・情報モラル教育等調査研究等の実施。</p> <p>・普及・啓発活動の実施。</p>	<p>普及・啓発活動の実施。</p>

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
	⑦ 教職課程における情報通信技術活用指導力の養成（教員の資質能力の向上方策の検討の中で議論）、現職教員研修体制の確立（すべての教員が情報通信技術を活用して指導できるようにし、地域間格差の解消）。 ⑧ 学習指導要領の円滑な実施。（その他）・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進。・情報モラル教育等調査研究等の実施。・普及・啓発活動の実施。・ICT支援員の配置促進。		
Ⅱ デジタルデバインドの是正・リテラシー教育の充実	・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。	・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。	

（出所）工程表より作成。

② 中期（2012年度～2013年度）

図表番号 3-8-17 各省庁の取組実績（中期）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
Ⅰ 学校教育の情報化	モデル事業による実証研究等の成果や、教員の指導力向上等の情報通信技術活用に係る実態を踏まえつつ、21世紀にふさわしい学校教育を本格展開するための制度の整備を行う。	・文部科学省と連携して、情報通信技術を用いた授業を実践し、実証研究等を行う「フューチャースクール推進事業」を実施。 ・校内LAN整備及び超	・普及・啓発活動の実施（継続）。 ・調査研究等を踏まえたさらなる普及・啓発活

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「教育の情報化ビジョン」を踏まえ、2011年度の①～⑧を引き続き実施。 ・ICT支援員の配置促進(継続)。 <p>(2013年度～)</p> <p>①安全安心な環境のもと、児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進。</p> <p>②情報化に対応した学習指導要領の改訂の検討を開始。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進(継続)。 ・情報モラル教育等調査研究等の実施(継続)。 ・普及・啓発活動の実施(継続)。 ・調査研究等を踏まえたさらなる普及・啓発活動の実施。 	<p>高速インターネット接続等の環境整備の推進(継続)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育等調査研究等の実施(継続)。 ・普及・啓発活動の実施(継続)。 ・調査研究等を踏まえたさらなる普及・啓発活動の実施。 	<p>動の実施。</p>
Ⅱ デジタルデバイドの是正・リテラシー教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。 <p>(継続)</p>	/

(出所) 工程表より作成。

③ 長期（2014年度～2020年度）

図表番号 3-8-18 各省庁の取組実績（長期）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
I 学校教育の情報化	<p>上記「教育の情報化ビジョン（仮称）」を踏まえ、2011年度の⑤～⑧、2013年度からの①～②を引き続き実施。</p> <p>・ICT支援員の配置促進（継続）。</p> <p>・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進（継続）。</p> <p>・情報モラル教育等調査研究等を踏まえた情報モラル教育等のさらなる普及・啓発活動の実施（継続）。</p>	<p>・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進（継続）。</p> <p>・情報モラル教育等調査研究等を踏まえた情報モラル教育等のさらなる普及・啓発活動の実施（継続）。</p>	<p>・情報モラル教育等調査研究等を踏まえた情報モラル教育等のさらなる普及・啓発活動の実施（継続）。</p>

（出所）工程表より作成。

ウ 提案事項

上記工程表から文部科学省は「教育の情報化ビジョン」を基にして、今後の教育分野のIT化が進められていくことがわかる。

この中で、特に本稿では、貴県におけるe-ラーニングの導入について述べてみたい。

教育委員会では、教職員に対し毎年多くの研修が設定されている。長期にわたる研修の場合には、研修費用だけではなく、宿泊費、旅費、さらには業務の代替要員の確保等多くの費用を費やすことになる。これらの研修の中では、対面や参加者の議論を通じて効果を上げるものもあれば、単に一方的講義や試験等が義務付けられるものもある。

e-ラーニングの導入のターゲットとなるのは、主に後者の領域であり、当該システム導入により、教職員は空いた時間を利用して各職場にいたままで研修を受講することができることから従来の研修に比較して費用面、時間面で効率的である。また、委託業者を利用すれば、教育委員会側は受講用のパソコン及び通信機能があればよいだけで、ハード面での負担は少ない。

そして、まずは当該制度を教職員の研修の一部に導入することにより、教職員のリテラシーの向上を図り、そのスキルを利用して児童生徒へのe-ラーニングによる教育導入の足がかりを作ることができる。

その後に児童生徒へ e-ラーニング教育を実験的に導入することで、文部科学省の目指す方向との足並みをそろえることが可能となる。

教職員への e-ラーニング研修の導入は以下のような順に進められると想定される。

- ① 検討会の発足（教職員に対する e-ラーニングの体験を含む）
- ② 導入環境調査
- ③ モデル事業の実施
- ④ 導入環境整備、外部委託契約
- ⑤ 対象とする研修の選定と当該研修の e-ラーニング化
- ⑥ 本格導入

上記スケジュールはあくまで一つの案であるが、今後の教育の情報化に際して有用な事業の一つになると考えられることから、検討されたい。

第9 特別支援教育課（一般会計）

1 所掌事務の概要

特別支援教育課の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 県立特別支援学校における教育内容充実のための調査及び企画に関すること。
(学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く。第2号、第3号、第7号及び第8号において同じ。)
- (2) 県立特別支援学校及び公立小中学校特別支援学級等の教育課程及び学習指導に関すること。
- (3) 県立特別支援学校の教育職員に対する学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。
- (4) 県立特別支援学校における学校評価の総合調整に関すること。
- (5) 県立特別支援学校への就学に関すること。
- (6) 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 県立特別支援学校の研究指定校等の指定及びその援助に関すること。
- (8) 学校における教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する学習指導に関すること。
- (9) 県立特別支援学校における生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (10) 県立特別支援学校における進路指導に係る指導及び助言に関すること。
- (11) 県立特別支援学校における情報教育に係る指導及び助言に関すること。
- (12) 県立特別支援学校における介護等体験の受け入れに関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要 その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

特別支援教育課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-9-1 職員の配置状況（平成22年7月1日現在）

(単位：人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	主任 指導主事	副主幹 (注1)	主査 (注2)	指導 主事	副主査 (注3)	計
事務職員	1	4	1	2	2	10	1	21

(出所) 「様式本2 職員配置状況」

(注1) 兼務2名（兼務元は県立学校改革推進課）

(注2) 内兼務1名（兼務元は財務施設課）

(注3) 平成22年12月から3月まで、兼務職員（兼務元は体育課）1名増員したため、当該期間の職員数合計は22名となった。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-9-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
国庫支出金	委託金	教育費 委託金 (注)	8,957	-	-	8,957	8,957	-	-
国庫支出金 計			8,957	-	-	8,957	8,957	-	-
合計			8,957	-	-	8,957	8,957	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注) 文部科学省からの特別支援教育総合推進事業の委託収入である。

4 歳出事務

特別支援教育課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、下記の事務事業の事業費の大部分(188 百万円のうち 137 百万円)は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-9-3 主な事務事業の執行状況(平成 22 年度)

(単位：千円)

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
特別支援学校振興費	1 特別支援教育費	第11款 教育費	86,448	79,506
	2 コンピュータ整備事業	第5項 特別支援学校費	45,921	45,620
	3 緊急雇用創出事業	第2目 特別支援学校振興費	55,471	51,267

(出所) 「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」より作成

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようなになる。

図表番号 3-9-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	特別支援 学校費	特別支援 学校振興費	報酬	54,252	△53,426	-	826
			共済費	10,523	△10,109	-	414
			賃金	41,616	△39,591	-	2,025
			報償費	10,738	△5,693	2,405	2,640
			旅費	6,535	△2,228	2,690	1,618
			需用費	13,341	△8,792	1,555	2,994
			役務費	1,012	△213	638	161
			委託料	2,967	-	2,707	260
			使用料及び賃借 料	46,656	△17,204	29,074	378
			償還金・利子及び 割引料	200	-	69	131
合 計				187,840	△137,255	39,138	11,447

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、特別支援教育課のみを抽出加工。なお、予算
流用については、報酬△39千円、共済費 39千円がなされている。

5 主な事務事業の状況

(1) 背景

千葉県においては、特別支援学校の対象となる児童生徒数の増加が著しく、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消が喫緊の課題となっている。

このように対象児童生徒数が増加している背景としては、障害のある児童生徒自身が増加しているというよりも、他県の状況と同様に、以下に示す特別支援学校に対する期待面が顕在化していると分析されている⁶。

① 特別支援教育に関する理解の浸透

発達障害も含めた障害のある幼児児童生徒やその保護者に、より適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に関する理解が浸透してきていること。

② 特別支援学校の専門性への評価や期待の高まり

これまで実施してきた専門的取組や成果が、児童生徒やその保護者に評価され、その期待が高まってきたこと。

⁶ 「県立特別支援学校整備計画」(平成23年3月、千葉県教育委員会)による。

千葉県における公立特別支援学校児童生徒の増加数は平成12年度から平成22年度実績で1,521人増加（約1.4倍）しており、この中で聾、盲、病弱の生徒がほぼ横ばいないし微減であるのに対し、肢体不自由児童79人と微増、知的障害児童においては1,520人（1.56倍）と大幅に増加している。

このような期待の高まりに対し、これまで千葉県は以下の施策で取り組んできた。

① 千葉県特別支援教育推進基本計画（平成19年3月策定、千葉県教育委員会）

計画期間平成19年度から28年度の総合的基本計画。

これによれば、今後の特別支援学校の新たな機能の構築として、特別支援学校の配置・整備を挙げており、具体的には以下の施策が示されている。

- 児童生徒増による過密化、長時間通学の解消に向けた対応については、小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等を設置する等により対応。
- 特別支援学校の配置・整備については、従前の各盲・聾・養護学校の障害に応じた教育の専門性を生かしながら、新たな役割を担う「全県型」、「地域型」の学校配置を行う。寄宿舎については、その教育的支援の在り方について検討する。
- 幼児児童生徒の通学時間の負担を考慮し、自分の住んでいる地域で障害に応じた適切な指導と必要な支援が受けられるよう、段階的に条件整備を進める。

（出所）「千葉県特別支援教育推進基本計画」（平成19年3月、千葉県教育委員会）

② 輝け！ちば元気プラン（平成22年4月策定、千葉県）

千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するための平成22年度から3年間で取り組む政策・施策。

これによれば、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワークの構築が示され、具体的には以下の施策が示されている。

- 特別支援学校分校・分教室の整備や、幼稚園、小・中学校、高等学校での校内支援体制の充実を図る。
- 校外からの支援体制の充実（地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムの整備等）を図るとともに、教育相談や研修等により特別支援学校が担う地域のセンター的機能の充実を図る。

（出所）「輝け！ちば元気プラン」（平成22年4月、千葉県）

- ③ みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン（平成 22 年 3 月策定、千葉県教育委員会）
10 年後を展望し、今後 5 年間に実施する重点的・計画的な取組を示したもの。計画期間は平成 22 年度から平成 26 年度。重点的に実施する取組としては、特別支援学校分校・分教室等の計画的な整備が示されている。
- ④ 県立特別支援学校整備計画（平成 23 年 3 月策定、千葉県教育委員会）
上記の計画を基にした具体的計画が示されている。

上記背景となる計画を基に、平成 22 年度の特別支援教育課の主な事務事業の状況は以下のとおりであった。

（2）心身障害児就学指導委員会の実施

「千葉県心身障害児就学指導委員会規則」（昭和 52 年 4 月 1 日、教育委員会規則第 4 号）により設置された心身障害児就学指導委員会において、調査員（特別支援学校の教員のうちから教育長が任命、任期は 1 年）が作成した就学指導の資料を基に、各委員が意見を述べるもの。

委員は、学識経験者、医師、教育職員及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する 25 名以内の委員で組織される（千葉県心身障害児就学指導委員会規則第 3 条）。なお、委員の任期は 2 年とされている。

平成 22 年度の千葉県心身障害児就学指導委員会は、計 4 回開催されており、委員会への各委員の出席状況は下記のとおりであった。

図表番号 3-9-5 委員会の概要と各委員の出席状況

開催日	概要	出席率	備考
10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 就学指導に関わる国の動向等について 今年度の就学指導委員会の運営方針（案）について 平成 21 年度及び平成 22 年度の就学状況について 事例報告（特別支援学校就学後の学習状況：八日市場特別支援学校、特別支援学校から中学校への転学後の学習状況：袖ヶ浦特別支援学校） 	83%	
1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度就学予定者についての報告及び審議 情報提供 	67%	代理 2 名含む
2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度就学予定者についての報告及び審議 	75%	
3 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度就学予定者についての報告及び審議 	83%	

（出所）千葉県心身障害児就学指導委員会出欠表より作成

（注）委員会は、学識経験者 4 名、医師 5 名、教育職員 6 名、行政職員 1 名から構成されている。
調査員は各学校の教諭 28 名である。

議事録によれば、当該委員会の主な趣旨は、各児童生徒の具体的な状況を調査員が報告し、その指導方法等について各委員の専門的見地から指導をすることであり、これと併せて就学に関する国の動向についての情報伝達を行う場であると考えられる。合計で 359 件の審議を実施したとのことである。

各予算の執行状況は以下のとおりであった。

図表番号 3-9-6 予算執行状況

(単位：円)

科目	最終予算額	執行額	執行残	備考
報償費	312,000	286,000	26,000	委員分
旅費	304,000	241,750	62,250	委員分・調査員分
使用料及び賃借料	24,000	-	24,000	
合計	640,000	527,750	112,250	

(出所) 特別支援教育課 資料より作成。

(注) 報償費、旅費の執行残については、委員の欠席にかかるものであり、使用料及び賃借料の執行残については、外部の会場を利用せざるを得ない場合の予備的予算であった。

(3) 委嘱講師の派遣

特別支援学校において、専門的知識・技能を要する職業指導の充実を図るため、外部講師を委嘱した(21校、39名)。

(4) 県立特別支援学校修学旅行等安全対策事業

医療的ケアを必要とする重度・重複障害児等が参加する修学旅行等について医師及び看護師を派遣し、児童生徒の健康・安全の確保を図った(17校、54名)。

(5) 特別支援アドバイザー事業

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援のため、要請に応じてアドバイザーを派遣。従来の「巡回指導職員」「巡回サポーター」を発展的に統合した制度である。

教員免許または臨床心理士等の資格を有する者を雇用し、4月、8月は各教育事務所に勤務し、5月から7月、9月から3月の派遣期間は、幼稚園、小・中学校、高等学校等に派遣した。

週 29 時間勤務者の報酬は月額 242,000 円、週 20 時間勤務者の報酬は月額 161,000 円であった。配置人数は 19 名(派遣校数：761 校、派遣回数 793 回)

(6) 社会人ボランティア養成・派遣事業

平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、「特定非営利活動法人 教育 N P O ちば」に委託

(年間委託料 957,400 円) し、特別支援教育に関する専門性のある社会人ボランティアを養成し、必要な学校に派遣したり、市町村教育委員会に紹介する事業。

ボランティアは、養成講座の受講(1日)と県立特別支援学校における実習(5日間)を経て認定される仕組みとなっている。

平成20年12月から平成22年9月までに計6回のボランティア養成講座を開催している。特別支援教育社会人ボランティア養成講座の受講者数及び認定数は下記のとおりである。

図表番号 3-9-7 ボランティア養成講座受講者数及び認定数 (平成23年3月31日現在)

(単位:人)

		知的障害・情緒障害・発達障害		視覚障害		聴覚障害		肢体不自由 病弱・虚弱		合計	
		受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数
平成20年度	第1回	11	7							11	7
	第2回	50	24							50	24
平成21年度	第1回	58	21	4	3	8	4	8	1	78	29
	第2回	38	12	2		4	1	6	3	50	16
平成22年度	第1回	60	58	10	6	9	4	14	8	93	76
	第2回	55	33	5	5	7	1	13	8	80	47
合計		272	155	21	14	28	10	41	20	362	199

(出所) 特別支援教育課作成資料

(注) 認定率 55%

なお、平成23年度以降は、認定した特別支援教育社会人ボランティアの名簿を各市町村教育委員会、県立学校等へ提供し活用を図っている。

(7) 特別支援教育コーディネーター研修

小・中・高・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、校内支援体制等の重要な役割を担う職員を養成する研修を実施した(受講者56名、研修回数5日間)

(8) コンピュータ整備事業

学習指導要領の各教科等ねらいに即した情報教育の推進を図るため、特別支援学校に教育用コンピュータの整備を行った(新規整備校数:4校、更新整備校数12校、継続整備校数17校)

(9) 緊急雇用創出事業

特別支援学校教材教具等作成支援事業として、特別支援学校において教材教具等を作成する日々雇用職員を配置した(配置人数:83名、配置校数29校)

6 包括外部監査の結果

(1) 備品管理について

千葉県財務規則によれば、管理対象となる物品等については品目毎に千葉県財務規則第116号様式に定められる手書の備品出納簿を作成し、管理を行うこととなっている。

特別支援教育課の備品出納簿を確認したところ、大部分の物品については、受入が平成21年12月25日もしくは平成22年4月1日となっていた。摘要の記載には、「H21 経理調査により判明」「取得日不明」といった記載がなされていた。理由を確認したところ、平成21年12月25日取得日については、平成21年度の経理調査より以前に同課で購入した物品であることが判明し、調査日であった平成21年12月25日に備品出納簿に記載したためであった。また、平成22年4月1日取得日については、平成22年4月1日に課内にある備品を備品出納簿と照合した結果、公印、書庫、ロッカー引き違い書庫等の備品出納簿に記載がなく、取得日が判明しない備品があったため、同日付で備品出納簿に記載したためとのことであった。

以上から、同課では長年、備品購入時に備品出納簿への記載を行う行為及び現物確認すべき行為をいずれも怠っていたのであり、今後は規則に従った備品管理を実施すべきである。

また、平成22年4月1日に取得日不明として受入記載のあるビデオデッキ（日立 VF-2（2000年製））については、平成22年9月3日付けでの不用決定がなされている。10年以上経過していると思われるビデオデッキであり、平成22年4月1日時点では使用可能であったが、平成22年8月10日に故障したため不用決定をし廃棄したとのことである。

上記を含め、近時は備品出納簿への記載漏れはないとのことであるが、過去に取得したものであっても、購入資料等からできる限り取得日を記載すべきであり、今後も使用不可や廃棄対象となった備品の不用決定手続も規則に従って適時に実施することが必要である。

7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 千葉県心身障害児就学指導委員会への委員の出席状況について

千葉県心身障害児就学指導委員会においては、職員たる調査員は全員が全て出席しているが、図表番号3-9-5に示すように委員の出席率はそれほど高くはない。

特に教育職員の委員1名については初回の1回のみ参加となっている。委員会の趣旨からすれば教育職員（校長）は組織の長として当該指導の現場責任者として重要な地位を占める。特に3回目、4回目は具体的事例を取り上げており委員会の中でも重要な部分と言える。

ほとんど出席ができないのであれば、任命を取り消す等の措置も考える必要がある。

また、より多くの出席者により議論が行われるように、開催時間帯に関しての検討を行うことも有効であると考えられる。

(2) 特別支援教育社会人ボランティアについて

特別支援教育社会人ボランティア養成講座の受講者のうち、実習を経て社会人ボランティアに認定されたもののみが名簿に登録されるが、その認定率は図表番号 3-9-7 に示すように約 55%である。

これについて、特別支援教育社会人ボランティアの在住市町村別の内訳を示すと図表番号 3-9-8 のようになる。

特別支援教育社会人ボランティア認定者に地域的なばらつきがあり、千葉市や船橋市の認定者が多い一方で、館山市や流山市等の県立特別支援学校所在地のある市町村では登録者が無い地域もある。

このような特別支援教育社会人ボランティア認定者が大きく偏っている要因の一つとして、地域的にボランティア養成講座への参加が困難であった可能性がある。社会人ボランティア養成講座は 3 年間年 2 回千葉市にある千葉県総合教育センターで実施された。ボランティア養成講座の開催にあたっては、第 1 回と第 2 回の開催地を同一とせず、地域を分けて実施する等の方法を採用することも有効であったのではないかと考える。

また、特別支援教育社会人ボランティア認定率が約 55%と低い点について、5 日間の実習という要件が厳しいのではないかと考える。

特別支援学校においては教職員の補助等の人手を必要としており、ボランティアのニーズはあると推察される。また、ボランティアを積極的に受け入れることは、学校と地域のつながりを深めることにつながるのではないかと考えられる。要件を緩和し、意欲あるボランティアを活用することは有効ではないかと考える。

図表番号 3-9-8 特別支援教育社会人ボランティアの在住市町村（平成 23 年 3 月 31 日現在）

合計・延べ人数 在住市町村	専門分野（単位：人）				総数 （単位：人）
	肢体・病弱	視覚	発達・知的	聴覚	
いすみ市	1		2		3
印西市			2		2
印旛村			1		1
栄町			2		2
鎌ヶ谷市			4	1	5
鴨川市			2		2
佐倉市		1	7		8
四街道市	1	2	3		6
市原市			12		12
市川市	2		8		10
習志野市	1	1	3		5
松戸市	3		5	1	9

合計・延べ人数	専門分野（単位：人）				総数
在住市町村	肢体・病弱	視覚	発達・知的	聴覚	（単位：人）
成田市	1		4		5
千葉市	4	6	25	5	40
船橋市	2	1	20		23
匝瑳市			2		2
大網白里町			2		2
柏市			5		5
白井市			14	1	15
八千代市	2	1	8		11
流山市			3	1	4
富里市	1		2		3
南房総市			1		1
茂原市			4	1	5
我孫子市			2		2
東金市			1		1
木更津市	2	1	3		6
九十九里町			1		1
八街市			1		1
山武市		1			1
多古町			1		1
君津市			2		2
鋸南町			1		1
香取市			2		2
総計	20	14	155	10	199

（出所）特別支援教育課作成資料

第10 教職員課（一般会計）

1 所掌業務の概要

（1）事務の概要

教職員課は、学校運営及び児童生徒の就学等についての指導・助言、教員の免許事務、教職員の人事や採用選考を行う組織である。

教職員課の分掌事務の概況は、以下のとおりである。

- （1）公立義務教育諸学校等（公立幼稚園を含む。）の設置、廃止、名称及び位置の変更に関する認可又は届出の受理に関する事。
- （2）県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制に関する事。
- （3）県立学校及び公立義務教育諸学校等の学級編制に関する事。
- （4）県立学校の管理運営に関する事。
- （5）市立高等学校及び公立義務教育諸学校等の管理運営の指導及び助言に関する事。
- （6）学齢児童生徒の就学及び管理の一般的事項についての指導に関する事。
- （7）県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の定数に関する事。
- （8）県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務、勤務成績の評定、人事記録その他の人事に関する事。
- （9）県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する事（給与に関するもの及び他の課の所掌に属するものをのぞく。）
- （10）県立学校及び公立義務教育諸学校等の校長及び教員の選考に関する事。
- （11）教員の免許状に関する事（特別支援教育課及び教育事務所において所掌するものを除く。）
- （12）公立義務教育諸学校等の事務職員の研修に関する事。
- （13）生徒に対する旅客運賃割引証に関する事。

（出所）所掌事務事業の概要

2 職員配置状況

教職員課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-10-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	職別	課長	副課長	主任	主査	管理主事	副主査	主任主事	主事	計
	副参事 副技監	副局長 主幹	管理主事				主任技師	技師		
事務職員	1	6	4	1	27	2	1	2	44	

（出所）「様式本 2 職員配置状況」

（注）その他年度更新の嘱託が 6 名いる。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-10-2 歳入額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
諸収入	雑入	雑入 (注 1)	1	-	△1	-	1	-	△1	-
		雑入 (注 2)	614	△78	1	537	536	-	1	-
諸収入 計			614	△78	-	537	537	-	-	-
合計			614	△78	-	537	537	-	-	-

（出所）千葉県から入手した歳入データを基に作成。

（注 1）科目コードの誤りにより修正したもの。

（注 2）雇用保険の本人負担分の入金及び扶養・通勤手当の過年度戻入。

4 歳出事務

（1）予算執行状況の概要

教職員課の所管する主要な事業の支出の状況は、以下のとおりである。なお、事業費のうち、教職員人事費の管理指導費の大部分、高等学校総務費の教職員費及び特別支援学校振興費の人事管理費の全額については、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-10-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

区 分		事業実施状況	予算現額	支出済額		
款 項 目	事 業 名					
第 1 1 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 5 目 教職員人事費	運営費	学校管理費	合計 870,823	834,076		
		人事管理費		678,440		
		教職員選考費		16,343		
		計		38,125		
		うちかい執行分		0		
		管理指導費		初任者研修に係る非常勤講師配置事業	計 832,698	192,043
				妊娠教員補助のための非常勤講師配置事業		90,701
				きめ細かな指導のための非常勤講師配置事業		408,409
				その他		106,190
				うちかい執行分		797,343
うちかい執行分	678,440					
第 1 1 款 教育費 第 4 項 高等学校費 第 1 目 高等学校総務費	非常勤講師 配置事業	非常勤講師配置事業	合計 1,035,370	993,295		
		初任者研修に係る非常勤講師		993,295		
		計		500,000		
		うちかい執行分		469,390		
		うちかい執行分		469,390		
	単純労務 委託等事業	単純労務職員退職不補充事業	計 535,370	520,711		
		その他		3,194		
		計		535,370		
		うちかい執行分		523,905		
		うちかい執行分		523,905		
第 1 1 款 教育費 第 5 項特別支援学校費 第 2 目 特別支援学校振興費	人事管理費	非常勤講師配置事業	合計 842,606	835,053		
		単純労務職員退職不補充事業		835,053		
		その他		225,441		
		計		842,606		
		うちかい執行分		835,053		
		うちかい執行分		835,053		

（出所）「様式本 7 支出状況調」より作成

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-10-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	教育 総務費	教職員 人事費	報酬	776,444	△642,132	102,448	31,864
			共済費	46,826	△35,996	8,678	2,152
			賃金	674	-	271	403
			報償費	5,004	-	4,467	537
			旅費	4,244	△312	3,678	254
			需用費	8,699	-	7,819	880
			役務費	2,857	-	2,485	372
			委託費(注1)	8,602	-	8,529	73
			使用料及び賃借料	1,687	-	1,537	150
			負担金・補助及び交付金(注2)	15,762	-	15,701	61
			補償・補填及び賠償金	24	-	23	0
		教職員人事費 計			870,823	△678,440	155,637
	高等学校 費	高等学校 総務費	報酬	531,746	△502,887	-	28,859
			共済費	31,614	△29,200	-	2,414
			賃金	73,517	△71,571	-	1,946
			役務費	420	△342	-	78
			委託料	398,073	△389,295	-	8,778
		高等学校総務費 計			1,035,370	△993,295	-
	特別支援 学校費	特別支援学 校振興費	報酬	597,785	△593,770	-	4,015
			共済費	86,002	△84,936	-	1,066
			賃金	56,567	△54,589	-	1,978
			委託料	102,252	△101,758	-	494
		特別支援学校振興費 計			842,606	△835,053	-
合 計				2,748,799	△2,506,788	155,637	86,375

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、教職員課のみを抽出加工。

(注1) 非常勤職員社会保険等事務手続業務委託 4,291千円、平成23年度公立学校教員採用候補者選考に係る電算処理等に係る業務委託 1,832千円、公立学校教員採用候補者選考(第2次選考)適性検査及び寄宿舍指導員採用候補者選考適性検査業務委託 2,181千円、小中学校定数プログラムに係るプログラムの修正業務委託 226千円。

(注2) 全国都道府県教育委員会連合会に対する都道府県立学校管理者賠償責任保険料分担金 8,508千円、(財)地方自治情報センターに対する教員免許システムの管理運営負担金 7,193千円。

(2) 令達の手続

かい執行機関への令達事務は以下により実施されている。なお、人件費については、令達申請額は各所属において以下のように算定していた。

- ① 辞令等に記載されている雇用期間、報酬等の単価・週当たりの時間数等の発令内容により報酬等の額を算定。
- ② 要綱に従い通勤手当相当額を算定。

ア 年度当初令達（全所属対象）

(ア) 県立学校

平成 22 年 2 月 17 日付けで各学校へ依頼し、3 月 12 日締め切りで令達申請書を教職員課が受領。各学校は、配置予定の非常勤講師等の年間所要額を積算して申請。教職員課は、令達申請書に基づいて 4 月 1 日付けで令達処理。

(イ) 教育事務所・小中学校分

教職員課が、前年度の年間所要額見込みの 70%の額を 4 月 1 日付けで令達処理。

イ 年度途中（該当所属のみ）

(ア) 県立学校

新規採用者の発生等の理由により所要額に過不足が生じる見込みがあると、随時各学校から教職員課に令達申請額を提出する。これは各月 5 日までに申請し、教職員課は当月 10 日付けで令達処理。

(イ) 教育事務所

各月の支出額を末日までに教職員課あてに報告（「執行状況の報告」）。所要額に不足が見込まれる場合には、（ア）と同様。

ウ 2 月補正予算用年間所要額調査（県立学校、教育事務所共通）

10 月 21 日付けで各所属へ依頼し、11 月 5 日締め切りにて年間支出見込額を教職員課に報告。

各所属では、配置済の非常勤講師等の支出済額及び支出見込額を算出し報告した。教職員課は、申請額に基づき過不足額を 11 月 10 日付け及び 12 月 10 日付けで令達処理。

エ 決算用年間所要額調査（全所属対象）

平成 23 年 2 月 21 日付けで各所属に依頼し、3 月 11 日締め切りで年間支出見込額を報告。各所属では、配置済の非常勤講師等の支出済額及び支出見込額を算出して報告した。教職員課は、申請額に基づき、過不足額を 3 月 25 日付けで令達処理。

その後、各所属の所要額に変更が生じた場合は、随時報告を受け、予算の引上げ処理を行った。

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の教職員課の主な事務事業の状況は以下のとおりである。

【教職員人事費】

(1) 運営事業

ア 教職員の確保

県立学校及び義務教育諸学校の平成 23 年度教員採用候補者選考を実施した。その内訳は以下のとおりである。全国平均倍率は 6.0 倍であり、平均を下回っている。

図表番号 3-10-5 採用試験結果

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	計
受験者数	2,238	4,275		413	307	7,233
新規採用者数	710 (104)	413 (57)	216	178 (7)	33 (3)	1,550 (171)
競争率	3.2 倍	6.8 倍		2.3 倍	9.3 倍	4.7 倍

(出所) 「平成 23 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」(文部科学省)による。
千葉県分も共同実施のため()内は千葉県分を記載。

イ 教職インターンシップ

小学校及び特別支援学校においての実践研修を体験する機会を提供した(派遣校数 474 校、派遣人数 572 人)。

ウ 教職員の配置

教職員定数の充実が主要事業の一つに掲げられている。教職員の定数は、「標準法に基づく定数」⁷ に「県単に基づく定数」⁸ を加えた定数となる。これによれば、平成 22 年度の状況は図表番号 3-10-6 のとおりであった。

⁷ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(学級数に基づく定数に加配定数を加える)及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(収容定数等による定数に加配定数を加える)に基づく定数を言う。これに基づく予算の一部は国庫補助金により負担される。

⁸ 「千葉県学校職員条例」に基づく定数で県単独の財源で負担される。

図表番号 3-10-6 教職員の定数

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	増減
標準法	40,450	40,670	+220
県単	616	591	△25
合計	41,066	41,261	+195

(出所) 県の資料による。

(注 1) 新規採用者 1,493 人、退職者 1,480 人、人事異動者 9,225 人（平成 23 年 3 月 31 日現在の対象職員数 33,427 人の 27.6%）

(注 2) 人事異動に対しては、「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立学校職員人事異動方針」に従い、「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立小中学校職員人事異動実施細目」「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立高等学校職員人事異動実施細目」「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立特別支援学校職員人事異動実施細目」を作成し、これに基づき実施をしている。

エ 教職員の任用及び証明事務

教職員の任用発令、人事カードの出力及び配布、退職教職員の前歴証明事務。

(任用発令件数 19,483 件、人事カード出力件数 81,643 件、前歴証明件数 359 件)

(2) 管理指導業務

ア 教育職員免許状の交付及び検定

図表番号 3-10-7 教員免許更新等の実績

業務	件数	手数料単価	収入 (円)
普通免許状の授与	7,628	3,300	25,172,400
臨時免許状の授与	713	1,700	1,212,100
免許状検定	1,337	1,700	2,272,900
特別免許状の授与	-	3,300	-
領域の追加	44	3,300	145,200
免許状書換え	406	870	353,220
免許状再交付	22	1,100	24,200
授与証明書交付	1,784	400	713,600
更新講習修了確認証明書交付	2,309	3,300	7,619,700
修了確認期限延期証明書交付	265	2,000	530,000
更新講習免除証明書交付	858	3,300	2,831,400
合計	15,366		40,874,720

(出所) 教育委員会提出資料による。

(注) 当該手数料は証紙により収入しており、証紙収入の調定額・収入済額は、証紙の売りさばきを行っている出納局の所管となることから、教職員課の収入とはなっていない。

しかし、歳出予算において教職員課の教職員人事費、教育総務課の事務局費に、当該手数料収入を特定財源として財源充当しており、教育委員会の財源となっている。

教育職員免許法に基づき、普通免許状・臨時免許状の授与、検定及び書換・再交付を行うものである。平成 21 年度から教員免許更新制が導入され、普通免許状及び特別免許状に 10 年間の有効期限が定められている。当該更新制度の実施に伴い、免許状を発行した各都道府県の免許管理者間でのオンライン化と過去データの統一化のために、平成 20 年度より（財）地方自治情報センターが教員免許管理システムを開発し、平成 21 年度より運用されている。当該実績は図表番号 3-10-7 のとおりであった。

イ 教職員の研修

(ア) 公立小・中学校等事務職員研修会

学校事務職員の資質能力の向上を図るための研修会を実施している。

- ・初任事務職員研修会：4 回実施 参加者のべ 147 人
- ・中堅事務職員研修会Ⅱ：1 回実施 参加者 30 人

(イ) 公立小・中学校管理運営研修会

学校の管理及び運営に関する諸問題について共通理解を深め、学校経営の円滑化を図るため、全副校長及び教頭の 3 分の 1 を対象に研修を実施した(5 会場で参加者 360 人)。

(ウ) 教職員の新しい人事評価に係る研修会

教職員の新しい人事評価制度は、「目標申告制度」と「業績評価制度」の 2 つの柱から構成されている。

「目標申告制度」は学校教育目標と関連させて、教職員自ら個人目標の設定や達成状況等の評価を行うものである。「業績評価制度」は、管理職が個々の教員の職務の遂行状況や達成状況等の評価を行うもので、この導入に伴い平成 23 年から従来の勤務評定は廃止されている。

上記の制度の導入計画は図表番号 3-10-8 のとおりである。

当該制度は導入されてまもないこと等により、当該制度の理解と円滑な運用、評価精度の向上を図るため全公立学校長等を対象に研修を実施した。(13 会場、参加者 2,886 人)

図表番号 3-10-8 新しい人事評価制度の導入スケジュール

年度	目標申告	管理職の業績評価	職員の業績評価
平成 17 年度	試行 1 年目	内容の検討	内容の検討
平成 18 年度	試行 2 年目	試行 1 年目	内容の検討
平成 19 年度	実施 1 年目	試行 2 年目	評価者研修 1 年目
平成 20 年度	実施 2 年目	試行 3 年目	評価者研修 2 年目
平成 21 年度	実施 3 年目	実施 1 年目	試行 1 年目
平成 22 年度	実施 4 年目	実施 2 年目	試行 2 年目
平成 23 年度	実施 5 年目	実施 3 年目	実施 1 年目

(出所) 教職員課資料による。

(エ) 免許法認定講習

「ア 教育職員免許状の交付及び検定」で示したように、教育職員免許法に基づき、上級免許や他教科免許、他校種免許等の取得に必要な単位を修得するための講習を現職教員対象に実施した。(27 講座、単位認定者 2,677 名)

ウ 非常勤講師等の配置 (千葉市を含む)

非常勤講師等の配置の状況は以下のとおりであった。

図表番号 3-10-9 非常勤講師等の配置状況

種類	概要	配置状況
初任者研修非常勤講師	小・中学校の研修対象者が円滑に研修を行うため。	373 校 のべ 430 人
中学校免許外教科担任 解消非常勤講師	免許外教科担任の解消を図るため。	96 校 のべ 190 人
きめ細かな指導のための 非常勤講師	専門的な技術・技能が要求される教科や観察実験などが重視される教科の指導の充実、指導困難な状況の学級に対して学級運営の改善、少人数指導の充実及び中学校少人数学級支援のため。	148 校 のべ 189 人
妊娠教員補助のための 非常勤講師	女性教諭の妊娠により、実技を伴う教科等の指導に支障が生じることに伴い、授業水準の維持及び母体の安全を確保するため。	242 校 のべ 338 人
休暇等補助のための 非常勤講師	中学校の教諭の療養休暇・看護休暇等の代替。	119 校 のべ 244 人
看護休暇・療養休暇者等 代替事務・栄養派遣職員	事務職員・栄養職員の看護休暇者・療養休暇者等の代替。	16 校 のべ 28 人

(出所) 教職員課の資料による。

エ 会議の開催

教職員のサービスの指導強化、学校運営の適正化のための県立学校長会議。（4回開催）

オ 委託料

委託料については、以下の4件の契約であった。

図表番号 3-10-10 委託料の内訳

(単位：千円)

件名	相手先	予定価格	契約金額	落札率	備考
非常勤職員社会保険等 事務手続業務委託	千葉県社会保険労務 士会	4,464	4,291	96.12%	2号随契
平成23年度公立学校教 職員採用候補者選考に 係る電算処理等に係る 業務委託	(株)プラムシックス	1,866	1,832	98.17%	2号随契 開発業者 システム保守 を含む
公立学校教員採用候補 者選考(第2次選考) 適性検査及び寄宿舍指 導員採用候補者選考適 性検査業務委託	(株)日本経営協会総合 研究所	2,229	2,181	97.84%	2号随契
小中学校定数プログラ ムに係るプログラムの 修正業務委託	(株)プラムシックス	226	226	100%	開発業者 1号随契
合計		8,785	8,529		

(出所) 教職員課資料より作成。

カ 負担金

負担金一覧は以下のとおりである。

- ・平成22年度都道府県立学校管理者賠償責任保険料分担金(相手先：全国都道府県教育委員会連合会会長)
- ・教員免許システムの管理運営負担金(相手先：財団法人地方自治情報センター)

【高等学校総務費】

全て、各学校に令達されているもので、その概要は以下のとおりである。

図表番号 3-10-11 高等学校への令達の概要

- | |
|------------------------------------|
| (1) 県立高等学校における非常勤講師等の配置 |
| ① 県立高等学校における非常勤講師の配置 (129校、のべ681人) |
| ② 県立高等学校における嘱託職員の配置 (20校、のべ56人) |
| (2) 県立高等学校における退職日々雇用職員の賃金等 |
| 退職単純労務職員の再雇用分 (注) (23校、のべ23人) |
| (3) 県立高等学校における日々雇用職員の賃金等 |
| 単純労務職員療休者等の補充分 (注) (5校、のべ5人) |
| (4) 県立学校における学校技能員業務委託 (99校、99業務) |

(出所) 教職員課の資料による。

(注) 県立学校の単純労務職員(学校技能員、学校農業技能員、調理員、介助員、運転手)については、正規職員退職後は新規採用を行わず、業務委託又は嘱託職員で対応している(業務委託は、学校技能員の一部と運転手に適用)。

- ・県立学校の単純労務職員が退職した場合、本人の申出により、退職日々雇用職員として、最長5年間雇用。
- ・単純労務職員の療養休暇等により職員が不足する場合は、日々雇用職員又は業務委託で対応。
- ・農場等を有する高等学校に対しては、週休日等の農場等の管理のための嘱託職員を雇用。

【特別支援学校振興費】

全て、各学校に令達されているもので、その概要は以下のとおりである。

図表番号 3-10-12 特別支援学校への令達の概要

- | |
|--|
| (1) 特別支援学校における嘱託職員の配置 |
| ① 正規職員の退職者補充 (27校、のべ166人) |
| ② 食数の多い学校へ加配 (20校、のべ30人) |
| (2) 特別支援学校における退職日々雇用職員の賃金等 (注1) |
| 特別支援学校退職単純労務職員の再雇用分 (11校、のべ14人) |
| (3) 特別支援学校における日々雇用職員の賃金等 (注1) |
| 特別支援学校単純労務職員療休者等の補充分 (8校、のべ14人) |
| (4) 特別支援学校における学校技能員及び運転手業務委託 (注1) (20校、31業務) |
| (5) 特別支援学校における給食補助者の賃金等 (注2) |

特別支援学校における給食補助員の配置（3校、のべ23人）

（6）特別支援学校における初任者研修に係る非常勤講師の配置（29校、のべ91人）

（7）医療的ケアの必要な児童生徒のための特別非常勤講師の配置

看護師の配置分（20校、のべ68人）

（8）学校支援のための非常勤講師の配置

特別の配慮が必要な児童生徒への個に応じたきめ細かな指導の充実を図るための非常勤講師の配置分（18校、のべ32人）

（9）特別支援学校における妊娠教員補助のための非常勤講師の配置（25校、のべ51人）

（10）学校支援のための非常勤養護教諭配置事業

分教室に在籍する児童生徒の養護をつかさどるために、養護教諭を非常勤職員として配置分（3校、のべ3人）

（出所）教職員課の資料による。

（注1）特別支援学校の単純労務職員（学校技能員、調理員、介助員、運転手）については、正規職員退職後は新規採用を行わず、業務委託又は嘱託職員で対応している（業務委託は、学校技能員の一部と運転手に適用）。

- ・特別支援学校の単純労務職員が退職した場合、本人の申出により、退職日々雇用職員として、最長5年間雇用。
- ・単純労務職員の療養休暇等により職員が不足する場合は、日々雇用職員又は業務委託で対応。

（注2）自力で食事をするのが困難な児童生徒数が多く、食事等の補助に手間を要する学校に配置したもの。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）教職員の長期未異動者について

人事異動については、公立小中学校が「同一校に7年」、その他は「同一校に10年」を限度として異動させることを原則としている。

これについて、同一校10年超の勤務者が、小中学校において40名（千葉市を除く）、高等学校において84名、特別支援学校において51名が存在した。これらのうち、産育休や休職等による理由で小中学校29名、高等学校12名、特別支援学校39名、公務の都合上や校内の仕事上主要な職員であるという理由で、小中学校11名、高等学校35名、特別支援学校12名が存在した。

学校教育や学校事務は一定の標準化された形で実施されるべきもので、特に通常業務上長期異動ができないものはあまりないはずである。

今後は、例外的な事例について各細目で限定列挙し、それ以外は認めず、積極的な異動を心がけることが望まれる。

(2) 情報セキュリティ（特に個人情報保護）研修等の充実について

「個人情報の不適切な取扱いに係る懲戒処分等の状況一覧(平成 22 年度)(文部科学省)」によれば、千葉県における教職員の平成 22 年度の処分の状況は以下のようになる。

図表番号 3-10-13 個人情報保護関連処分等（平成 22 年度）

処分年月日	訓告等	処分理由
平成 22 年 6 月 16 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 7 月 9 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 7 月 21 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 7 月 28 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 8 月 25 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失
平成 22 年 10 月 26 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 11 月 15 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失
平成 22 年 12 月 15 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 12 月 20 日	(1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 12 月 24 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失
平成 23 年 1 月 15 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失

(出所) 文部科学省の公表資料による。

(注) () は、非違行為を行った所属職員（事務職員を含む）に対する監督責任により訓告等を受けた者の数で外数である。

この数字は、全国の都道府県第 5 位の件数である。学校における個人情報の漏洩は社会問題として新聞等で問題となることが多いため、教育に対する信頼を毀損する虞がある。

今後、指導課等と調整の上、個人情報保護を中心とする情報セキュリティの規定等を明確化（この際、単に資料を外部に持ち出さないという観念的なものではなく、教職員の現状の業務状況を配慮したものであることが必要）し、研修を充実させ、当該事故撲滅のための施策を行うことが望まれる。

(3) 随意契約の要否等の検討について

「平成 23 年度公立学校教職員採用候補者選考に係る電算処理等に係る業務委託」については、候補者データのパンチ業務を委託するものである。当該業務は一般の業者が行うことができるものであり、システムの開発業者でなければできないものではないため随意契約の理由としては該当しないと考えられる。

これに対し、教職員課側では、当該業務はパンチ業務だけではなく、システムの保守を行っているために開発業者でなければできない旨を主張している。そうであるとすれば、仕様書にシステム保守の指示内容を明記すべきであり、さらに受託者がいつどのような保守業務を行ったのかその部分について「完了報告書」を提出すべきである。

今後データ作成の仕様を示すことにより、一般競争に付すか、保守内容を明記し、当該事項の完了報告も含め開発業者に委託するのはいずれかを選択することが必要である。

(4) 単純労務職員退職不補充事業における業務委託に対する効果の検証について

単純労務職員退職不補充事業において、学校技能員の一部及び運転手が退職した際には、業務委託により対応が行われる。高等学校及び特別支援学校へ令達された予算については、かい長に専決権があるため、一義的には財務規則等に基づき各学校の責任において執行される。

しかし、業務実績を基にした業務量の実地調査等がなされていないために、当該事業の有効性及び効率性を把握することができず、既得権化するリスクが存在するとともに、各学校間の公平性に問題が生じる可能性がある。

今後業務量調査等を実施することにより、配置及びその業務量が適正であったかを検証することが望まれる。

第11 学校安全保健課（一般会計）

1 所掌事務の概要

学校安全保健課は、学校安全保健法に基づき、県立学校児童生徒及び教職員の健康管理、エイズ教育の充実、薬物乱用防止教育の充実、交通安全、防災、防犯、学校生活での安全等の学校安全に関する研修等、学校における食育推進、衛生管理、給食施設・設備の整備を行う組織である。また、同課安全室には危機管理担当参事が配置され、事故・事件に対し、各課との連携の下、庁内横断的な対応を図っている。

学校安全保健課の事務の概況は、以下の通りである。

- (1) 学校保健等に係る調査及び企画並びに指導に関する事。
- (2) 学校保健等に関する教育課程及び学習指導に関する事。
- (3) 学校保健等に関する研究指定校等の指定及びその援助に関する事。
- (4) 教育職員に対する保健に係る専門的事項についての指導及び助言に関する事。
- (5) 教育機関の環境衛生の指導及び助言に関する事。
- (6) 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。
- (7) 学校保健等に関する国庫補助に関する事。
- (8) 学校給食関係団体の育成に関する事。
- (9) 千葉県公立学校職員健康審査会に関する事。
- (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する事。
- (11) 千葉県学校給食会に関する事。
- (12) 学校職員安全衛生委員会に関する事。
- (13) 関係機関との防災に関する事務についての連絡に関する事。
- (14) 教育機関の安全管理の総括に関する事。

(出所) 所管事務の概要

2 職員配置状況

学校安全保健課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-11-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

職別 区分	課長 副参事 副技官	副課長 副局長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任 指導主事	指導主事	計
事務職員	1	4	2	3	1	2	11 (内併任 1)	24 (内併任 1)

（出所）「様式本 2 職員配置状況」

（注）併任職員 1 名は、学校安全保健課に在籍し、環境生活部生活・交通安全課に勤務

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-11-2 歳入額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正 額	決算 収入額	収入額	戻出額	収入 更正 額
国庫 支出 金	委託 金	教育費委託金 (注 1)	5,570	△1,033	△7	4,530	5,570	△1,033	△7
	国庫 補助 金	教育費国庫補助 金 (注 2)	-	-	7	7	-	-	7
国庫支出金 計			5,570	△1,033	-	4,537	5,570	△1,033	-
諸収 入	雑入	雑入 (注 3)	176,893	-	-	176,893	176,893	-	-
		雑入	179	-	-	179	179	-	-
諸収入 計			177,073	-	-	177,083	177,083	-	-
合計			182,643	△1,033	-	181,610	182,643	△1,033	-

（出所）千葉県から入手した歳入データを基に作成。不納欠損額は発生していない。

（注 1）「性に関する教育」普及推進事業 472 千円、子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業 4,058 千円（いずれも文部省委託事業収入）

（注 2）要保護・準要保護児童生徒医療費

（注 3）独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金

4 歳出事務

学校安全保健課の所管する主要な事業の支出の状況は、以下のとおりである。なお、事業費のうち、学校保健費及び学校給食費の大部分については、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-11-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

区 分		事業実施状況	予算現額	支出済額
款 項 目	事 業 名			
第 11 款 教育費		合計	995,732	931,334
第 7 項 保健体育費		うちかい執行分		547,694
第 1 目 保健振興費	運営費	一般管理費		5,489
		計	6,101	5,489
		うちかい執行分		-
	学校保健費	学校医等委嘱		242,688
		その他		14,064
		計	261,582	256,752
		うちかい執行分		245,896
	学校安全費	ちばっ子安全安心推進事業		3,133
		その他		1,164
		計	5,398	4,297
		うちかい執行分		2,468
	健康管理対策費	1 健康管理対策の強化		
		（1）教職員の健康管理		40,845
		（2）児童生徒の健康管理		494,807
		小計		535,652
		2 学校環境の整備		29,099
		計	613,593	564,751
		うちかい執行分		202,023
	学校給食費	県立千葉中学校及び高等学校定時制		74,960
		学校給食委託学校給食設備の整備		18,034
		その他		7,051
		計	109,058	100,045
		うちかい執行分		97,307

（出所）「様式本 7 支出状況調」より作成

かい執行機関等への令達された予算については、かい長に専決権があり、各所属において財務規則等に基づいて執行される。

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-11-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	保健 教育費	保健振興費	報酬（注1）	251,328	△247,418	1,116	2,794
			共済費	1,172	△12	1,120	35
			賃金	2,210	-	2,169	41
			報償費（注2）	7,801	△2,094	4,415	1,292
			旅費	5,071	△1,244	1,967	1,860
			需用費	8,993	△2,693	4,295	1,750
			役務費	11,885	△6,933	2,940	2,012
			委託料（注3）	280,385	△93,129	178,449	8,372
			使用料及び賃借料	6,742	-	6,301	441
			備品購入費	19,196	△17,278	-	2,608
			負担金・補助金及び 交付金 （注4）	400,762	△176,893	180,683	43,186
			償還金・利子及び割 引料	187	-	184	3
合 計				995,732	△547,694	383,640	64,398

（出所）千葉県から入手した歳入歳出データより、学校安全保健課のみを抽出加工。なお、予算流用については、需用費△255千円、委託料△435千円、備品購入費690千円がなされている。

（注1）決算額1,116千円は千葉県公立学校職員健康審査会委員報酬、令達額は、学校医報酬226,074千円、学校健康管理医報酬15,030千円、新規採用養護教員研修代替職員報酬2,705千円 他

（注2）子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業3,530千円 他。令達額は学校医等に帯同する看護師等の報償費1,584千円 他

（注3）児童生徒及び教職員の健康診断委託料173,581千円、環境衛生検査4,164千円。令達額は、受水槽等の衛生管理委託料16,291千円 他

（注4）独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支払 他

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の学校安全保健課の主な事務事業の状況は以下の通りである。

【学校保健費】

(1) 学校医等の委嘱

学校医等については、委嘱の手続は学校安全保健課で各学校からの提出書類をとりまとめ、教育長名で学校医の委嘱がなされる。報酬の支出は令達額に基づき、各学校で執行される。学校医の執務状況については、養護教諭と学校医が連携を図りながら確認している。

(242,688 千円はすべてかい執行)

(2) 保健教育の充実

保健教育の充実のために以下の研修、及び学校保健研究校（成田市立前林小学校 1 校）の指定を行った。（3,937 千円、うちかい執行 3,208 千円）

- ① 新規採用養護教員研修会（12 回開催、各回対象人員 24 名）
- ② 養護教諭 5 年 10 年経験者研修（5 年経験：5 回開催、各回対象人員 32 名、10 年経験：10 回開催、各回対象人員 20 名）

(3) 公立学校健康審査会の開催

一般部会 16 回、精神・神経部会 15 回、腰部部会 2 回を実施した。（1,342 千円）

(4) 千葉県学校保健会負担金

千葉県学校保健会が実施する児童生徒に健康管理及び関係者の資質向上に関する事業の負担金の支出。（310 千円）

(5) エイズ対策関連事業

エイズリーフレット 45,000 部作成し、配布をした。（467 千円）

(6) 薬物乱用防止対策事業

薬物乱用防止教育研修会を開催、及び児童生徒から薬物乱用防止に関する標語を募り、啓発効果を高めた。（50 千円）

(7) 教職員メンタルヘルス対策事業

以下の施策を実施した。（899 千円）

- ① 教職員こころの健康相談：教職員本人・その家族及び所属の管理職等がカウンセラーに電話相談を行った。また、管理職等を対象に年5回の面談相談を実施。
- ② メンタルヘルス研修会：新任管理職等を対象に研修会を実施（3回実施、各回対象人員491人）
- ③ メンタルヘルス啓発資料の作成、配布：43,000部作成・配布
- ④ メンタルヘルス推進会議の開催：1回開催

（8）文部科学省委託事業

文部科学省からの委託事業として、以下のものを実施した。（4,530千円）

- ① 「性に関する教育」普及推進事業：研修会開催（1,196名参加）
- ② 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業：専門医を講師として136校へ派遣。

【学校安全費】

（1）安全教育の充実

学校安全研修会開催（幼小中地区別安全主任研究協議会、高等学校安全教育指導者養成講座、学校安全教育推進委員会委員連絡協議会）、学校安全研究校の指定（柏市立富勢小学校、柏陵高等学校）、学校安全教育講師派遣事業（39校）及び原付通学許可者に対する交通安全教室の実施（591名）を行った。（577千円、うちかい執行218千円）

（2）交通安全対策の推進

小、中、高別に交通安全指導資料を作成、配布。（586千円、うちかい執行366千円）

（3）安全教育の充実

ちばっ子安全・安心推進事業として、ちばっ子地域安全マップ作成推進拠点校53校を指定した。また、地域の子どもを見守る活動支援集会を開催した。（3,133千円、うちかい執行1,883千円）

（4）防災教育の推進

実践的な防災事業推進のための教員及び管理職研修を実施、また防災教育モデル事業として各教育事務所及び1小学校で実施。

【健康管理対策費】

（1）教職員の健康管理

結核健康診断、胃部検診（40歳以上）、尿検査、腰部検診（特別支援学校）、成人病検診（35歳及び40歳以上）を実施。（40,845千円、うちかい執行227千円）

(2) 児童生徒の健康管理

以下の施策を実施した。(494,807千円、うちかい執行177,011千円)

- ① 児童健康診断等の実施
- ② 要保護・準要保護児童生徒医療費の事務手続
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の事務手続(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の掛金事務処理及び給付事務。給付金の申請は、保護者から各学校へ給付申請が行われた後、各学校から県教育委員会経由で独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出される。給付金の支払いは、独立行政法人日本スポーツ振興センターから一旦県教育委員会に送金されると、教育委員会から各学校に予算令達された後に各学校から保護者に給付金が支払われる。)
- ④ 自動体外式除細動器(AED)の設置(平成19年度から5ヵ年計画で全県立学校に設置予定で、平成22年度は25校に設置)

(3) 学校環境の整備

受水槽の衛生管理等を行った。(29,099千円、うちかい執行24,784千円)

【学校給食費】

(1) 学校給食研修会等

以下の研修会及び学校給食研究校の指定(市原市立辰巳台東小学校)を行った。(5,074千円、うちかい執行4,297千円)

- ① 新規採用学校栄養職員研修会(12回開催、各回対象人員33名)
- ② 学校栄養職員5年10年経験者研修(5年経験:5回開催、各回対象人員23名、10年経験:7回開催、各回対象人員14名)
- ③ 栄養教諭初任者研修(7回開催、各回対象人員15名)

(2) いきいきちばっ子食育推進事業

5地域で指導事業を実施した。(325千円、うちかい執行20千円)

(3) 腸管出血性O157を含む腸内細菌検査

2,266件の検査を実施した。

(4) 学校給食用食材料安全点検

320件について実施した。(867千円)

(5) 学校給食業務

当該業務は令達額に従い各学校で執行された。なお、県立千葉中学校及び定時制高校の給

食の委託契約については各学校の責任において行われる。仕様書、報告書、点検表などの様式は共通のものが定められている。(74,960千円、すべてかい執行による)

(5) 学校給食設備等の整備

(18,034千円、うちかい執行 18,030千円)

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 災害対策について

学校安全保健課では「震災時における実働計画(実働マニュアル)(平成23年9月、千葉県教育庁)」を策定し、さらに地震対応等見直すべき点を検討し、改訂を加えている。

今般の東日本大震災の体験を踏まえ、さらに充実したものを策定し、実践訓練を早期に実施することが望まれる。

さらに、地震だけではなく火山噴火等他の災害についても言及することが望ましい。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金と子ども医療助成制度との二重請求の防止について

平成22年12月より、小学校3年生までの児童については、医療機関の受診に当たって、子ども医療費助成制度を利用することができる。ただし、学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象とならないとされている。左記については、誤解に基づいて結果的に二重請求がなされたり、故意に二重請求が行われる可能性を否定できない。

この点、県の意見としては、給付金請求の際に医療機関の証明を添付する必要があるため、重複はないはずであるとの見解であるが、予防的コントロールとしては弱いと言わざるを得ない。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータは学校安全保健課に、子ども医療助成制度のデータは各市町村(及び県健康福祉部児童家庭課)が保持しているため、現状では相互チェックができにくい状況にある。

学校安全保健課に二重請求の発生防止義務や発生した場合の責任が生じるものではない。しかし、二重請求が生じた場合には、県及び市町村全体では損失が発生することになる。現状では、二重請求を解消する方法としては、学校安全保健課が県健康福祉部児童家庭課に働きかけ、関連する市町村と協議の機会を設定することが考えられる。そして、各市町村担当者から学校安全保健課側に対して、子ども医療助成制度該当者のうち独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付者に該当するものがないかを一定の範囲で照会を行ってもらう等の方法も考えられる。

学校安全保健課においては業務の負担が発生することが考えられるが、各制度の適正な執行のために、上記を含めた何らかの協力が望まれる。

第12 文化財課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）

本課においては、一定の補助金のみを監査対象としている。

1 概要

(1) 文化財課の概要

文化財課は、博物館等の社会教育施設の整備・充実と博物館活動を通じた生涯学習の推進、文化財の保存・活用等による地域づくり・ふるさと意識の形成、埋蔵文化財の保護等を行う組織である。文化財課では、これらの事務の一環として、文化財の適正な保存管理とその活用を図るため、文化財保存事業に要する経費に対する補助金の交付事務を行っている。

(2) 文化財保護の仕組みの概要

ア 各団体等の役割

文化財保護法によれば、文化財保護のための各団体等の役割は以下のようになる。⁹

国

- ・文化財保護法の制定
- ・重要な文化財の指定，選定，身近な文化財の登録
- ・指定文化財の所有者等に対する管理，修理，公開に関する指示，命令，勧告
- ・指定文化財の現状変更等の規制，輸出の制限，原状回復命令
- ・指定文化財の管理，修理，公開等に関する所有者等への補助
- ・文化財の公有化に対する地方公共団体への補助
- ・指定文化財等に係る課税上の特例措置の設定
- ・博物館，劇場等の公開施設，文化財研究所の設置，運営

地方公共団体

- ・文化財保護条例の制定
- ・重要な文化財の指定，選定等（国指定等を除く）
- ・指定文化財の所有者等に対する管理，修理，公開に関する指示，勧告及び現状変更等の制限
- ・指定文化財の管理，修理，公開等に関する所有者等への補助
- ・文化財の保存・公開のための施設の設置，運営
- ・文化財の学習活動，愛護活動，伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進
- ・管理団体として国指定文化財の管理，修理等

（注）地方自治体により差異がある。

⁹ 文化庁ホームページより作成。

所有者等

- ・国及び地方指定文化財等に関し、所有者の変更、滅失、毀損、所在の変更等に係る届け出
- ・文化財の管理、修理
- ・文化財の公開
- ・重要文化財等の譲渡に際して国に対する売渡の申出

(注) 地方自治体により差異がある。

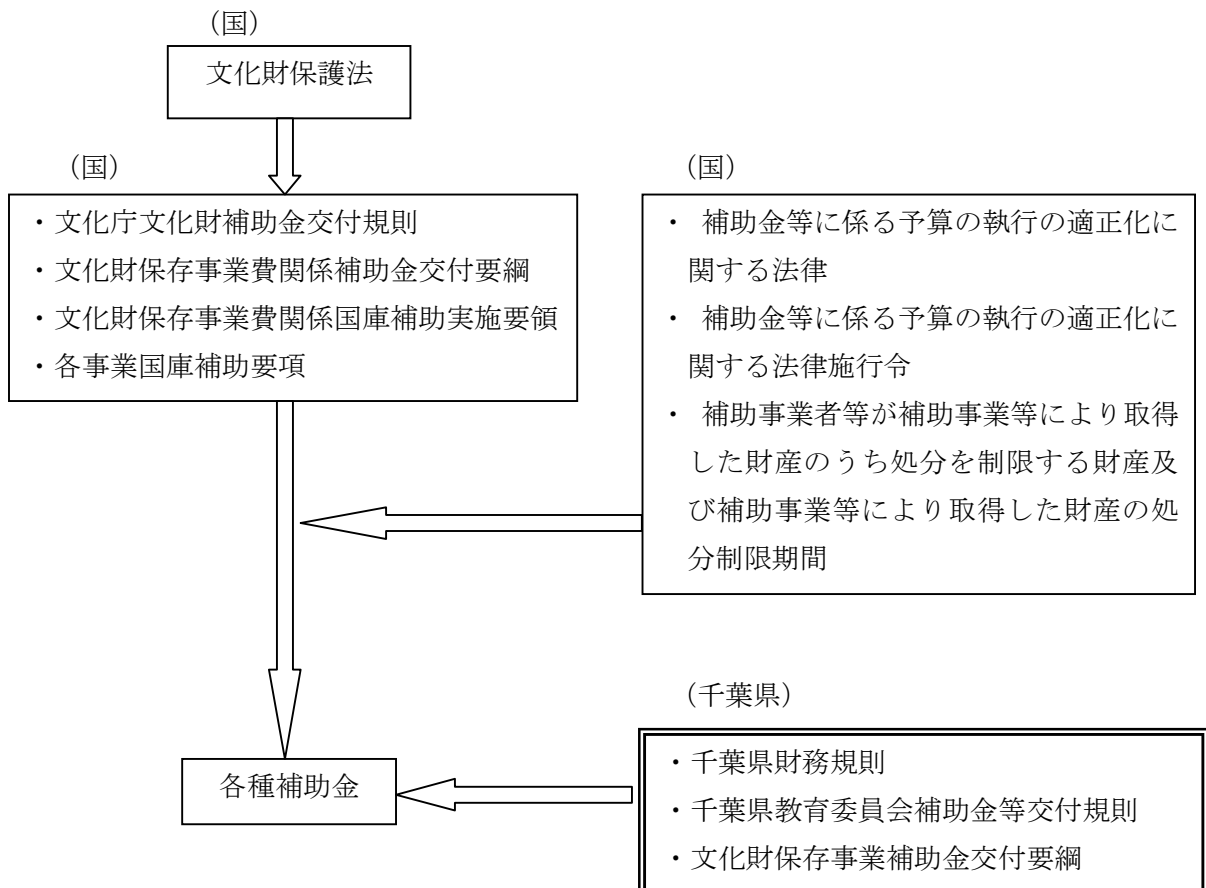
国民（県民）

- ・国及び地方公共団体の行う文化財保護の活動への協力
- ・遺跡の発見に関する届出
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘に際する届出
- ・埋蔵文化財調査のための発掘に際する届出

イ 千葉県における文化財保護の法体系

上記文化財保護法を受けた千葉県における文化財保護法令等の体系（補助金関連）は以下の通りである。

図表番号 3-12-1 千葉県における文化財保護のための法令等の体系（補助金関連）



ウ 千葉県における文化財とその補助金の概要

千葉県の文化財については、平成 22 年度史跡等購入及び文化財保存整備事業に関し、国及び千葉県から以下のものが補助の対象とされた。

図表番号 3-12-2 千葉県における文化財と国及び千葉県の補助金の概要（平成 22 年度）

種類	文化財名称	所在自治体	補助金の種類			補助額 (千円)
			国庫 補助金	史跡購入 県費補助	整備事業 県費補助	
国指定	曾谷貝塚（注 1）	市川市	○	○		5,269
	下総国分寺跡（注 1）☆	市川市	○	○		1,457
	本佐倉城跡（注 1）☆	佐倉市	○	○		2,027
	本佐倉城跡（注 1）	酒々井市	○	○		10,675
	下総小金中野牧跡（注 1）☆	鎌ヶ谷市	○	○		2,802
	龍角寺古墳群・岩屋古墳（注 1） ☆	栄町	○	○		4,176
	大原幽学遺跡旧宅墓及び宅地耕地地割（注 2）☆	旭市	○		○	3,463
	長柄横穴群（注 2）☆	長柄町	○		○	1,140
	高梨氏庭園（注 2）☆	野田市	○		○	676
	笠森寺観音堂（注 2）☆	長南町	○		○	1,762
	宝珠院観音堂（注 2）☆	印西市	○		○	303
国選定	香取市佐原重要伝統的建造物群保存地区（注 2）	香取市	○		○	700
県指定	玉前神社（注 3）	一宮町			○	7,500
	龍正院（注 4）	成田市			○	7,500
	常灯寺（注 5）☆	銚子市			○	1,787
	聖画（注 6）☆	匝瑳市			○	213
	福新呉服店（注 7）☆	香取市			○	653
	正上醤油店（注 8）	香取市			○	7,500
	高照寺ノ乳孫樹（注 9）☆	勝浦市			○	122
	中村屋乾物店（注 10）	香取市			×	-
	木造薬師如来立像（注 10）	銚子市			×	-
	諏訪神社本殿（注 10）	袖ヶ浦市			×	-
	坂戸神社の森（注 11）	袖ヶ浦市			×	-
	合計					59,725

（出所）文化財課の資料及びホームページより作成。文化財名の☆は 500 万円未満のものを示す。

（注 1）いずれも市町村が行う史跡等公有化事業の継続案件であり、取得に伴う債務の償還及び

償還利子・割引料について、国庫補助金以外の市町村の負担を軽減するために、助成を行っている。

(注 2) 国指定・国選定の文化財の保存整備について助成を行ったもの。

(注 3) 継続事業として、県指定文化財の保存・整備のための助成を行ったものである。なお、平成 21 年度において神社側の財政的事情から事業規模を縮小し、長期計画の見直しが必要となった。その結果、平成 23 年度終了予定を平成 25 年度終了に計画変更をした。

(注 4) 継続事業として、県指定文化財の保存・整備のための助成を行ったものである。平成 21 年度・平成 22 年度の二ヵ年計画である。

(注 5) 平成 16 年度策定の「千葉県指定有形文化財常灯寺本堂修理計画書」に従い、平成 22 年度から整備について助成をした。

(注 6) 良好な保存を図るため、東京芸術大学に委託し剥落止め・錆による画面の劣化の防止を最優先に行うための費用の一部を助成した。

(注 7) 破損箇所の修繕の費用の一部を助成した。

(注 8) 破損箇所の修繕の費用の一部を助成した。

(注 9) 当初非採択であったが、主幹部が裂け空洞化しており倒木の危険があることから、幹幹部・不要枝の伐採、剪定等の作業費の一部を助成した。

(注 10) 修復の必要性は見られるが、緊急性がないため来年度以降に先送りした。

(注 11) 必要性に乏しく非採択とした。

なお、上記において補助金の助成の種類は以下の通りである。

【史跡購入県費補助】

史跡の所在する市町村等が国庫補助金を受けて購入する。購入については国が 8 割を負担し、残りの 2 割についての 50%以内の部分について県が助成。助成割合は市町村の財政力指数により異なる。

【整備事業県費補助】

整備費用の 50%以内の部分について県が助成。

いずれも負担金・補助及び交付金として支出する。

(3) 補助金の概要

ア 補助金の交付状況

平成 22 年度における補助金の交付対象事業、交付先及び交付金額（1 件 500 万以上）は、以下のとおりである。

図表番号 3-12-3 補助金の交付対象事業、交付先及び交付金額（1件 500万以上）

事業名	事業内容	交付先	交付金額（円）
史跡等購入事業助成	曾谷貝塚（先行取得償還分）	市川市	5,269,000
	本佐倉城跡（先行取得償還分）	酒々井町	10,675,000
文化財保存整備事業	玉前神社社殿修理	玉前神社	7,500,000
	龍正院本堂修理	龍正院	7,500,000
	正上醤油店	個人	7,500,000

（出所）文化財課作成資料より

イ 補助金の交付対象となる事業及び対象者

文化財保存事業補助金交付要綱に基づいて補助金の交付対象となる事業及び対象者は以下の通りである（同要綱第2条第2項）。なお、平成22年度に交付した補助金に関するもののみ記載し、他については省略する。

図表番号 3-12-4 補助対象事業及び対象者

事業区分	事業細目	補助の対象
史跡購入事業	史跡等購入	市町村
文化財保存整備事業	建造物 美術工芸品 修理防災	所有者 管理団体（管理責任者） 市町村
	天然記念物保護増殖	所有者 管理団体（管理責任者） 市町村
	その他	省略
無形民俗文化財等助成事業 埋蔵文化財助成事業 文化財管理事業 文化財普及事業	省略	省略

（出所）文化財保存事業補助金交付要綱別表より抜粋

ウ 補助金の交付対象となる経費及び補助率

上記要綱に基づいて補助金の交付対象となる経費及びその補助率は以下の通りである(同要綱第3条)。なお、平成22年度に交付した補助金に関するもののみ記載し、他については省略する。

図表番号 3-12-5 補助対象経費及び補助率

事業区分	事業細目	対象となる経費	補助率
史跡購入事業	史跡等購入	土地・建物等購入経費、立木竹・建物等移転保証経費、先行取得地の再取得等経費、事務経費	補助対象経費の2分の1以内の定額 国庫補助事業である場合は、補助対象経費から国庫補助額を控除した2分の1以内の定額
文化財保存整備事業	建造物 美術工芸品 修理防災	修理工事、防災工事、その他工事経費、設計費及び監理料、工事報告書印刷経費、事務経費	補助対象経費の2分の1以内の定額 国庫補助事業である場合は、補助対象経費から国庫補助額を控除した額の2分の1以内の定額
	天然記念物保護増殖	給餌・施肥等経費、保護増殖機器・機材購入経費、病害虫駆除等経費、環境維持・復旧事業経費、調査経費、事務経費	補助対象経費の2分の1以内の定額 国庫補助事業である場合は、補助対象経費から国庫補助額を控除した額の2分の1以内の定額

(出所) 文化財保存事業補助金交付要綱別表より抜粋

(4) 補助金事務の概要

ア 補助金の交付事務について

(ア) 交付申請

補助事業者は、教育委員会が定める期日までに、文化財保存事業補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行う(同要綱第4条)。当該申請書は、補助事業者から市町村の教育委員会を経由して県教育委員会に提出される。国庫補助事業の場合は、申請書類は県教育委員会を経由して文化庁に提出される。

(イ) 交付決定

文化財課では、補助事業者の補助金交付申請を審査し、その結果を補助事業者に通知する。

(ウ) 計画の変更及び交付決定

補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、教育委員会の承認を受ける必要がある。(同要綱第5条第1項)

(エ) 概算払の請求

補助事業者が補助金の概算払を受けようとする場合は、文化財保存事業補助金概算払請求書を提出しなければならない。(同要綱第9条)

(オ) 交付額の確定

a 実績報告

補助事業者は、文化財保存事業実績報告書を、市町村教育委員会経由で事業の完了の日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育委員会に提出することにより、補助対象事業の実績報告を行う。(同要綱第7条)

b 交付額の確定

文化財課において実績報告を審査し、補助事業者に対する補助金交付額を確定する。確定した補助金の額については、市町村教育委員会経由で補助事業者に通知がなされる。

(カ) 交付額の請求・精算

補助事業者は、文化財保存事業補助金交付請求書に提出することにより、補助金の交付請求を行う。(同要綱第8条)

イ 補助金の交付に対する指導監督

(ア) 事前協議

補助金事業については、事業採択に至るまでに事業計画の適正性、緊急性等を十分に検討する必要がある。このため、事前協議として、翌年度実施事業について、毎年7月に市町村ヒアリング、毎年12月ないし1月に文化庁説明が実施され、国庫補助事業については、左記に加え文化庁と市町村及び所有者等との事前協議が十分に行われるようにすることとしている。

(イ) 事業実施に関する指導監督

a 国庫補助事業

補助事業者による申請、報告等にあたっては、県が窓口となって書類申請等を行っており、県は文化庁に確認をとりながら補助事業者を指導している。また、国庫補助事業の実施にあたっては、県の担当職員が現地での進捗確認を行っている。また、必要に応じて文化庁担当官を招聘して指導監督を行っている。

b 県費補助事業

補助事業の実施にあたっては、県の担当職員が現地での事業進捗確認を行っている。
また、必要な場合には県文化財保護審議会委員の調査を依頼し、指導監督を行っている。

ウ 補助金交付の効果の検証

史跡等購入事業及び文化財等保存整備事業については、事業対象となっている史跡等及び文化財等について保存の価値があると認められる限り、事業が実施され完了すること自体に補助金交付の効果があるといえる。従って、県としては、事前協議を十分に行って事業の適正性及び緊急性を十分に検討し、効果的な事業を補助対象として選定するようにしている。補助金交付の効果に関する事後的な検証は特段行っていない。

2 補助金事業の状況

文化財課が交付した補助金（1件あたりの交付金額が500万円以上のもの）について、補助金事業の内容及び交付先、過去3年間の交付状況、補助対象経費及び補助割合及び補助金交付事務の実施状況の各項目の調査を実施した。

(1) 史跡等購入事業助成

ア 曾谷貝塚（先行取得償還分）

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
曾谷貝塚	市川市	昭和54年12月22日に国史跡に指定された曾谷貝塚の保存を図るため、緊急に史跡等土地先行取得事業により公有化を行った。平成22年度においては、平成12、15、16、19年度先行取得事業に伴う地方債の償還を実施した。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去3年間の交付状況

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	10,140,000	7,512,000	5,269,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
先行取得に係る元金及び利子償還	①	147,489,947
国庫補助金 (注1)	②	117,988,000
差引	③=①-②	29,501,947
県補助金	④	5,269,000
補助率 (注2)	④/③	17.9%

(出所) 補助金交付申請書より

(注1) 市川市が国から受けたもの。

(注2) 「補助率」は図表番号3-12-5の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成22年10月12日付にて提出されている。県はこれに対して平成22年11月9日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成23年3月31日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成23年4月5日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成23年4月13日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

イ 本佐倉城跡 (先行取得償還分)

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
本佐倉城跡	酒々井町	平成10年9月11日に国史跡指定された本佐倉城跡の保存を図るために、平成15年度に史跡先行取得事業により公有化を実施した。平成16年度から先行取得事業に伴う地方債の償還を実施。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去3年間の交付状況

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	15,348,000	15,121,000	10,675,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
先行取得に係る元金及び利子償還	①	138,378,865
国庫補助金 (注 1)	②	110,700,000
差引	③=①-②	27,678,865
県補助金	④	10,675,000
補助率 (注 2)	④/③	38.6%

(出所) 補助金交付申請書より

(注 1) 酒々井町が国から受けたもの。

(注 2) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 10 月 13 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 11 月 9 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 31 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 5 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 13 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

(2) 文化財保存整備事業

ア 玉前神社社殿修理

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
玉前神社社殿 附棟札	宗教法人 玉前神社	社殿全体の破損、腐食（雨水、蟻害など）部分に関する修理。宗教法人玉前神社が設計監理と施工について専門業者に委託し実施する。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去 3 年間の交付状況

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	4,217,000	10,000,000	7,500,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
工事請負費		50,622,906
委託料		4,809,074
合計	①	55,431,980
県補助金	②	7,500,000
補助率 (注)	②/①	13.5%

(出所) 補助金交付申請書より

(注) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 6 月 28 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 7 月 1 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 31 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 7 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 21 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

イ 龍正院本堂修理

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
龍正院本堂	宗教法人 龍正院	千葉県指定有形文化財「龍正院本堂」保存修理工事(屋根銅板葺替)。宗教法人龍正院が岩瀬建築有限会社と請負契約を結び実施する。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去 3 年間の交付状況

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	—	8,000,000	7,500,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
工事請負費	①	28,374,150
県補助金	②	7,500,000
補助率 (注)	②/①	26.4%

(出所) 補助金交付申請書より

(注) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 6 月 22 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 7 月 1 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 30 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 7 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 22 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

ウ 正上醤油店

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
正上醤油店	個人	経年の老朽化により、土蔵の屋根部全体、軒先廻りを受ける張り出し漆喰部分（鉢巻部）、北側の壁面全体などに破損外が見受けられる。このため土蔵内部及び下屋付近に雨漏りが確認された他、土蔵屋根の軒先の垂れなどから屋根瓦の崩落が危惧される状態である。また、大桁の蟻害や小屋組みの損傷により、屋根部全体の耐久性が著しく減退しており、現状のままでは建物の維持・管理に支障をきたしていることから、屋根部全体および鉢巻部、壁面部の早急な保存修理を実施する必要がある。施工は請負工事とする。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去3年間の交付状況

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	2,956,000	2,211,000	7,500,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額(円)
工事請負費	①	16,324,000
県補助金	②	7,500,000
補助率(注)	②/①	45.9%

(出所) 補助金交付申請書より

(注) 「補助率」は図表番号3-12-5の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成22年5月24日付にて提出されている。県はこれに対して平成22年6月10日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成22年12月10日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成23年1月5日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成23年1月14日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

(3) 宗教法人に対する助成について

宗教法人の施設の助成において、現行は財産目録・収支計算書等のコピーを提出させ、審査の資料としている。

一方、千葉県総務部学事課私学振興・宗務室においては、管轄の宗教法人において以下の書類を提出することを義務付けている。¹⁰

¹⁰ 当該書類の提出を怠った場合には、宗教法人法上以下に示す罰則がある。【罰則規定】備付け書類の作成や備付けを怠り、又は不実の記載をした場合(法人法第88条第4号) 所轄庁への備付け書類の写しの提出を怠った場合(同法同条第5号)

図表番号 3-12-6 宗教法人法上の提出書類

備付け書類（宗教法人法 第 25 条第 2 項）	提出書類（第 25 条第 4 項）
宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備付けなければならない。	宗教法人は、毎会計年度終了後 4 月以内に、第 2 項の規定により当該事務所に備付けられた同項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる書類の <u>写し</u> を所轄庁に提出しなければならない。
(1) 規則及び認証書	
(2) 役員名簿（エクセル：25KB）	写しを必ず提出する
(3) 財産目録（エクセル：17KB）	写しを必ず提出する
(4) 収支計算書（エクセル：20KB）	年収が 8 千万円を超える場合又は収益事業を行っている場合は提出する
(5) 貸借対照表	作成している場合は提出する
(6) 境内建物に関する書類（エクセル：14KB）	財産目録の記載以外にある場合（例：借家など）は提出する
(7) 責任役員会議事録	
(8) その他規則で定める機関の議事録	
(9) 事務処理簿	
(10) 事業に関する書類（ワード：27KB）	事業を行っている場合は提出する （例：霊園、幼稚園などの公益事業並びに物品販売や不動産貸付などの収益事業）

（出所）千葉県総務部学事課私学振興・宗務室のホームページによる。

このため、交付申請において必要とされる資料の一部は既に千葉県が所持しているもので、総務部との協議により内容を確認できる性質のものである。

申請者の二重の負担の軽減や法令順守を進めるためにも、当該資料については総務部の資料を基に対応することが望まれる。

現状、小規模の宗教法人（寺）については罰則規定を適用していない状況にあるが、健全な状態とはいえなため、引き続き情報収集等を行うことが望まれる。

3 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 文化財の災害対策について

千葉県においては、東日本大震災により土蔵造りの町並みで重要伝統的建造物群保存地区に指定されている香取市が震度 5 強であったため、佐原地区で、県指定文化財の土蔵造り町家に棟瓦の崩壊、屋根瓦の崩落とそれに起因する下屋の破壊、土壁の部分破壊といった大きな被害が生じた。

特に、平成 22 年度に文化財保存整備事業として実施（平成 21 年度、平成 22 年度の二ヵ年計画）した「正上醤油店」については、今般の東日本大震災において被災をし、再度整備の必要性が生じた点を含め、正文堂、福新呉服店、和雑貨中村屋商店等で被害が発生した。

一方、国の重要文化財（建造物）の防災においては、重要文化財建造物の総合防災対策検討会を経て、「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」（平成 21 年 4 月、重要文化財建造物の総合防災対策検討会）を策定するとともに、重要文化財（建造物）の耐震診断事業を実施している。

千葉県においても、「千葉県地震防災戦略」（平成 21 年 9 月、千葉県）において、「教育施設の防災対策の推進」において、「文化財施設等の耐震化、所有者への意識啓発」が示されている。

しかし、当該戦略を受けた具体的な指針及び施策は未だなされていない。

さらに今後大規模地震等が見込まれる状況において、災害対策を踏まえた具体的な施策が望まれる。

第13 体育課（補助金）

本課においては、一定の補助金のみを監査対象としている。

1 概要

（1）体育課の概要

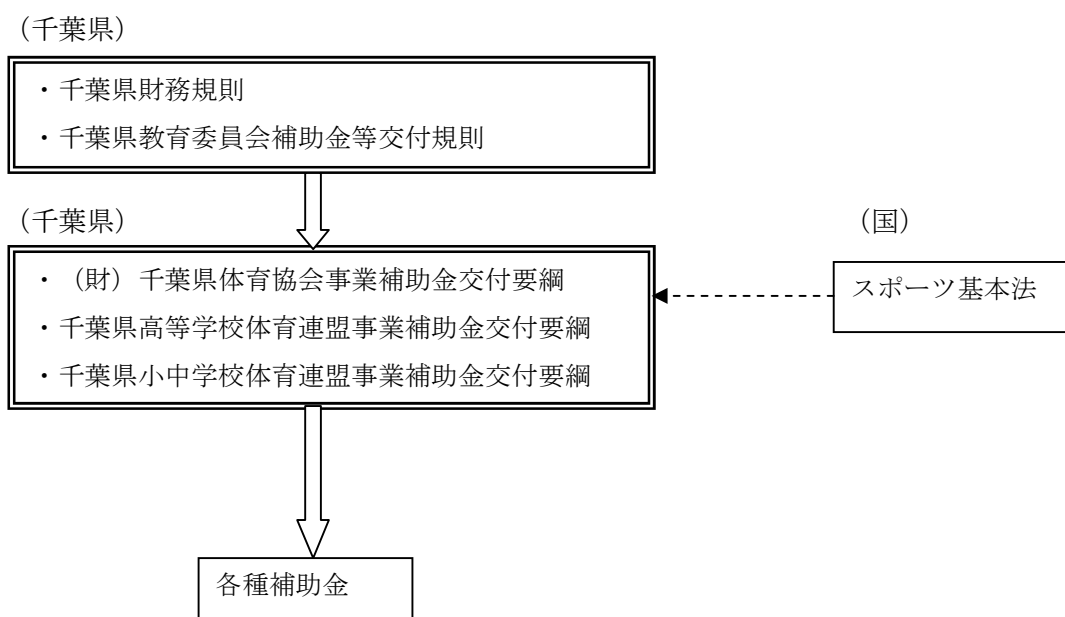
体育課は、学校での体育・スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツの各分野にわたる、推進体制や施設の整備。スポーツ・レクリエーション活動の機会充実、スポーツを通じた国際交流の推進を行う組織である。体育課では、これらの事務の一環として、体育・スポーツ活動事業に要する経費に対する補助金の交付事務を行っている。

（2）補助金の概要

ア 千葉県におけるスポーツ振興の法令等の体系

千葉県におけるスポーツ振興の法令等の体系（補助金関連）は以下の通りである。

図表番号 3-13-1 千葉県におけるスポーツ振興のための法令等の体系（補助金関連）



（出所）各種資料より作成。

（注）その他、平成22年12月24日施行の「千葉県体育・スポーツ振興条例」が制定されている。

イ 体育課の支出した補助金の概要

体育課の支出した補助金の一覧は以下の通りである。

図表番号 3-13-2 補助金一覧（平成 22 年度）

（単位：千円）

名称	交付先	内容	根拠	交付金額
千葉県高等学校 体育連盟事業補 助金	千葉県高等学校 体育連盟	体育連盟が行う 大会開催及び派 遣事業に対する もの	千葉県高等学校 体育連盟事業補 助金交付要綱	31,852
千葉県小中学校 体育連盟事業補 助金	千葉県小中学校 体育連盟	体育連盟が行う 大会開催及び派 遣事業に対する もの	千葉県小中学校 体育連盟事業補 助金交付要綱	8,414
千葉県体育協会 事業補助金	（財）千葉県体 育協会	体育連盟が行う 体育・スポーツ 振興事業に対す るもの	（財）千葉県体 育協会事業補助 金交付要綱	36,081
千葉県体育指導 委員連合会事業 補助金	千葉県体育指導 委員連合会	連合会が行う地 域スポーツ振興 事業に対するも の	千葉県体育指導 委員連合会事業 補助金交付要綱	2,582
全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭千葉県実行 委員会事業補助 金	全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭千葉県実行 委員会	実行委員会が行 う派遣事業に対 するもの	全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭千葉県実行 委員会事業補助 金交付要綱	2,743
千葉県特別支援 学校体育連盟事 業補助金	千葉県特別支援 学校体育連盟	体育連盟が行う 大会開催及び派 遣事業に対する もの	千葉県特別支援 学校体育連盟事 業補助金交付要 綱	826
全国高等学校野 球大会（第 92 回 全国高等学校野 球選手権大会） 派遣事業補助金	成田高等学校	全国大会へ出場 する高校に対す るもの	全国高等学校野 球大会派遣事業 補助金交付要綱	150
合 計				82,647

（出所）体育課の資料による。

(注) 上記は予算科目「(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 体育振興費 (節) 負担金・補助金及び交付金」より支出している。

(3) 補助金事務の概要

ア 手続規程の制定及び補助事業の認定

(ア) 補助金交付要綱等の制定

財政課長、総務部長、会計管理者又は出納員の合議を経て要綱等を制定・改廃（財務規則第 34 条、62 条）。

(イ) 認定申請

補助事業の認定を申請するものは、教育委員会が定める期日までに、あらかじめ指定する書類を添付して認定申請を行う。その後指定する日における体育課のヒアリングを経て、補助金交付の内示を行う。なお、内示行為で 1 千万円以上のものは、財政課長の合議を行う（財務規則第 34 条 2 項）。

イ 補助金の交付事務について

(ア) 交付申請

申請者は、教育委員会が定める期日までに、財務規則第 3 条及び各種要綱に定める申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行う。

(イ) 交付決定

体育課では、補助事業者の補助金交付申請を審査し、その結果を補助事業者に通知する。

(ウ) 概算払の支払（前金払）

審査結果に基づき、補助事業者に概算払の支払いを行う。

ウ 交付額の確定

(ア) 実績報告

補助事業者は、事業の完了の日から 30 日以内に、補助対象事業の実績報告を行う。

(イ) 検査

体育課は、提出された実績報告を基に、補助事業の支出内容を審査し、補助金の額を確定する。

エ 交付額の精算（返納）

補助事業者は、交付確定額に従い、概算払いとの差額を返納する。

2 補助事業の状況

平成 22 年度における補助金の交付対象事業及び交付金額（1 件 500 万以上）は、以下のとおりである。以下、各事業の状況について示すこととする。

図表番号 3-13-3 対象とした補助金（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	交付金額
千葉県高等学校体育連盟事業	31,851
千葉県小中学校体育連盟事業	8,413
千葉県体育協会事業	36,080

（出所）体育課提供資料

（注）本監査では、体育課が平成 22 年度に交付した補助金のうち、1 件あたりの交付金額が 500 万円以上のものについて検討している。

（1）千葉県高等学校体育連盟事業補助金

ア 事業内容

千葉県高等学校体育連盟が行う大会開催及び派遣事業。

イ 交付先

千葉県高等学校体育連盟

ウ 過去 3 年間の交付状況

図表番号 3-13-4 過去 3 年間の交付状況

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	5,353	13,677	31,851

（出所）体育課提供資料

エ 補助形態

事業補助であった。

オ 補助対象経費に対する補助割合

定率補助と定額補助を併用している。具体的には、派遣旅費については交通費の片道分（補助率 50%）、開催事業費の 10%のそれぞれ定率補助と、ユニフォーム代の定額補助を併用した。

カ 補助申請の際の数値目標の設定・事前評価について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

キ 結果報告書の受領・精算行為について
実績報告書及び収支決算書を受領した。審査の結果、当初の交付金額 30,864,000 円に追加 987,000 円が認められ、31,851,500 円で精算した。

ク 補助金交付の効果の検証について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

(2) 千葉県小中学校体育連盟事業補助金

ア 事業内容
千葉県小中学校体育連盟が行う大会開催及び派遣事業。

イ 交付先
千葉県小中学校体育連盟

ウ 過去 3 年間の交付状況

図表番号 3—13—5 過去 3 年間の交付状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	6,067	9,711	8,413

(出所) 体育課提供資料

エ 補助形態
事業補助であった。

オ 補助対象経費に対する補助割合
定率補助と定額補助の併用している。具体的には、派遣旅費については交通費の片道分(補助率 50%)の定率補助と開催事業費の定額補助を併用した。

カ 補助申請の際の数値目標の設定・事前評価について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

キ 結果報告書の受領・精算行為について
実績報告書及び収支決算書を受領した。審査の結果、当初の交付金額 9,160,000 円と精算額 8,413,900 円の差額 746,100 円を返納させた。

- ク 補助金交付の効果の検証について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

(3) 千葉県体育協会事業補助金

- ア 事業内容
千葉県体育協会が行うスポーツ振興事業。
- イ 交付先
財団法人千葉県体育協会（以下、「体育協会」という。）
- ウ 過去3年間の交付状況

図表番号 3-13-6 過去3年間の交付状況

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	37,554	35,668	36,080

(出所) 体育課提供資料

- エ 補助形態
事業補助及び運営補助。
- オ 補助対象経費に対する補助割合
定額補助であった。
- カ 補助申請の際の数値目標の設定・事前評価について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。
- キ 結果報告書の受領・精算行為について
実績報告書及び収支決算書を受領した。審査の結果、当初の交付金額 36,381,000 円と精算額 36,080,582 円の差額 300,418 円を返納させた。
- ク 補助金交付の効果の検証について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

3 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 補助金の性質と効果の分析について

対象とした補助金は、その根拠を千葉県教育委員会補助金等交付規則から包括的に委任された各種交付要綱に求めている。また当該交付の要件、手続、効果などを個別的に判断すると、行政処分的性質を付与する特段の法規制が加えられていないため、私法上の贈与に類するものであり、行政処分に基づく交付ではなく、一種の負担付贈与に類するものと考えられる。¹¹

また、当該交付要件については議会の事前のコントロールがなく、行政の自由裁量の余地が大きく作用していると考えられる。

そうであるからこそ、要綱等の制定及び改廃に当たっては、財政課長、総務部長、会計管理者又は出納員との合議を有し、公平性の観点から問題がないか等が議論されるのであろう。

しかし、そうであってもこのような補助金は既得権化し、時代の変化や県民のニーズをタイムリーに反映できないリスクを潜在的に持つ傾向にある。

一方、平成 22 年 12 月 24 日に施行された千葉県体育・スポーツ振興条例第 12 条では「県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と努力義務が示され、その解説においては「具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定されるものである」としている。

当該条例の趣旨と当該補助金の性質を考えると、現状、各補助金について補助金交付の効果の検証が実施されていない理由として、「補助金に基づき実施している事業の内容が数値目標の設定が困難な内容である」ことを挙げている点については、当該条例の趣旨を考慮せず、単に既得権者への負担付贈与を継続していると認識せざるを得ない。

仮に当該分野に精通しているとしても、行政の裁量権は無制限ではなく、その効果はなんらかの形で客観的に判断されるものでなければ、公平の観点から批判を免れ得ないと考える。

大会参加の目的から考えて、指導者や大会関係者の参加人数が多く、その分参加選手への費用補助が不十分となっていないかという観点や、体育協会への定額補助の見直し等、補助金交付について有効性・効率性等の視点から、評価・検証するシステムの構築が必要であると考えられる。特に体育協会への補助金については体育協会が実施する事業に加えて、協会の運営に必要な経費の補助も実施していることから、体育協会の収支決算書等から運営状況を把握し、効率性の評価を実施することが可能と思われる。

¹¹ 名古屋地判昭和 59 年 12 月 26 日（判例タイムズ 550-216）参照。

第14 体育課（特別会計）

1 特別会計公共用地取得事業について

特別会計公共用地取得事業とは、地価の高騰に対処し、用地を先行取得することによって公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るために昭和42年度に設置された特別会計である。

特別会計において土地を取得することを条件として、公共用地先行取得等事業債の起債を行い、事業債の償還については、特別会計における起債償還相当額を一般会計から繰入、当該繰入額を原資として償還を実施することとしている。

2 取得した公共用地の現況

特別会計において取得した公共用地の現況は以下の通り。

(1) 場 所	市原市菊間地先・八幡地先
(2) 面 積	約29ヘクタール
(3) 用地所得費	183億5,700万円
(4) 用 地 利 用	一部一般開放等

(出所) 体育課提供資料

3 用地取得等の経緯

元々の目的は2002年サッカーワールドカップ日韓大会の開催地を目指していた千葉県が開催候補地として取得したもので、その後開催地からはずれたため、スポレク健康スクエア構想用地に転用されたものである。

用地の一部約9ヘクタールについては、平成16年度に市原市に無償で貸付け、同市がサッカーコートを整備し、平成17年度に高校総体の会場として、平成22年度に国体のサッカー及びラグビーの会場として使用した。

今後の活用については、平成23年4月1日をもって教育委員会所管から総務部所管（教育財産から普通財産に分類換え）となり、総務部が主体となって検討を進めることとなっている。

用地取得から現在までの経緯は以下の通りである。

図表番号 3-14-1 用地取得等の経緯

平成 4 年度	2002 年サッカーW杯大会国内開催地立候補
平成 7 年度	「県立スタジアム施設整備事業」として用地買収
平成 8 年度	開催会場地に落選
平成 11 年度	用地の一部を一般開放
平成 13 年度	事業名を「スポレク健康スクエア（仮称）整備事業」に変更
平成 14 年度	防災・防犯に対する緊急暫定造成工事の実施設計 用地の有効活用についての全庁的検討
平成 15 年度	暫定造成工事実施
平成 16 年度	一部を市原市に貸付、サッカーコート整備（スポレクパーク） 用地の一部を一般再開放
平成 17 年度	スポレクパークにて高校総体開催
平成 20 年度	「スポレク健康スクエア用地の活用方策に係る検討会議」設置
平成 22 年度	スポレクパークにて国民体育大会開催
平成 23 年度	教育財産から普通財産に分類換え

（出所）体育課提供資料

4 事業債の償還スケジュール

用地取得のために発行した事業債の償還スケジュールは図表番号 3-14-2 の通りであった。

これによれば、当該土地の取得のために平成 7 年度支出 3,316 百万円と併せて、24,889 百万円を費やしたことになる。

図表番号 3-14-2 事業債の償還スケジュール

(単位：千円)

平成	事項	発行額	元金償還額 ①	未償還 元金	利息金 ①	手数料 ②	合計=①+ ②+③
7年度	新規借入	15,041,000	-	15,041,000	-	-	-
8年度		-	15,041,000	-	304,324	-	15,345,323
	借換債	15,041,000	-	15,041,000	-	-	-
8年度	新規借入	2,977,000	-	18,018,000	-	-	-
		-	18,018,000	-	288,600	-	18,306,600
9年度	借換債	18,018,000	-	18,018,000	-	-	-
	新規借入	339,000	-	18,357,000	-	-	-
10年度	新規借入	64,000	-	18,421,000	349,153	-	349,154
11年度		-	-	18,421,000	350,584	3	350,587
12年度		-	18,357,000	64,000	349,328	3	18,706,331
	借換債	18,357,000	-	18,421,000	-	-	-
13年度		-	1,000,000	17,421,000	202,991	3	1,202,994
14年度		-	3,840	17,417,160	193,259	7	197,105
15年度		-	1,003,840	16,413,320	189,679	7	1,193,526
16年度		-	1,003,840	15,409,480	178,398	7	1,182,244
17年度		-	1,454,840	13,954,640	167,313	6	1,622,160
		-	13,906,000	48,640	-	-	-
	借換債	13,906,000	-	13,954,640	-	-	-
18年度		-	2,783,840	11,170,800	183,053	35,583	3,002,476
19年度		-	2,783,840	8,386,960	148,767	1,244	2,933,851
20年度		-	2,820,960	5,566,000	108,772	1,577	2,931,309
21年度		-	2,780,000	2,786,000	68,708	1,575	2,850,283
22年度		-	2,786,000	-	29,510	-	2,815,510
合計		18,421,000	18,421,000	-	3,112,440	40,015	21,573,455

(出所) 体育課の資料による。

(注) 平成 22 年度は、元金部分の償還 2,786,000 千円 (支出科目 ; (款) 公共用地取得事業 (項) 公債費 (目) 元金) 、利子部分 29,510 千円 (支出科目 ; (款) 公共用地取得事業 (項) 公債費 (目) 利子) により支出を行い、当該事業債の返済を終了した。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 取得した公共用地の有効活用

過去の意味決定について今更述べるものではないが、雑草が繁茂する税法上の倍率地域¹²で、しかもこの地をスポーツ競技場とするための交通状況の整備の必要性等を考えると、開催候補地に名乗りを挙げるために、結果として教育財産としての制約の下に、250億円近くの金額を費やした意思決定は、非常にリスクの高いものであったと言わざるを得ない。このため、その後の返済においても借換を繰り返しており、この金額があればどれほど多くの公立学校の整備等に利用し、教育環境の充実に寄与できたかを考えると、当該意思決定の「つけ」は非常に大きいものであったと言える。

取得した公共用地については平成23年4月1日に教育委員会所管から総務部所管へと所管換えが実施され、今後の活用については総務部が主体となって検討することとなったことから、既に教育委員会の手を離れており、今後の活用方法について教育委員会が検討するものではないであろう。

しかし、当該土地が教育財産として取得した経緯から、教育やスポーツ目的に利用が制限され、29ヘクタールのうち、約20ヘクタールが現在未利用地となっている事実にも目を向ける必要がある。

当該土地は県立高校に隣接し、夜間の照明も不十分であること、大部分に葎が繁茂し地元住民が利用できる状態ではないことから、犯罪事件や野火等の危険が指摘されてきた（市原市議会議員の質問による）。

このため、活用されている敷地の3割程度の部分の今後の有効活用だけが問題なのではなく、未利用の7割部分の放置状態の危険性を認識し、教育委員会側でも再び有効利用できないかについても再度検討することが望まれる。

¹² 倍率地域とは、大規模農地やゴルフ場等国が路線価を出していない土地で、評価にあたっては固定資産税評価額に当該倍率を掛けて算出する。